

酒々井町告示第72号

平成29年第5回酒々井町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月29日

酒々井町長 小坂 泰久

1 期 日 平成29年9月5日

2 場 所 酒々井町議会議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	濱	口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君	
3番	酒	瀬	川	健	一	君	4番	那	須	光	男	君
5番	御	園	生	浩	士	君	6番	川	島	邦	彦	君
7番	齊	藤		博	君	8番	内	海	和	雄	君	
9番	佐	藤	修	二	君	10番	江	澤	眞	一	君	
11番	平	澤	昭	敏	君	12番	越	川	廣	司	君	
13番	竹	尾	忠	雄	君	14番	地	福	美	枝	子	君
15番	小	早	稲	賢	一	君	16番	高	崎	長	雄	君

不応招議員（なし）

平成29年第5回酒々井町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年9月5日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号一括上程
(提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)
- 日程第 4 請願第1号及び請願第2号
- 日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	大崎智行君
参事兼 企画財政課長	岡野義広君	参事兼 住民協働課長	清宮高由起君
参事兼 経済環境課長	芝野芳弘君	総務課長	大塚正徳君
税務住民課長	鳩貝剛君	健康福祉課長	河島幸弘君
まちづくり課長	板垣一成君	上下水道課長	黒田光利君
農業委員会 事務局局長	岩井尉行君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	玉井清人君	生涯学習課長	福田良二君
会計管理者	木村修一君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	鵜澤勝己	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎開会の宣告

- 議長（佐藤修二君） ただいまから平成29年第5回酒々井町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)
-

◎開議の宣告

- 議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。
(午前 9時30分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。
-

◎諸般の報告

- 議長（佐藤修二君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。
次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承承願います。
次に、一部事務組合議会の報告を行います。
初めに、印旛衛生施設管理組合議会議員、平澤昭敏君。
〔印旛衛生施設管理組合議会議員 平澤昭敏君登壇〕
- 印旛衛生施設管理組合議会議員（平澤昭敏君） 皆さん、おはようございます。平成29年7月、印旛衛生施設管理組合の報告をいたします。
印旛衛生施設管理組合議会臨時会が平成29年7月14日、印旛衛生施設管理組合会議室において開催されましたのでご報告いたします。
議案審議の前に、欠員であった議長選挙が行われ、佐倉市市議会選出の冨塚忠雄議員が議長に当選されました。
次に、提出案件についてご報告いたします。本臨時会に提出された案件は2件であります。
議案第1号は、印旛衛生施設管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び印旛衛生施設管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、育児休業等にかかわる案件を緩和するための改正及び育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴う所要の整備を行うとするものであり、原案のとおり可決されました。
議案第2号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、新たな共同処理事務として軽自動車税に関する事務を組合格約に追加することについて、関係地方公共団体と協議をするに当たり、組合を組織する各地方公共団体の同意を求めるものであり、原案のとおり同意されました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員、越川廣司君。

〔佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員 越川廣司君登壇〕

○佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会が平成29年7月11日、消防本部において開催されました。小早稲議員と私が出席をいたしました。今回は私のほうから報告をさせていただきます。

臨時会に提出された案件は7件でございます。

議案第1号は、佐倉消防署神門出張所庁舎改築建築工事請負契約についてであり、2億4,516万円をもって鈴久建設株式会社と請負契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の購入契約についてであり、佐倉消防署に配置する災害対応特殊化学消防ポンプ自動車について7,549万2,000円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第3号は、水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてであり、八街消防署八街南部出張所に配置する水槽付消防ポンプ自動車について5,313万6,000円をもって株式会社野口ポンプ製作所千葉営業所と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第4号は、消防ポンプ自動車の購入契約についてであり、八街消防署に配置する消防ポンプ自動車について4,071万6,000円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第5号は、高規格救急自動車の購入契約についてであり、佐倉消防署に配置する高規格救急自動車について3,837万6,720円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第6号は、指揮車の購入契約についてであり、消防本部指揮司令課に配置する指揮車について1,941万8,400円をもって平和機械株式会社と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第7号は、監査委員の選任についてであり、組合議員のうちから選任する監査委員の辞職により、欠員が生じたため、組合議員である小早稲賢一議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、原案のとおり同意をされました。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員、高崎長雄君。

〔佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員 高崎長雄君登壇〕

○佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員（高崎長雄君） それでは、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会報告を行います。

平成29年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会が、平成29年7月25日、葬祭組合会議室において開催されましたのでご報告いたします。

議案審議の前に、議長から諸般の報告として、本年5月において佐倉市議会選出議員の改選があり、五十嵐智美議員及び高木大輔議員が新たに組合議員に選出された旨の報告がありました。

次に、提出案件であります。ご報告いたします。本臨時会に提出されました案件は4件であります。

議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、育児休暇等に関する要件を緩和するため改正及び育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴う所定の整備を行うもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、行政職給料表の再任用職員の4級から7級までを削除するため、行政職給料表における再任用職員の項の改正をしようとするもので、原案のとおり可決されました。

議案第3号は、平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)であり、既定の歳入歳出予算の総額それぞれ1,075万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億1,440万9,000円とするものであり、歳入の補正は基金繰入金と財政調整基金から繰り入れを増額するもので、歳出の補正は会議録データ作成委託、一般職職員の人件費及び地方公会計整備にかかわる支援業務の委託費を増額するもので、原案のとおり可決されました。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、新たに共同処理事務として軽自動車に関する事務を組合同規約に追加することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、組合を組織する各地方公共団体の同意を求めたもので、原案のとおり同意されました。

以上で報告を終わります。

○議長(佐藤修二君) 次に、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、須藤伸次君。

[佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員 須藤伸次君登壇]

○佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員(須藤伸次君) おはようございます。2番議員の須藤でございます。平成29年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会報告書について、今回私のほうからご報告させていただきます。

佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は、去る平成29年7月13日、酒々井リサイクル文化センター大会議場において開催されましたので、ご報告いたします。

議案審議の前に、当清掃組合議員の辞職に伴い、佐倉市議会から中村孝治議員、久野妙子議員、平野裕子議員、そして酒々井町議会から酒瀬川健一議員が新たに組合議員に選出されたことをご報告いたします。

続いて、議長及び副議長選挙が行われ、議長に中村孝治議員、副議長に私が選任されました。

次に、事務局長から、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業として3カ年の継続事業として実施されている焼却炉の延命工事について、現在のところ計画どおり進捗していると行政報告がありました。

次に、提出議案についてご報告があります。本臨時会に提出された案件は5件であります。

議案第1号は、平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算についてであり、既定の歳入歳出予算額34億8,448万4,000円に歳入歳出それぞれ401万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を34億8,849万9,000円とするものであります。歳入の補正は、分担金及び負担金、国庫支出金を減額し、基金

繰入金、組合債を増額するもので、歳出の補正は公債費を増額するものであり、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正であり、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正であり、育児休暇等に関する要件を緩和するためのものであり、改正及び育児休業の対象となる子供の範囲が拡大されましたことに伴う所要整備を行うというもので、原案のとおり可決されました。

議案第3号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、新たな共同処理事務として軽自動車税に関する事務を組合規約に追加することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、組合を組織する各地方公共団体の同意を求めるもので、原案のとおり同意されました。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。内容は、一般職職員の給与に関する条例のうち平成29年3月28日付で改正された再任用職員の職務の等級について、承認を求めるものであり、原案のとおり承認されました。

議案第5号は、議員選出の監査委員として佐倉市議会選出の平野裕子議員を選出することに同意を求めるとするものであり、原案のとおり同意されました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

次に、陳情第1号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情及び陳情類第31号、ニッポン一億総活躍プランを地域社会で実践するシルバー人材センターの決意と支援の要望につきまして、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

今回申し上げる行政報告は、2件であります。初めに、ふるさと酒々井地方創生の取り組みについて報告いたします。酒々井町は、明治22年の町制施行以来、独立独歩の道を歩み続け、本年で町制施行128年を迎えた日本で一番古い町であります。全国の自治体では、少子高齢化の急速な進展と人口減少により、将来的に自治体消滅の可能性もあるという衝撃的な発表を受け、それぞれが生き残りをかけ、総力を挙げて人口減少対策に取り組んでいます。当町でも平成27年10月に酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略100年安心して住めるまちづくりプランを策定し、第5次酒々井町総合計画後期基本計画とともにふるさと酒々井の地方創生を推進していることから、今回当町における地方創生の取り組みについてご

報告させていただきます。

平成28年度の主な取り組みは、平成28年度地方創生推進交付金事業として685万8,000円の交付を受け、空き家対策事業、ふるさと酒々井プロモーション事業、外国人おもてなし向上事業、町の顔づくり推進事業、都市公園遊具改修事業などを展開するとともに、町独自の事業である農業の担い手育成支援事業、中学生の英語力向上のためのパワーアップE事業、学校給食における地産地消の推進事業、100年安心して暮らせるしすいづくり事業などとの相乗効果により、町が直面する課題解決に向けた実効性のある施策を展開したところであります。

平成29年度の主な取り組みは、地方創生拠点整備交付金事業として7,463万4,000円の交付決定を受け、町民の生涯学習の拠点となっているプリミエール酒々井の増築工事を予定しております。これは成田市の公津の杜にある「もりんぴあこうづ」や荒川区にある「ゆいの森あらかわ」のような機能、図書館、文化ホール、児童館を備えた複合施設を参考としたものであり、この工事による多目的室の増築により、児童館の機能をも持ち合わせることとなります。少子高齢化時代において、地域づくりを進めていくには子育て世帯や高齢者等の世代間を超えた地域のつながりが重要であり、子供から高齢者、障害者まで、地域住民の誰もが集える憩いの場としての交流スペース等を新たに整備し、地域の伝統行事の伝承や郷土の歴史、民話を語り継ぐ場としての利活用などを考えております。

また、昨年10月に戦国時代から明治時代まで当町で行われていた祭礼、千葉氏のまつりを約100年ぶりに模擬復活し、町民との協働により開催した酒々井・千葉氏まつりについては、平成29年度地方創生推進交付金を活用し、今年度も町民の郷土への愛着や誇りを高め、町のイメージ向上とブランド形成を図るべく、第2回酒々井・千葉氏まつりとして10月1日の開催に向け、現在酒々井・千葉氏まつり実行委員会を中心に活動され、関係団体などと調整を図っているところであります。今後も町の課題解決の一方策として、地方創生関連交付金などの財源を有効に活用し、町民の皆様や議会の皆様のご理解、ご協力をいただき、酒々井町民が一丸となり、ふるさと酒々井の地方創生の取り組みを展開し、100年安心に住めるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、酒々井町水道ビジョンについて報告いたします。酒々井町水道事業ビジョンは、水道事業の中長期計画となりますが、先般8月25日に開催しました酒々井町上水道事業運営審議会です承されたので、当計画の概要につきまして報告をいたします。厚生労働省では、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組むべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した新水道ビジョンを策定しています。同ビジョンでは水道事業者がみずからの水道事業ビジョンを作成し、その内容の実現に向けた取り組みを積極的に推進する必要があるとされており、酒々井町水道事業においても、水道創設期の浄水場施設や管路の老朽化、地震への備え、施設の効率性の低下、給水収益の低迷など、さまざまな課題に直面し、その対策が急務となっております。また、当町の水需要の推移を見ますと、給水人口は小幅な変動を繰り返しつつ、徐々に減少傾向にあります。水道使用水量の内訳では、一般住宅等の生活用水量が77.2%、業務用等水量が18.5%、工場用水量が4.3%と、生活用水量が全体の8割を占めていますので、減少傾向の理由としては人口減少に伴い、生活用水量が減ったためと考えられます。

そのような中、水道ビジョンは持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するため、水道事業者がみずからの事業の現状と将来見通しを分析、評価した上で、目指すべき将来像「安全、強靱、持続」の3つの観点から目指すべき方向性を定め、その実現のための方策を示すものとなります。このたび作成した酒々井町水道事業ビジョンは、事業経営に関する基本計画であり、将来にわたり安定した水道事業を運営していく指針となり、当町の基本理念「みんなが主役、未来へつなぐまちづくり」に貢献することを目的としております。作成に当たっては、厚生労働省の新水道ビジョンを参考にするとともに、水道用水供給事業者である印旛広域水道用水供給事業の経営方針に基づく水源計画等を盛り込み、当町が掲げる基本理念に貢献するべく、安全で強靱な水道の持続に向けて取り組んでまいります。

酒々井町水道事業ビジョンの概要を申し上げますと、まずビジョンの目標年度は13年後の平成42年度で、計画期間は平成30年度、2018年から平成42年度、2030年までとしています。計画の基本的事項は、1点目に水道事業の現状評価と課題について、2点目に将来の事業環境について、ここでは予測年度の平成42年の給水人口を酒々井町人口ビジョンの目標値を採用して2万人とし、1日当たりの給水量は7,930立方メートルとし、また効率性の見直しについても判断しています。3点目に水道の理想像と目標設定について、4点目に推進する実現方策について、5点目に検討の進め方とフォローアップについてとし、それぞれ各内容を整理し、定めています。

次に、基本目標1の安全についての基本施策及び具体事業は、水質管理の強化として水安全計画の策定、実施等について定めております。基本目標2の強靱については、水道施設の再編として、配水池新設を含めた配水施設一元化事業、水道施設の耐震化として拠点施設基幹管路耐震化事業等について定めております。基本目標3、持続については、経年化施設の更新として経年化施設更新事業、経年化管路の更新として経年化管路更新事業について定めています。

最後に、ビジョンの推進に当たっては、計画期間を5年として実施計画を策定し、計画、実施、確認、見直しのPDCAサイクルによる進捗管理を行うこととし、また確実に実施していくためには本ビジョンを将来にわたって活用できる内容にする必要があります、そのために定期的に見直しを行うこととしております。なお、本ビジョンに掲げた実現方策は、将来像を達成するための事業概要を示したものであり、実際に事業を実施するに当たっては本ビジョンを基本とした各事業の詳細計画、詳細を作成し、これに基づき進めていく必要があります。

以上が当ビジョンについての報告となります。具体的な内容については、午後に開催される全員協議会において担当課から説明をさせていただきます。また、町民の皆様へはホームページによりお知らせをする予定であります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤修二君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

1 番議員 濱 口 信 昭 君

2 番議員 須 藤 伸 次 君を指名します。

◎会期決定

○議長（佐藤修二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から9月27日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月27日までの23日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、ご了承願います。

◎議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号一括上程

（提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託）

○議長（佐藤修二君） 日程第3、議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件にかかわります提案理由についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました案件は、14議案、報告が2件であります。以下、順次その概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、酒々井町都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。町では、酒々井町都市計画税条例により、都市計画事業に充当するために都市計画税を課税しておりますが、充当する都市計画事業が都市計画税徴収額を下回った場合に、残額を積み立てるための基金を新たに設置するものであり、将来にわたる財政負担の平準化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第2号は、酒々井町産業振興基本条例の制定についてでございます。町内産業の振興につきましては、町内事業者の皆様の自主的な取り組みを基本とし、各種産業経済団体や町民の皆様のご協力のもと、支援を進めてきたところですが、近年社会経済情勢の変化への対応や連携の緊密化がより一層求められているところですが、こういった観点から、地域の特性を生かした産業振興のあり方や今後の方向性のほか、町や事業者の皆様、産業経済団体、町民の皆様の役割など、地域の産業を育て、町内産業の振興に関する基本的な事項を定めることを目的として、本条例を制定しようとするものであります。

なお、細部については、後ほど経済環境課長からご説明申し上げます。

次に、議案第3号及び議案第4号につきましては、関連がありますので、あわせてご説明いたします。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、酒々井町税賦課徴収条例及び酒々井町都市計画税条例について所要の一部改正を行うとともに、条文中の文言の整理をあわせて行うものであります。なお、細部につきましては、後ほど税務住民課長より説明申し上げます。

次に、議案第5号は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定について、千葉縣市町村総合事務組合より、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼がありましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、現在千葉県町村会へ委託されている軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受け付け事務を、平成30年4月から千葉縣市町村総合事務組合の共同処理事務として行うため、組合同規約中、組合の共同処理する事務に同事務を追加し、共同処理する団体に関する規定について改正を行うものであります。

次に、議案第6号は、平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。認定につきましては、地方自治法第233条の第3項の規定により、各会計について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算額を申し上げますと、一般会計は歳入総額66億9,697万9,000円、歳出総額61億1,662万8,000円です。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は歳入総額29億4,162万4,000円、歳出総額27億6,822万9,000円です。

介護保険特別会計は、歳入総額11億4,201万6,000円、歳出総額11億1,151万2,000円です。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計は歳入総額2億1,704万5,000円、歳出総額2億1,559万1,000円です。

以上、各会計の平成28年度決算額を申し上げます。細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第7号は、平成28年度酒々井町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

初めに、水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成28年度末における水道事業会計未処分利益剰余金は、17億535万6,548円となり、そこから減債積立金と建設改良積立金に積み立てた後の残額11億9,272万5,932円のうち、11億6,500万8,457円を資本金に組み入れるものであります。

次に、平成28年度の水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

まず、業務の状況ですが、年間総配水量は前年度に比べ1万3,494立方メートル減の213万1,199立方メートルとなりました。また、平成28年度末における給水件数は、前年度より29件増の8,846件となり、給水人口は1万9,095人となりました。

次に、経理の状況ですが、収益的収支では、水道事業収益が5億9,844万3,711円、水道事業費用が3億5,808万1,231円となり、2億4,036万2,480円の純利益を生じました。一方、資本的収支では、収入額が817万9,720円、支出額が2億5,550万4,822円となり、収入額が支出額に不足する額2億4,732万5,102円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

最後に、建設改良事業として、東酒々井地先配水管布設替工事、1号ろ過ポンプ交換工事、取水電気設備改修工事等を行いました。

なお、無電柱化事業に伴う配水管布設替工事については、平成29年度へ予算繰り越しをしております。

次に、議案第8号は、平成28年度酒々井町下水道事業会計決算の認定についてでございます。認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

初めに、業務の状況ですが、平成28年度における処理区域内人口は1万9,656人となりました。また、年間総処理水量は253万3,672立方メートルとなりました。

次に、経理の状況ですが、収益的収支では、総収益が3億6,402万8,613円、総費用が4億278万1,647円となりました。一方、資本的収支では、収入が8,228万1,660円、支出が1億9,932万4,221円となり、収入額が支出額に不足する額1億1,704万2,561円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

また、管渠等整備事業につきましては、特環公共下水道南酒々井27—802—9工区工事、馬橋地区舗装復旧工事、公共下水道飯積28—703—4工区工事等を行いました。

なお、特環公共下水道南酒々井28—802—10工区工事、それから公共下水道関連本佐倉地区測量委託、公共下水道関連本佐倉地区土質調査委託、本佐倉地区実施設計委託、酒々井町下水道事業継続計画策定業務委託については、平成29年度へ予算繰り越しをしております。

次に、議案第9号ないし議案第14号の6議案は、いずれも一般会計及び各特別会計における補正予算であります。

まず、議案第9号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正は、制度改正に伴うもの、平成28年度決算の確定等に伴うもの及び当初予測できなかったものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算64億3,617万5,000円に歳入歳出それぞれ5,745万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億9,363万円にしようとするものであります。

歳出の主な内容は、マイナンバーカードシステム改修経費、各種基金積立金、人事異動に伴う人件費の組みかえ、酒々井・千葉氏まつり実行委員会補助金、防犯カメラ設置事業、後期高齢者医療給付費負担金、観光案内看板設置事業、道路用地買収事業、中学校の校旗購入のための費用等について補正するものであります。

歳入では、額の決定に伴う普通交付税、臨時財政対策債の増額や平成28年度決算に伴う各特別会計が

らの繰入金及び繰越金を増額するものであります。細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第10号は、平成29年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、平成28年度決算の確定に伴うものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算30億291万2,000円に歳入歳出それぞれ5,525万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,817万1,000円にしようとするものであります。

歳出は、決算に伴う国庫償還金及び今後の歳出に備え一般療養給付費等を増額するものであります。

歳入は、当初課税に伴う一般被保険者国民健康保険税の減額及び平成28年度決算に伴う繰越金を増額するものであります。

次に、議案第11号は、平成29年度酒々井町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、平成28年度決算の確定に伴うものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算12億1,618万6,000円に歳入歳出それぞれ2,851万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,470万3,000円にしようとするものであります。

歳出は、基金積立金、国、県支払基金への償還金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

歳入は、支払基金交付金及び繰越金を増額するものであります。

次に、議案第12号は、平成29年度酒々井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、平成28年度決算の確定に伴うものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算の2億2,500万円に歳入歳出それぞれ145万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,645万4,000円にしようとするものであります。

歳出は、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

歳入は、繰越金を増額するものであります。

次に、議案第13号は、平成29年度酒々井町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正につきましては、既定の収益的支出を597万8,000円減額して4億4,576万9,000円とし、資本的支出を306万4,000円減額して4億5,165万9,000円にしようとするものであります。

また、職員給与費を904万2,000円減額して6,291万2,000円にしようとするものであります。

収益的支出、資本的支出のいずれも人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

次に、議案第14号は、平成29年度酒々井町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正につきましては、既定の収益的支出を201万7,000円減額して、4億3,810万円とし、資本的支出を1,921万5,000円増額して3億557万7,000円にしようとするものであります。

また、職員給与費を199万1,000円減額して1,658万7,000円にしようとするものであります。

収益的支出と資本的支出の一部は、人事異動に伴う人件費の補正を行うものであり、その他の資本的支出につきましては平成28年度決算に伴う一般会計補助金返還のための補正となります。

次に、報告第1号は、平成28年度酒々井町一般会計予算継続費精算報告書についてでございます。平成26年度から平成28年度までの継続事業として実施しました景観計画策定業務が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成28年度一般会計予算継続費精算報告書のとおり報告

するものであります。

次に、報告第2号は、酒々井町財政健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

初めに、一般会計を対象とした実質赤字比率と公営企業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字比率については、いずれも赤字額はなく、該当しません。

また、借入金の負担の程度を示す実質公債費比率は、前年度の2.4%から2.3%に低下し、将来負担しなければならぬ債務の程度を示す将来負担比率は前年度と同様に将来負担額よりもこれに充当する財源が上回っているため非該当となり、いずれも早期健全化の基準値を大きく下回っていることから、健全段階にあります。

さらに、資金不足比率についても、赤字比率同様に資金不足額がないため、該当しません。

今後もこれらの指標に十分留意し、将来を見通した財政運営に努めてまいります。

以上が議案に係ります提案理由並びに報告に係る説明でございます。よろしく慎重ご審議、ご決定くださいますことをお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

議案第1号について、企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、私のほうから細部の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございます酒々井町都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。都市計画税につきましても、都市計画法に基づきます都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税でございます。本町におきましても、税率現在0.2%で課税しているところでございます。都市計画税の税収はこれまで下水道整備また公園整備、また街路整備や土地区画整理などの都市計画事業に充てられてきました。国からの地方税法の施行に関する取り扱いについて、こちら平成22年4月1日に出されております通達でございますが、都市計画税を都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てた後に、やむを得ず余剰金が生じた場合にはこれを後年次においてこれらの事業に充てるために留保し、特別会計を設置している場合には繰り越しをし、設置していない場合にはこれらのための基金を創設ことが適当であるとされております。つきましても、今後の当町の都市計画事業に充てるため留保する酒々井町都市計画事業基金を創設するものでございます。

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第2号について、経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から議案第2号、酒々井町産業振興基本条例について、添付させていただいております資料にもとづき、内容を説明させていただきます。

初めに、本条例の制定の経緯でございますが、町内産業の振興については、町内事業者の皆様の自主的な取り組みを基本とし、各種産業経済団体や町民の皆様のご協力のもと、支援を進めてきたところで

ございますが、最近では、商工業分野では、酒々井南部地区への企業進出が相次ぎ、農業分野では生産調整の廃止を初め、農業改革が進むなど、社会経済情勢の変化への対応や連携の緊密化がより一層求められているところでございます。こういった観点から地域の特性を生かした産業振興のあり方や今後の方向性のほか、町や事業者の皆様、産業経済団体、町民の皆様の役割など、地域の産業を育て、町内産業の振興に関する基本的な理念を定めることが重要であることから、本条例を制定しようとするものでございます。それでは条文に沿って順次説明させていただきます。

第1条では、条例を制定する目的について定めております。産業の振興は、経済活動を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、町民生活を向上させる役割を担っています。町内産業の発展を図るためには、地域の特性を生かした産業振興のあり方や今後の方向性などの産業の振興に関する基本理念を定め、町、事業者の皆様、産業経済団体及び町民の皆様の役割を明確にすることにより、個々の活動が均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に貢献することを目指しております。

第2条では、この条例で用いる事業者、産業経済団体の用語の定義を定めております。事業者については、法人か個人かを問わず、また営利か非営利かを問わず町内で事業活動を行う全ての事業者の皆様を総称したものでございます。

第3条では、産業の振興に関する基本的な考え方、基本理念を定めております。産業の振興については、事業者の皆様の創意工夫や努力を基本に、町、事業者の皆様、産業経済団体が連携し、町民の皆様の理解と協力を得ながら、また国内外を通じ著しい社会経済の変動など、町の産業を取り巻くさまざまな環境の変化に対応しながら地域経済の好循環と雇用の拡大を図っていくことを基本理念としております。

第4条では、町の役割について規定しております。

第1項では、町が基本理念にのっとり講じるものとする施策について規定しております。第1号は、農業の振興、第2号は商業の振興、第3号は工業の振興、第4号は観光の振興、第5号は農商工連携等、各産業分野間の連携、第6号は企業誘致の推進に関して必要な施策、第7号は雇用の促進に関して必要な施策、第8号はその他産業の振興に関して町長が必要と認める施策について規定しております。

第2項では、条例の目的を実現するため、町の役割を町政の最上位計画である総合計画の基本計画に反映しながら、実施計画や事務事業の評価を通じて町が取り組む他の施策とともに、総合的かつ統一的に実施するものと規定しております。

第3項では、条例の目的を実現するため、関係者等の意見聴取、実態の調査、課題の解決に向けた調査研究に努めるものと規定しております。

第4項では、施策の実施に当たり、事業者の皆様や産業経済団体と協働し、事業の実施に努めることとし、町単独では対応が困難な取り組みに対し、国や県、ほかの地方公共団体と連携をとりながら、事業の実施に努めることと規定しております。

第5条では、事業者の皆様の役割について規定しております。

第1項では、事業者の皆様の自主的な努力に関する基本的な事項について努めることを規定しております。

第2項では、事業者の皆様がみずから持続性を保持するため、コンプライアンス、法令遵守を含めた

社会的要請への適用について努めることを規定しております。

第3項では、事業者の皆様の支援機関となる産業経済団体への加入に努め、あわせて町や産業経済団体が行う産業の振興のための事業に対する協力について努めることを規定しております。

第4項では、事業者の皆様の相互連携についての協力に努めることを規定しております。

第5項では、地域経済の好循環を推進するため、地域内消費に関する事業者の皆様が協力に努めることを規定しております。

第6項では、地域雇用の促進について事業者の皆様が協力に努めることを規定しております。

第6条では、産業経済団体の役割について規定しております。

第1項では、産業の振興に関する施策の実施機関としての基本的な事項について努めることを規定しております。

第2項では、団体の活動を通じての社会貢献に関する協力に努めることを規定しております。

第7条では、町民の皆様が産業の振興に関する理解と協力について努めることを規定しております。

第8条では、酒々井町産業振興推進会議に関する事項について規定しております。

第1項では、産業の振興に関する事項を調査、審議する附属機関として、推進会議の設置について規定しております。

第2項では、推進会議が町長の諮問に応じ、調査、審議する事項について規定しております。

第3項では、推進会議は産業の振興について、町長に意見を述べるができるものと規定しております。

第4項では、委員の定数を12名以内と規定しております。

第5項では、委員の任期を2年とすることについて規定しております。

第6項では、委員のほかに大学関係者等、産業の振興に関する広範な知識を持つ者を対象としてアドバイザーを設置できるものと規定しております。

第7項では、委員の守秘義務について規定しております。

第9条では、この条例の施行に関して条例では明記していない詳細な部分について、施行規則により別途定めるものと規定しております。

附則第1号では、施行期日を平成29年10月1日から施行することについて規定しております。

附則第2号では、この条例の施行に伴い設置する推進会議の委員の報酬について、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正をし、第8条で規定をした酒々井町産業振興推進会議の報酬額を規定しております。

以上で細部について説明を終わります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第3号及び議案第4号について、税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） それでは、議案第3号、酒々井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号、酒々井町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、お手元にお配りしました概要版の資料に基づきまして主な内容を説明させていただきます。

本改正につきましては、提案説明で申し上げましたとおり、平成29年度の税制改正に係るもので、地

方税法の改正に伴うものでございます。

初めに、個人住民税におきまして上場株式等の配当や譲渡の所得について、納税者の意思等を勘案し、所得税とは異なる課税方法で個人住民税を課税することができるように、申告方法の弾力化を行ったものでございます。

2つ目は、控除対象配偶者の定義の見直しです。これまでは、所得税、住民税とも納税義務者の合計所得金額にかかわらず、その配偶者はその配偶者の所得により配偶者控除の対象となっていました。1,000万円を超える納税義務者の配偶者は配偶者控除の対象から外れることとなります。このことに伴い、合計所得金額が38万円以下の配偶者を同一生計配偶者、そのうち配偶者控除の対象となる配偶者を控除対象配偶者とされたことを踏まえ、規定の整備を行うものでございます。

次に、法人住民税に関するものです。法人町民税の延滞金の計算の特例に関する規定の根拠となる地方税法の条文について、字句の整理が行われたことに伴いまして、同様に字句の整理を行うものでございます。

次に、固定資産税について、わがまち特例の対象資産を追加いたします。2ページの表をごらんいただきたいと思っております。家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業に使用する家屋及び償却資産、また企業主導型保育事業に係る固定資産、緑地保全・緑化推進法人が設置、管理する市民緑地の用に供する土地につきまして、固定資産税の課税標準の価格を国の参酌割合に準じまして、特例割合を定めるものでございます。特例割合は、家庭保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業につきましては2分の1、緑地保全・緑化推進法人が設置、管理する市民緑地については、3分の2と定めるものでございます。

次に、軽自動車税について、グリーン化特例を延長いたします。一定の性能を有する軽自動車税等について、燃費性能に応じたグリーン化特例の軽課を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車で新規登録した軽四輪車等の平成30年度分のみ軽自動車税種別割を軽減し、また平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新車で新規登録した軽自動車税等の平成31年度分のみ軽自動車税種別割を軽減するものでございます。なお、平成29年度に軽減対象となりました車両については、平成30年度から通常課税となります。

2つ目は、燃費偽装問題を踏まえた自動車製造者の責任の明確化です。まず、軽自動車税の税率の適用を軽自動車税に該当するかどうかは、国土交通大臣の認定に基づき判定することを規定いたします。次に、自動車製作者の不正行為に起因し、納付額が不足した場合には、当該自動車製作者またはその一般継承人は当該不足額を納める義務がありまして、その不足額にその100分の10を乗じて得た額を加算した額とすることを新たに規定するものでございます。

最後に、都市計画条例の一部改正です。都市計画条例の一部を改正する条例につきましては、わがまち特例の特例割合を定めるとともに、引用する条項等の整理を行うものでございます。わがまち特例に定める特例割合は、国の参酌割合に準じて企業主導型保育事業に係る固定資産については、都市計画税の課税標準の価格を2分の1に、緑地保全・緑化推進法人が設置、管理する市民緑地の用に供する土地については3分の2とするものでございます。

以上、酒々井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例等の制定につきましてご説明させていただきます。

した。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第6号及び議案第9号について企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、議案第6号の細部説明のほうをさせていただきます。

平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、お手元に配付しております平成28年度決算に係る主要施策の成果説明書、こちらに基づきまして概要のほうを説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、こちらにつきましては国、地方の経済、財政の動向についてでありますので、割愛をさせていただきます、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

2ページは、平成28年度酒々井町の決算状況についてでございます。平成28年度の当町の財政は、歳入においては南部地区区画整理事業が完了し、家屋の増加により、特に固定資産税、都市計画税が増加し、加えて法人数社の納税額の増加により、法人町民税が増加しました。また、地方譲与税を初め各種交付金については減額となったところです。地方交付税は、基準財政需要額において単位費用等の変更により増加しましたが、税収増によりまして基準財政収入額の増加により前年度に比べ減額となっております。また、国庫支出金、繰入金が増加し、一方で県支出金繰越金、地方債は減少しました。

歳出については、経常経費の削減に取り組みつつ、事業の投資効果及び緊急性に配慮し、財源の重点的、効率的配分に努めるとともに、総合計画等を考慮しながら実施したところであり、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は89.7%となり、前年度の87.1%に対し、2.6ポイント増加したところでございます。

主要事業としましては、健康福祉事業では子ども・子育て支援拠点を2カ所設置し、子育て中の親子の交流促進や育児相談を行うとともに、さらなる子育て支援体制の充実のため、ファミリーサポート事業、利用者支援事業を開始しました。また、酒々井町版ネウボラ導入に向けた施設整備の準備を行いました。社会福祉においては、年金受給者等支援臨時福祉給付金の支給事業等を行いました。健康づくりでは、健康増進事業として各種がん検診のほか、子供と保護者への健康教育を行ういきいきすいっ子教室を開催しました。教育文化では、中学生の海外派遣による国際交流振興事業、北海道陸別町児童交流事業、地域ボランティアの協力による土曜日の教育支援体制構築事業を実施し、新たにスクールバス購入事業を行いました。生活環境整備については、あらたに防犯ボックスを設置し、地域防犯力の向上を図りました。都市基盤整備としては、道路整備事業、空き家対策事業を実施しました。産業振興に関しては、アウトレット内での町の情報発信基地となる酒々井コミュニケーションセンターの運営等を行いました。また、新規事業として、JR酒々井駅西口広場、ハーブガーデンへの公衆無線LAN設置事業、観光パンフレット作成事業、移住・定住促進パンフレット作成業務を行いました。住民との協働では、住民活動を支援するための補助事業、まちづくり研究所事業等を行いました。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として、酒々井・千葉氏まつりを開催したところでございます。

3ページ、4ページのほうをごらんください。こちらは平成28年度各会計別決算総括表でございます。まず、一般会計の決算収支の状況につきまして、決算額は歳入総額66億9,697万9,000円、歳出総額61億1,662万8,000円、差し引き5億8,035万1,000円の黒字となったところでございます。翌年度へ繰り越すべき財源は9,803万9,000円で、繰越明許11事業等によるものでございます。これらを差し引いた実質収

支額は4億8,231万2,000円となりました。実質収支のうち基金繰入額3億8,231万2,000円を歳計剰余処分金として財政調整基金に積み立てを行い、平成29年度予算に1億円を繰り越しました。

以下、特別会計については記載のとおりでございます。

続きまして、5、6ページをお願いいたします。6ページの表をごらんいただければと思います。一般会計款別の歳入状況でございます。歳入総額は66億9,697万9,000円で、その主なものについてご説明いたします。1款町税につきましては29億5,573万1,000円で、前年度比9,419万3,000円、3.3%の増となりました。個人町民税が減少したものの、法人町民税と固定資産税、さらに軽自動車税が増加したことによるものでございます。地方贈与税を初めとした各種交付金については、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金が減少しましたが、地方特例交付金は1,079万4,000円、前年度比48万7,000円、4.7%の増となりました。9款地方交付税は8億9,384万5,000円で、町税の増加による普通交付税の減や震災復興特別交付税の減により前年度比1億477万1,000円、10.5%の減となりました。13款国庫支出金は6億9,537万6,000円で、前年度比362万1,000円、0.5%の増となりました。社会資本整備総合交付金関係の国庫補助金が減少したものの、子ども・子育て支援交付金等が増加したことによるものでございます。14款県支出金は3億3,511万1,000円で、前年度比1,513万1,000円、4.3%の減となりました。主に重度心身障害者医療費補助金、障害者の自立支援給付費等負担金等の減少によるものでございます。17款繰入金は4億8,621万9,000円で、前年度比1億7,199万3,000円、54.7%の増となりました。財政調整基金からの繰り入れが増加したことによるものでございます。18款繰越金は1億6,456万8,000円で、繰り越し事業費充当財源の減少により前年度比1億6,934万8,000円、50.7%の減となったところです。20款町債は4億6,570万円で、臨時財政対策債、庁舎建設事業債の借入減少により前年度比1億360万円、18.2%の減となったところでございます。

続きまして、7、8ページをお願いいたします。8ページの表のほうをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。一般会計の自主財源と依存財源の状況でございます。町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など、町が自主的に確保することができる自主財源は38億7,966万5,000円、構成比で57.9%でございます。前年度比9,781万2,000円、2.6%の増となりました。この主な要因としては、繰越明許費等の財源として繰越金が前年度比1億6,934万8,000円の減となったものの、財政調整基金からの繰入金1億3,646万円の増加と町税9,419万3,000円の増加によるものでございます。

次に、地方贈与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債など、国や県の基準に基づいて交付される依存財源は28億1,731万4,000円、構成比で42.1%で、前年度比2億6,346万7,000円、8.6%の減となりました。この要因といたしましては、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金が減額となり、町税の増加に伴い地方交付税も減額、さらに町債においては臨時財政対策債、役場分庁舎建設事業債の減少によりまして依存財源が減少したこととなったものでございます。

続きまして、9、10ページをお願いいたします。10ページの表をごらんください。一般会計目的別歳出の状況でございます。歳出総額は61億1,662万8,000円で、その主なものについてご説明させていただきます。1款議会費は1億1,943万6,000円で、構成比1.9%で、こちら議員共済負担金の減によりまして前年度比823万3,000円、6.4%の減となっております。2款総務費は10億5,947万3,000円、構成比

17.3%で、前年度比5,898万5,000円、5.3%の減となりました。こちらは役場分庁舎の建設事業及び役場分庁舎太陽光発電設備工事が終了したものの、防災行政無線整備工事の実施によりまして増加が主な要因となっております。3款民生費は17億4,180万円、構成比28.5%で、前年度比2,884万円で1.7%の増となりました。年金生活者等支援臨時給付金や後期高齢者医療事業会計療養給付費負担金などの増が主な要因となっております。4款衛生費は4億9,455万7,000円で、構成比8.1%で、前年度比2,410万5,000円、5.1%の増でございます。こちらは清掃組合の負担金の増加が主な要因となっております。5款農林水産業費は1億5,914万2,000円、構成比で2.6%、前年度比2,780万8,000円、21.2%の増となっております。農業基盤整備事業基金への積立金の増によるものでございます。6款商工費は1億3,459万4,000円、構成比2.2%、前年度比で9,360万9,000円、41%の減となっております。こちらにつきましては、ちびっこ天国改修工事及びプレミアム付商品券等の事業補助金の終了によるものでございます。7款土木費は6億1,554万7,000円、構成比10.1%、前年度比3,387万6,000円、5.2%の減となりました。この主な要因は、社会資本整備総合交付金事業の交通安全施設工事が減少したことによるものでございます。8款消防費は4億4,420万3,000円、構成比7.3%で、前年度比672万6,000円、1.5%の増でございます。こちらは消防組合への負担金が増加したことによるものでございます。9款教育費は9億5,360万5,000円、構成比で15.6%、前年度比で142万5,000円、0.1%の増となりました。10款公債費は3億9,427万1,000円、構成比6.4%で、前年度比43万7,000円、0.1%の減となったところです。こちらにつきましては図書館等複合施設建設事業債、15年の起債分、こちらの償還が終了したこと等によるものでございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。12ページの表をごらんください。こちらは一般会計の性質別歳出の状況でございます。経常的経費は46億7,570万5,000円、構成比で76.5%となっております。前年度比で7,421万円、1.6%の増となりました。こちらにつきましては人件費及び補助費等、公債費が減少したものの、扶助費、物件費、維持補修費が増加したことによるものでございます。投資的経費については7億4,042万4,000円、構成比12.1%、前年度比で2億818万9,000円、21.9%の減となりました。こちらは前年度の役場分庁舎の建設事業、役場分庁舎の太陽光発電設置事業、またちびっこ天国施設改修事業、社会資本総合整備事業の終了によるものでございます。積立金については1億4,684万3,000円、構成比2.4%で、前年度比59万5,000円、0.4%の減となりました。こちらは財政調整基金、減債基金、児童生徒国際交流基金、地域福祉基金、ちびっこ天国基金、農業基盤整備基金などの各種基金への積み立てによるものでございます。繰出金については5億3,957万円、構成比8.8%で、前年度比2,396万5,000円、4.6%の増となりました。後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計への繰出金が増加したことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。13ページは地方債の状況でございます。平成28年度末の現在高は、一般会計で51億5,775万5,000円となっております。

次に、財政の状況でございますが、平成28年度の財政力指数は0.753、経常収支比率は89.7%、実質公債比率は2.3%となっております。実質赤字比率、また連結赤字比率は、黒字であることから数字が入りません。また、将来負担比率は数値が負になるため表示されないところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。14ページにつきましては、基金の状況でございます。一

一般会計財政調整基金の平成28年度末残高につきましては11億3,429万5,000円となったところでございます。以下、その他の基金については記載のとおりでございます。

さらに、15ページになりますが、平成28年度の決算状況を円グラフに示したものです。

また、16ページについては平成24年度からの決算状況の推移を記載したものでございます。

また、別に28年度に実施しました主な事業につきましては、酒々井のまちづくりとして別冊でまとめさせて、配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、平成28年度一般会計及び各特別会計の決算の概要を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

では、続きましてよろしいでしょうか。続きまして、それでは議案第9号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第4号）の細部につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算の事項別明細書の11ページになりますが、こちらをごらんいただければと思います。まず、1款議会費でございますけども、こちらは議員報酬14万8,000円の減額につきましては、議員期末手当0.1カ月分増額に、こちら52万6,000円の増額で、議員共済費の確定によりまして67万4,000円の減額となったことによるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、防犯事業101万4,000円は、町内4カ所に防犯カメラを設置する経費とそれに係る電気代、周知看板等を補正するものでございます。こちらは県の市町村防犯カメラ等設置事業補助金を活用するものでございます。同じく3目財政管理費、25節積立金、財政一般事務費2,413万6,000円につきましては、平成28年度の各会計の決算に係ります剰余金を財政調整基金に積み立てを行うものでございます。同じく5目財産管理費、13節委託料28万1,000円は、こちらはP C B廃棄物処理業務の増額でございます。こちらは当初予算で164万3,000円持っておるんですが、運送費が入っていないことがわかりましたことから、増額補正を行うものでございます。また、今年度中に中間貯蔵環境安全事業株式会社、こちらがP C Bの関係をやっておるんですが、こちらに委託をする予定でございますけども、場合によっては処理能力の関係から難しいことがありますことから、あわせて繰越明許費を設定するものでございます。

12ページをお願いいたします。12ページにつきましては、6目企画費、19節負担金及び交付金204万6,000円でございます。こちらは酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業の第2回の酒々井・千葉氏まつりを開催するに当たりまして、酒々井・千葉氏まつり実行委員会補助金を204万6,000円増額するものでございます。こちらにつきましては、子供たちのふるさと意識の醸成や千葉氏まつりの意義を伝えていくため保育児童や小中学生、児童生徒等へ記念品の配布、また京成酒々井、J R酒々井から役場間、また役場からアウトレット間のシャトルバス、大型1台、小型1台を試行的に運行するための補助金を増額するものでございます。

続きまして、同じく3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料57万3,000円でございます。こちらにつきましてはマイナンバーカードシステム改修事業として全額国からの補助で行うものでございます。

13ページをお願いいたします。13ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節の扶助費23万4,000円につきましては、成年後見人の申し立てが1件ございまして、そちらを助成する

ものでございます。同じく 3 目国民年金事務費、15 節工事請負費19万4,000円は、年金ネットへの庁内ネットワーク接続工事を行うもので、財源は全額国庫委託金によるものでございます。

14ページになりますが、6 目後期高齢者医療広域連合事業費、19 節負担金補助及び交付金120万3,000円につきましては、広域連合への概算負担金額が決定したことから増額をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。4 款衛生費でございます。1 項保健衛生費、7 目環境保全対策費、1 節報酬11万3,000円につきましては、環境審議会委員報酬の増額で、当初 1 回予定していたものをさらに 1 回分補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、19 節負担金及び交付金25万2,000円については、ふるさとまつり実行委員会補助金を増額するもので、京成酒々井駅、JR 酒々井駅から役場間、また新酒祭の会場のシャトルバス、大型 1 台、小型 2 台を試行的に運行するため、お願いするものでございます。25 節積立金、農業基盤整備事業301万8,000円につきましては、印旛沼 2 期事業に係ります農業基盤整備事業基金への積み立てを増額するものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、1 節報酬及び 8 節報償費の18万4,000円につきましては、産業振興推進会議の委員報酬及びその会議のアドバイザーの報酬でございます。会議 2 回分を補正するものでございます。同じく 3 目観光費、19 節負担金補助及び交付金58万9,000円につきましては、飯沼本家のまがり家の観光案内板設置につきまして、千葉県の観光地魅力アップ整備事業補助金の県補助金を補正するものでございます。4 目コミュニティプラザ運営費31万9,000円は、コミュニティプラザの修繕料で吹き抜けロビーの天井の照明が 6 基のうち 3 基球切れのため補正をお願いするものでございます。5 目ちびっこ天国運営費、25 節積立金、ちびっこ天国運営事業59万5,000円については、前年度取り崩し額の不用額分をちびっこ天国基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、17ページになります。17ページ、7 款の土木費でございます。7 款土木費、1 項道路橋りょう費、4 目道路改良新設費、道路改良新設事業580万4,000円につきましては、上岩橋地先のヘルシータウン進入路の道路改良のため用地購入及び登記の事務委託料を補正するものでございます。

18ページになりますが、9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、18 節備品購入費78万9,000円については、酒々井中学校の校旗が約40年ほど使用してございまして、傷みが激しいことから補正をお願いするものでございます。なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う整理でございまして、全体で1,625万3,000円の増額となっております。

以上が歳出の主なもので、補正予算案の総額は5,745万5,000円となっております。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきますが、9 ページのほうにお戻りいただければと思います。9 ページの 9 款でございます。9 款は地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税でございます。こちらは普通交付税の交付額の決定によりまして315万3,000円を増額するものでございます。当初予算に 7 億1,000万ございましたが、決定しましたことから増額をお願いするものでございます。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、2 節住民基本台帳費補助金57万3,000円につきましては、マイナンバーシステムの改修の補助金でございます。同じく 3 項国庫委託金、2 目民生費国庫委託金、1 節社会福祉費委託金19万4,000円は、年金ネットへの工事分の補助として全額委託される委託金で、全額交付されるものでございます。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金50万1,000円につきましては、防犯カメラ等設置の補助金として県からいただけるもので、設置経費の2分の1、1台20万円上限で交付されると聞いております。7目商工費県補助金、1節商工費補助金、58万9,000円は観光地魅力アップ整備事業補助金で2分の1交付されるものでございます。

17款繰入金、1項特別会計繰入金については、各会計の平成28年度の決算によるものでございます。補正後の繰入額でございますけれども、下水道事業会計では1,919万円、介護保険特別会計で637万3,000円、後期高齢者医療特別会計で132万1,000円となりました。同じく2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金については、財源調整のため財政調整基金からの繰入金を4,559万1,000円減額するものでございます。補正後の残高見込み額といたしましては10億7,639万9,000円を予定してございます。

10ページになりますが、18款繰越金については、平成28年度一般会計決算によるものでございます。

20款町債、1項町債、7目臨時財政対策債、1節臨時財政対策債については、発行可能額が決定したことによりまして390万円を増額するものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。5ページは、5ページの第2表繰越明許費補正でございます。こちらにつきましては先ほどご説明しましたPCB関係でPCBの廃棄物処理事業、また今年度事業を行います歴史文化遺産・調査研究事業について、繰越明許費を設定するものでございます。

第3表地方債の補正でございますけれども、臨時財政対策債の現行限度額2億7,120万円に390万円を増額して、2億7,510万円に変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算の第4号について内容を説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時08分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前11時20分)

○議長（佐藤修二君） これから総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 最初に、まず1号議案です。酒々井町都市計画事業基金の設置ですね、この点について都市計画事業と都市計画事業税について、いろいろと条例をひもといたんですが、条例をひもとくというのはなかなか難しいんですが、その基金なんですけれど、基金の設置条例ということなんです、ここの2条に事業に要した費用の残額とすると、積み立てる額は。そのことについてなんです、この都市計画事業については、本来なら議会に具体的に用途の説明をすべきだということはもう言われているんですけれど、その辺について要望したいと思います。その事業に要した費用の残額というのは、

実際にどういう額なのか。できれば後でも今でもいいんですが、今までの事業の都市計画事業の財源ですね、どれだけ入って、どれだけ支出して、どういう事業に充てたのか、説明をいただきたいと思います。その残額とはどういう、どのぐらいの額なのかということですね。2条の。

それと、5条ですね、都市計画事業に充てる場合に限って全部または一部を処分するというふうになっていますけど、要はその計画事業に基金を充てますということでの解釈でいいのかどうか伺いたいと思います。

次に、議案2号なんですが、基本条例ですね、産業振興基本条例についてなんですが、9号にかかわることもありますので、議案第9号の16ページですね、見ていただきたいと思いますが、ここに今回の基本条例の中にいろいろとこういう内容ですよという説明をいただきました。その中でですね、既に商工会費、16ページには産業振興推進会議というのが既にあるわけですね。それにアドバイザーももう既にあります。今回基本条例を策定するに当たって、改めて委員を選定されると思いますけれど、その辺はこれまでの委員をそのまま移行の状況なのか、改めて当然選定すると思うんですけど、その辺を伺いたいと思います。

次にですね、大きな質問というわけではないんですが、その前の12ページにもありますが、千葉氏まつりですか、今回も第2回目ということでされるようですが、全体の千葉氏まつりの総事業費というのはどのくらいなのか、改めて伺いたいと思います。また、今その場所なんですが、中央公園で毎回やっているんですけど、今いつも見るんですが、工事やっていますね、排水工事行っているんですけど、10月1日までに間に合うのかどうか、その状況などは把握していると思うんですけど、その辺も伺いたいと思います。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは議案第2号のですね、産業基本条例の中の第8条でうたっております産業振興推進会議の委員でございますが、こちらにつきましてはこの条例の中で新たに制定しようとするもので、以前の委員さんというのはちょっといらっしゃいませんので、この条例に基づき制定して、補正予算でお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、ご質問いただきましたので、1号の基金の関係でございますけども、用途の説明の関係をという要望のほうは要望ということでよろしいということで……わかりました。

それで、まず1点目のほうの簡単なほうからいきますけども、第5条関係につきましてはまず都市計画事業の税収にですね、そちらを都市計画事業に充ててですね、さらに不足が見込まれる場合、その基金から不足額を一部なり全額をして引き出してそれに充てるという意味でございます。

あと1、2条の関係のご質問でございますけども、残額、どのぐらい今まで充ててきたかということでございますけども、そんな前からの資料ございませんのであれですけども、手元にある資料だけでご説明させていただきますけど、昨年度27年度ですね、27年度からこのうちの事業ですけども、去年度からこの都市計画税の税収全てをですね、都市計画事業に充てることができなくなっております。今回お

願いで基金に積み立てようとするものでございますけども、その昨年税収が1億834万円税収として入って、こちらに事業費として充てた金額が8,727万9,000円で、引いていただけるとわかりますけども、2,106万1,000円の残が出ていると、こちらが充て切れていないという分、28年度につきましては都市計画税収で1億1,159万8,000円、こちらで28年度は事業費として充てたのが1億726万4,000円となっております、引いていただくと433万4,000円、今充て切れていないということで、こちらこの1号議案をですね、可決いただいた際に、後でこの2年分をどうするかということで積み立てを今年度中に行いたいというようなことを考えてございますけども、そういう説明でよろしかったでしょうか。

あと、2点目で千葉氏まつりの総事業費をお聞きなされたと思いますけども、当初予算で375万円持っていてございまして、今回お願いしています204万何がしと合わせた金額が今回の千葉氏まつりの総事業費となります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、中央台公園の工事の関係のほうを答えさせていただきます。

現在排水工事のほうをですね、おおむね完了してございまして、この後グラウンドの整備工事、その先に園路の舗装工事を予定しております。完了につきましては9月末の完了を予定してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 金額云々というか、決算文書だとかひもとけば、残額がどれくらいあるかは確かに金額はわかるんですね、都市計画税の。ただ、私もなかなか勉強不足ですけど、都市計画税事業については予算等に用途をきちんと説明する。これが必要だということは言われているし、また国からも用途の説明をきちんとしなさいという通達が随分昔から出ているはずなんですね。ですから、その都度ですね、やはりここの酒々井町の都市計画事業についてどういうものを作って、どういうものに支出したか、きちんと私は説明すべきだというふうに思うんです。これまで説明があったかということ、私自身がいま一つ記憶に余りありません。これは目的税ですから、市町村によってその税率が決められていますから、その用途については町民にきちんと説明しなければならない事業のはずなんですね。そういう点では都市計画税についてきちんと町に、町民に説明をすべきだというふうに思います。今後の意向についてももしありましたらお答えいただければと思います。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 国の通達等に沿いまして、議員おっしゃるとおり、そういう方向で心がけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。ほかに質疑のある方はどうぞ。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤博君） じゃ、3議案について何点かずつお聞きしたいと思います。

まず、第1号議案ですが、今地福議員から話ありましたとおり、都市計画税とその充当事業費ですか、これは単純に私は7款の都市計画費と、それから下水道費、これを足したものとばかり思っていたんですが、事前にお聞きしたところ人件費も充当できると、そうしますともう明らかに1億1,000万く

らはいっちゃんわけですけども、今の説明ですと、充当の額はそれよりかなり低いということは、その充当するもののルールがあるんだろうと思うんですね。例えば費用の中の維持修繕費なんかは入らないということですね。そういうことがあるのではないかなと思うんですが、その辺の説明をちょっとお願いしたいのと、それから28年度決算はわかりました。29年度当初予算、これを見た場合に今でいう充当と税、この関係はどのようになるのか、お願いをしたいと思います。それから、私からしてみれば急に出た話のように思いますんで、これは国のほうからの何らかの助言というか、注意というか、そういうものがあってこういう形になってきたのかですね、あるいは各市町村でこういうことが起きているんだということなのか、ちょっとその辺もお聞きをしたいと思います。それから、我が町だけに限って将来、もう5年くらい先くらいまでの見通し、何か都市計画事業と下水道というと酒々井町もそんなにないような気がするんだけど、いろいろ言われている街路事業とか、そういうものも都市計画事業じゃなければだめなんでしょうから、そういう見通しはこれから新たなものとしてですね、どの程度の見込みの中で税を課税しようとしているのかですね、お聞きをしたいと思います。1つが、それが第1号議案です。

それから、第2号議案ですけど、最近環境のときもそうなんですが、基本条例というか理念条例が出ていまして、中身的にはなかなか実際上の条例規定がないように思うんですけど、これは流れですか。基本条例というのは、それをちょっとお聞きしたいのと、あるいは国が推進しているのかですね。それと、実際に今度委員さんのほうですが、委員さんの各項目ごとに人数が書いてありませんけれど、これはまだ定まっていないということなのでしょうか。それから、最近の附属機関の設置条例の中には議会選出という項目がないんですけれども、従前の附属機関の設置なんかにはよくうたわれております。その辺の取捨選択はどのような判断をされているのかですね、お聞きをしたいと思います。

それから、アドバイザーですけど、今の説明ですと、かなり学識経験のある方で、日当というか、7,500円くらいで来てくれる人なのかどうか非常に疑問に思うんで、その辺の人数と実際にどういう活動をしていただくのか、この審議会には来ないと思いますんで、その辺の話を説明いただければと思います。

それから、あとは決算の関係です。先ほど財政課長の話ですと地方交付税絡みで財政の需用額、これが国の方針で上がったということですが、その需用額のアップした原因とその額ですね、これを教えてください。

それから、通常いうアウトレット関連税収、これは28年度決算で幾らか、できれば固定資産税あるいは法人町民税という税目ごとにお答えをいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、たくさんご質問いただいて、全部答えられるかちょっとわかりませんが、決算委員会もあると思いますので、答弁漏れがあれば、そちらのほうで対応できればと思っておりますけども、充当するルールというお話が1点目だったかと思っておりますけども、充当する、さっき冒頭にお話ししましたとおり、都市計画事業法に基づきます都市計画事業とか区画整理法に基づくもので、都市計画決定をされたものに充てなさいよということで、議員ご指摘でおっしゃるとおり、維持補修費には充てられないということに基本的にはなっておりますので、それにかかります

人件費、事業費支弁と言うんですけれども、決算統計の中で充てたりしておりますけれども、そういうものには充てられるような考えで私たち把握してやってございます。

平成29年度に充当する税と支出ということでございますけれども、今言ったとおり決算統計の中とか、当然都市計画事業というのはまだ終わっておらないと当然思っておりますし、これからも続く事業でございますので、都市計画税はルールどおり0.2%とらせていただくということで、税収のほうは見込んでおりますので、当初予算書のとおりで今年度補正があるかもしれませんけれども、当初予算どおりでございますので都市計画税……金額はちょっと、じゃ予算書のほうで見てもらって、充当する金額につきましてはちょっとこの場ではすぐにお答えはできないということでございます。

あと3点目ですけれども、国からとか何か指導があったのかという話でございますけれども、決算統計のヒアリングは県ですと、市町村は県の市町村課に決算の状況を説明するようになってございますので、その際に去年基金を造成するということと言われて、今年度造成するということで今回ご提案をさせていただいておるということでございます。

将来的な事業の見通しでございますけれども、今後ことし、去年ぐらいから始まっております都市計画道の東関道からアウトレットに抜ける都市計画道路、こちらのほうは用地買収等始まってございますし、当然上物が入ってくれば、こちらはもう当然そういう事業が充当される事業でございますし、そのほかにも市街地の再開発とか、そういうことも今後考えるわけでございまして、まだまだ都市計画税が不要ということは考えてございません。先ほどの国のほうの通達とか通知の中に余剰金が数年にわたって生じるような状況になった場合には、税率の見直し等、適切な措置を講ずるべきとされておりますので、数年は様子を見てですね、充てられる事業がなければ考えていくというようなことになるかと思えます。

あと決算関係でございますけれども、ちょっとお時間をいただければと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ちょっと済みません、いろいろ聞かれたものですから、ちょっと整理をさせていただいて、また後ほど、交付税の28年度決算の関係ですよね、そうですね。その辺はちょっと整理させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは第2号議案の基本条例の関係でご答弁させていただきます。

基本条例が今回2本目ということで流れかということなんですが、町の経済情勢が変化したということで、南部地区に企業進出してきている。それと農業改革で生産調整とか、そういったものが廃止になってきている。そういった社会情勢の流れを酌みまして、町の基本的なことを考えてこういった条例を制定したものでございます。ちなみに郡内の状況でございますが、条例がある市町村については4市でございます。あとほかの3市1町については条例はございません。

それと委員構成につきましては、今のところ農商工、観光部門から1名ずつとか、そういった形で考えておりますが、議員さんとか、そういった関係等につきましては、今後委員構成については考えていきたいと思っております。

それとアドバイザーでございますが、高位な広範な知識を持つ者ということで、7,500円という形で

補正予算のほうを計上させていただきましたが、会議に出ていただきましてですね、いろいろなアドバイスをいただく予定で考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） それでは、私のほうからはアウトレット関連の税収ということでご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

アウトレット関連の税収ということですので、酒々井南部土地画整理事業地内ですね、平成28年度の税収というふうなことでお答えさせていただきます。28年度の当地区の税収で、これは調定ベースでお答えさせていただくんですが、合計で約3億3,000万円でございます。税目別でございますが、固定資産税が約2億3,700万、都市計画税が約2,300万、法人町民税が約7,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） ありがとうございます。アウトレット関連税収についてはわかりました。

まず、第1号議案の2回目ですけど、私は都市計画税は目的税なんで、充当できなくなったりすれば、ためるんじゃなくて税率を下げる、これが本道だと思うんですね。今説明聞きますと、27、28だっただけ大きな差がある。2,100万余ったり400万くらいしか余らなかつたりと、いろんなことがあるんでとりあえず積んでおきたいということなんだろうと思いますが、これから何年か先へですね、本当に町がこれに使うから税金をくださいということになるわけですから、その用途ですね、都市計画事業として何をやるんだということを明確にしない限り、目的税の意味が私はないだろうと思うんです。さっきおっしゃったアウトレットを結ぶ道路ですか、私も余りよくわかりませんが、それをじゃどのようにしてやるのか、あれだっただけ補助金がつけば、それは対象外でしょう、そういう経費は。そういうものを足した上で、やっぱり皆さんからいただかなきゃいけないんだよということをこの際に明確にすべきだと思うんですね。今岡野課長が3年程度、3年とは言わないか。当分見て、その状況見てというお話もありましたんですが、私が知りたいのは決算はわかりましたが、29年度はどういう状況になっているのか、あるいは将来がどの程度でいかになくちゃいけないのかということをやっぴり見通した上でですね、税率を下げるか貯金するかという検討をされたのかどうかですね、その辺をもう一度お聞きしたいと思うんです。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 繰り返しになる部分がありますが、剰余金が数年にわたって生じるような状況となった場合においては、税率の見直し等の適切な措置を講ずるべきであることという国の通達等がございますので、こちらをよくよく読み取りましてですね、町の状況を見て考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、わたしのほうから2議案ほど質問させていただきます。

まず初めに、議案第9号についてお伺いします。ふるさとまつりにおいてバス代金の増額をする案が出されました。ふるさとまつり実行委員会か、新酒祭の実行委員会か町の要望なのか、お聞きしたいと思います

それから、申しわけございません。前年度になってしまうんですが、前年度も同じような扱いがあったのか。そして、どのような理由で、どこが発案し、負担するようになったのかお聞かせください。

それから、もう一点が防犯カメラの設置の増額についてお伺いします。先般酒々井小学校でお金の盗難事件がありました。そのときの課長の説明によるとですね、侵入経路のところで一部防犯カメラがなくて、特定ができなかったというようなお話がございました。今回この防犯カメラを設置するに当たってですね、酒々井小に対して防犯カメラを設置するのか、しないのか。また、設置する場所はどこか、お聞かせください。

それから、議案第2号についてお聞きします。この議案を読んだときにですね、明治時代に欧米列強に負けぬよう富国強兵策をとって見事達成した日本の姿を思い浮かべます。また、大戦後の焼け野原、通産省主導で日本の経済一生懸命やろうということで、一生懸命計画して立案して、産業振興ということで日本国中で頑張っていたような時代じゃないかなというふうに思っております。今回この条例は、平和の現在においては町民になかなか響かないのではないのでしょうか。しかし、町が単発で行っている事業がございまして。各種補助事業を1つの理念のもとにまとめ、集約することはよいことと思います。今回いい機会だというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

各事業に満遍なく予算化するのではなくですね、重点的な配分をお願いしたいと思います。恐らく理念条例ということですね、予算配分は考えていないというようなお話あるかもしれませんが、過去に農業従事者に補助金とか商工業の事業者にいろんな補助金等を出しております。そういった関係でそれをまとめれば、この理念条例に対して予算化ができるのかなというふうに思っております。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、他市町村のお話が今ございました。私は他市町村に比べて遅い作業をしていると思っております。起案担当者は何年何月ごろより策定作業を行っていたか、お聞かせください。先行している市町村では、数年前に策定が終了し、既に今現在会議を何回も行っております。私は職員のレベルが他市町村と比べて劣っているとは思いません。どのような理由によりおくられているのか、お伺いいたします。

それから、この条例は理念条例ですが、文言、条例だけで均衡がとれた産業の振興が図れるとは私は思いません。私は成功例を見たことがございません。他で成功しているところがあれば、教えていただきたい。先ほども申しましたようにですね、理念条例ではあるが、施策に対して予算づけをし、活動を促すことが必要なのではないでしょうか。今後施策をつくるに当たり、予算措置はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、町民よりこの基本条例の案についてどのような意見が寄せられたのか、そして町はそれに対してどのように答えたのか、お示ししてください。ちなみに何人より意見が寄せられたのか、お聞かせ願います。

それから、条例本文の第4条から第4条の（1）から（7）については、先ほどもお話ししました。

町では各団体へ補助金等の策を講じております。農業に対しては、高齢化に伴い農業を離れる方々や跡を継いでくれる人もなく、農業従事者が減っているのが今現在です。商工業については、商工会に加盟している個人や企業が今現在減っているのは、担当課として承知、把握はしていると思います。その理由が営業、経営の不振により、それから次世代、継ぐものがないということで、今現在減少しているような状況です。このことを踏まえて、この理念条例があるとは思いますが、その辺具体的にちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、費用弁償についてお聞かせいただきたいと思います。どの基準をもって決定したのか、お聞かせください。他市町村によってはですね、プラス交通費も出ているところもございます。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと、産業振興にはこの文言の中にはないんですが、消費者がいないと経済活動成り立たないんですね。それで、第7条や第8条、4の(3)が町民というふうに書いてありますが、そこが消費者なのか、お聞かせいただきたいのと、町民の役割とは何でしょうか。

それから、課長より説明ございました非営利の事業者とは、何を指すんでしょうか。具体的にお聞かせいただければと思います。多分国から手引書のようなものがあると思いますので、その中にはどのように書かれているのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、私からはただいまの質問の防犯カメラの関係についてお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、街頭犯罪などの防犯対策として今回佐倉警察署と協議を行い、町内4カ所に設置するものです。街頭犯罪をメインとした形で防犯対策としてやるというところでございます。酒々井小につきましては、公共施設、学校、保育園、各施設には防犯カメラ設置がされておる現状でございます。ちょっと設置場所につきましては私のほうではここでは今わかりませんが、設置されている状況です。今回街頭犯罪などの防犯対策というところで行おうとするものです。設置予定場所としましては、今回駅周辺で人通りが多い京成酒々井駅東口付近、それとJR酒々井駅西口付近、また通学路として酒々井地先の築山付近及びふじき野地先の信号機の付近の4カ所を今年度予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から御園生議員の質問に対して、ちょっと件数が多かったもので、順次お答えできるかどうか、わかりませんが、お答えさせていただきます。

まず、ふるさとまつりと新酒祭の関係、バスの関係でございますが、昨年地方創生の関係で暫定的にちょっとやらせていただいたということがございます。本年も昨年の状況を見ましてやらせていただいたと、補正をさせていただいたというのが現状でございます。お互い両実行委員のほうで合意形成をとっているというような形で、うちのふるさとまつりのほうは、この前8月の実行委員会のほうでお話をしてお話をしているところでございます。

あと2号議案でございますが、ちょっと抜けていたら申しわけございませんが、ちょっと書き切れなかったものがございますが、まずこの条例をいつ考えたのかということでございますが、本年度当初でございます。ちょっと日にちまでは、そこから始めて、昨年からおおむねは考えておったわけでございますが、いろいろな町の社会情勢等、南部地区の企業進出、それと農業の関係で撤廃されるということがございましたので、そういったものがあつたことから考えておつたわけですが、いつからということはおそらくははっきりお答えできないところでございます。

それと成功例でございますが、成功例はちょっと把握していないというのが現状でございます。これに対して条例の予算措置につきましては、今回につきましては9月補正で出しております推進会議の委員さんの報酬でございます。それに伴いまして、どのような形でその基準で委員さんの値段というか、委員報酬を考えたのかということでございますが、町の委員さんの中のものを取りまして、そちらで設定させていただいたというのが現状でございます。

消費者対策、消費者が載っていないのではないかとということでございますが、第8条で町民の役割ということで、そこで記載させてございますが、町民の役割というのは、地域内消費が地域経済の好循環に効果的であり、雇用の拡大などにもつながる可能性があること、結果地域の活性化につながることや、町内外で酒々井を積極的にPRしていただくことで、地域外からの消費が活性化され、地域活性化につながる可能性があることなどからご協力をお願いするものでございます。

あと営利、非営利の関係でございますが、いろいろな事業活動を行っておるところでございますが、NPOなどを想定してございます。

パブコメについては、1件、1人からご意見がございました。その中の関係ですが、今なぜこの条例を制定しようかということでは、町の回答といたしまして社会的、経済情勢の変化への対応や連携の緊密化が求められていることから、この条例を制定しようとするもの、それと均衡のとれた振興策というのはどういうことを意味するのかということで、この条例の中には大きく農業、商業、工業、観光、こういった産業形態がございます。これの各産業を均衡のとれた、隔たりのないような形で、バランスのとれた産業の発展を目指すということでご回答をしてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） わかりました。再度済みません、質問させていただきます。

非営利の事業者とは、NPO等も含むということでありますと、ボランティア団体等の活動についても含まれるのか、その辺もう一回お聞きしたいのと、それから国からの手引書とかマニュアル等にですね、そういうふうに書いてあるのか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 非営利の団体にボランティア団体が含まれるのかということで、国からの手引というものはございません。これは町独自の条例で考えたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 済みません、ボランティア団体はこの中に含まれるのですか、NPOとか。それと、国からの手引ないということなんですけども、それはよくわかりました。この近隣見渡すと、酒々井町2年ぐらいおくられているんです。ひどいところだと4年ぐらい遅れているんです。ですから、独自というふうに言われても、どこかに指針等があって、作成しているんじゃないかなというふうに思うんですね。各条例、基本条例比べてみましたら、似たり寄ったりなんです。ですから、その辺お答えありましたらお願いします。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 事業者の範囲ということで、法人か個人かと問わず営利か非営利かを問わず町内で事業活動を行う全ての事業者という形、事業という形で捉えておりますんで……

〔「ボランティアも事業だよ」と呼ぶ者あり〕

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 事業活動という形で捉えているところでございます。

それとほかのところの条例も参考にさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑のある方。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、議案の6号、28年度決算について1点だけお尋ねいたします。

3款民生費についてですが、子育て支援施設の用地購入に伴う建物等の解体撤去工事というようなことで、1,228万1,760円とございます。子育て支援施設用地購入、契約日同日に建物ほか一切を町は寄附を受けました。建物を施設として活用できるのではないかと、こういうような担当者のお話もありましたが、寄附を受けたということでありますけれども、そこで伺いますけれども、建物はたしか4棟かと思いますが、寄附の所有者からの寄附の申し出に町は支援室として活用できるか家屋の不動産調査をしたのかどうか、1点伺います。

もう一点は、解体費用1,228万1,760円のうち、いわゆる建物の解体費、平米当たりの単価はどのくらいになりますか。

以上2点お尋ねいたします。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 子ども・子育て支援施設の用地にございました寄附を受けました既存家屋につきましては、不動産調査のほうは行っておりません。あと解体費用でございますけれども、今建物をというふうにご質問があったのですが、解体費用のほうには庭とか、そういう形で使われていた部分につきましても、新設に伴いまして庭木等を撤去することにしたものですから全部が入ってしまっただけでこの金額でございますので、今個別に出すことがちょっと難しかったので、申しわけございませんが、全体の費用を登記してありました寄附を受けた建物の面積で割らせていただいて、平米当たり3万2,597円ほどとなったところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 寄附を受けた建物についてですね、利用できるかどうか調査しなかったと。私当

然寄附を受ける際にですね、建物が使えるかどうかというのはこれは当然調査する。これは当たり前だと思っですね。使えないものを寄附受けても、いわゆるごみですので、まさに負担つき寄附だ。伺いますけれども、支援施設の設計委託がなされました。既存の建物の活用が可能かどうか検討するよう仕様書にあります、設計業者が調査し、活用できなかつたという理由についてお聞かせください。それに基づいて解体したということでもありますので、どうい理由で既存建物が活用できなかつたのか。設計業者の調査に基づく理由をお聞かせください。

それから、もう一点、建物撤去費ですが、建物の解体費は当然積算する上です、解体撤去の重要な部分なんです。当然積算の段階で何棟の建物で何平米あるから解体費用幾らと、当然出てくるわけ、出してあるわけであつてですね、いわゆるそのほかというのは普通考えられないわけですね。後ほどいいですから、家屋の解体撤去費用、平米当たり幾らなのか教えてください。それでは、いわゆる理由について、設計業者が仕様書の設計する段階で、既存建物の調査した結果、活用できなかつた理由についてお聞かせください。

○議長（佐藤修二君）　こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君）　設計につきましては、検討ということでは設計業者だけというわけではないんですけれども、検討をしていただいて、あと町との打ち合わせの中で使えるかどうか、使えるといひますか、それを活用できるかどうかということでは検討したものでござひます。新しいところを建てるかどうかということもありましたので、検討した結果なんです、福祉施設という形になろうかと思ひますので、民家でござひましたものから、なかなか対応するには大規模な改修なども必要になるのではないかとということ、それから間取りや面積につきましても今あるものということでは制約されることから、子育て支援施設として設計に限界があるのでないかとということ、機能的な施設をつくるためにもちょっと新設したほうがいいのではないかとということになりました。

それから、検討の結果といひますか、それにつきましてはやはりほかの建物といひますか、例えば違う形で倉庫とか何かでも残せないかということも考えたのですけれども、新しい施設を建てた場合に、この設置場所がござひまして、それと重なってしまうようなこともござひましたので、解体するという形になりました。

以上でござひます。

○議長（佐藤修二君）　13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君）　事前にですね、寄附を受ける前に十分調査すればですね、その辺の問題は当然チェックできた話なんです。いわゆる寄附の受け方にやはり問題があつたなというふうに思ひます。

それから、建物の補償額が鑑定もしないでですね、いわゆる補償額の範囲内で解体できるというようなんです、町長の発言もありましたけれども、まさに建物の補償額の鑑定もしないでですね、撤去工事費一千二百数十万でできるという発言そのものもですね、まさに根拠のない話であつてですね、建物については町長も言っていましたけれども、道路等では当然補償するんだと、道路の場合は当然計画を立ててやるわけですけども、今回のような子育て支援センターの用地購入についてはですね、関係者からの申し出で町がこうやって購入して施設をつくるというような状況であつたということ、やはり今後寄附を受ける際には十分調査し、鑑定し、負担つき寄附にならないようにしていただきたいことを要望

して終わります。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第4号及び議案第9号ないし議案第14号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号ないし議案第4号及び議案第9号ないし議案第14号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 零時12分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 零時25分）

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（佐藤修二君） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号ないし議案第8号につきましては、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号ないし議案第8号は、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○議長（佐藤修二君） さらに、お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

1番議員	濱口信昭君	2番議員	須藤伸次君
4番議員	那須光男君	10番議員	江澤眞一君
13番議員	竹尾忠雄君	16番議員	高崎長雄君

以上6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎請願第1号及び請願第2号

○議長（佐藤修二君） 日程第4、請願第1号及び請願第2号を議題とします。

請願第1号及び請願第2号の紹介議員である川島邦彦君から請願の趣旨説明を求めます。

6番議員、川島邦彦君。

〔6番 川島邦彦君登壇〕

○6番（川島邦彦君） 請願書第1号及び請願第2号の趣旨説明をいたします。

いずれも平成30年度教育関係の予算編成について、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたいという趣旨の請願でございます。

趣旨説明について、それぞれ申し上げたいと思います。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願ということでございます。

義務教育は、憲法の要請に基づき子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度でございます。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24年度は新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。しかし、国民にひとしく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものでございます。

次に、請願第2号、国における平成30年度教育予算拡充に関する請願でございます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に平成30年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えております。

具体的には、

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
 - 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。
 - 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
 - 5、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。
 - 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
 - 7、子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改定し、地方交付税交付金を増額することなどについて予算の充実を働きかけていただきたいと考えております。
- どうぞ慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で請願第1号及び請願第2号の趣旨説明が終了しました。

ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託します。

◎休会の件

○議長（佐藤修二君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。議案調査及び委員会審査のため、9月6日から9月11日まで及び9月14日から9月26日までの19日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月11日まで及び9月14日から9月26日までの19日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 零時33分）

平成29年第5回酒々井町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月12日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱 口 信 昭 君	2番	須 藤 伸 次 君
3番	酒 瀬 川 健 一 君	4番	那 須 光 男 君
5番	御 園 生 浩 士 君	6番	川 島 邦 彦 君
7番	齊 藤 博 君	8番	内 海 和 雄 君
9番	佐 藤 修 二 君	10番	江 澤 眞 一 君
11番	平 澤 昭 敏 君	12番	越 川 廣 司 君
13番	竹 尾 忠 雄 君	14番	地 福 美 枝 子 君
15番	小 早 稻 賢 一 君	16番	高 崎 長 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町 長	小 坂 泰 久 君	副 町 長	飯 塚 光 昭 君
教 育 長	木 村 俊 幸 君	教 育 次 長	大 崎 智 行 君
参 事 兼 企 画 財 政 長	岡 野 義 広 君	参 事 兼 住 民 協 働 長	清 宮 高 由 起 君
参 事 兼 経 済 環 境 長	芝 野 芳 弘 君	総 務 課 長	大 塚 正 徳 君
税 務 住 民 長	鳩 貝 剛 君	健 康 福 祉 長	河 島 幸 弘 君
ま ち づ く り 長	板 垣 一 成 君	上 下 水 道 長	黒 田 光 利 君
農 業 委 員 会 長	岩 井 尉 行 君	こ だ も 課 長	七 夕 夕 美 子 君
学 校 教 育 長	玉 井 清 人 君	生 涯 学 習 長	福 田 良 二 君
会 計 管 理 者	木 村 修 一 君		

本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	鵜 澤 勝 己	書 記	五 代 より子
書 記	齊 藤 良 尚		

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎議長報告

○議長（佐藤修二君） 日程に入る前に議長報告を行います。

委員会条例第8条第2項の規定による決算審査特別委員会正副委員長の互選の結果が届いておりますので、報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長に江澤眞一君、副委員長に須藤伸次君が互選されました。

以上で議長報告を終わります。

◎一般質問

○議長（佐藤修二君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 御園生 浩 士 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 皆さん、おはようございます。議席番号、5番、御園生浩士でございます。町民の皆様には、議会の傍聴をいただきましてまことにありがとうございます。

片田舎の小さな議会ですが、日々いろいろなことが起こっております。注意深く議会を見守っていただきたいと思います。

当町においては、酒々井町公式ツイッターの運用を開始しましたと9月号のニューしすいに掲載されておりました。企画財政課広報広聴班の皆さんがご苦勞されたのでしょうか。担当された皆さんに感謝いたします。そこで、もう一苦勞をしていただけないでしょうか。さきの6月定例会にて私は町のホームページ上では年度の切りかえが円滑になされていないようでした。年度が変わり、月が変わり、週が変わりには公共施設の掲示物やホームページ上の切りかえをスムーズに行っていただきたいと思っておりますと発言いたしました。残念ながら新着情報に各課各担当欄に数年前のかなり古い情報が掲示されております。せめて月単位での日付の更新とか削除し、別の掲示スペースを確保したらいかがでしょうか。前にも申したとおり、保育園、小中学校へ子供たちを通わせている保護者の方々は、パソコンやスマートフォンでインターネットを利用することが生活の一部となっております。情報を得るためにホームページの閲

覧をよくします。このように需要が高まっているからこそ、町も学校もホームページやツイッターを立ち上げ情報提供をしているのではないのでしょうか。瞬時にたくさんの人や必要な人に情報発信できることがホームページやツイッターなどの売りではないのでしょうか。もしも、平成30年度予算に新規ホームページ作成費用が計上されたらもろ手を挙げて賛成いたします。それに、私は中国語が読めませんが、ホームページには中国語の案内もあるようです。第二外国語で表示するなら英語の案内が本筋ではないのでしょうか。全面改正をお考えください。紙媒体では、町広報紙ニューしすいで、乗り上げブロックの違法な設置について注意喚起の記事が掲載されました。ありがたいことです。十数年もの間放置されていた問題の解決に向けて初めの一步が踏み出され、職員の皆さんが行動を起こしたようです。できればシルバー人材センターの人材募集や記事と同じくらいの頻度でニューしすいに掲載していただければ町民にも広く浸透するのではないのでしょうか。職員の皆さんに期待をいたします。

夏休みも終わり、子供たちは元気に学校に通っておりますでしょうか。先日、大室台小学校5年生と稲刈りをいたしました。みんな楽しく稲刈りをしておりました。先生方におかれましては学力テストの結果が発表され、感慨深いものがあると思います。全国平均、千葉県平均に当町は位置しているようですが、喜んでいいのやら、がっかりしているのか、先生方の思いもさまざまなのがあると思います。より一層子供たちに向き合っていたいただきたいと思います。

以上3点について、このごろ思ったことをちょっと述べさせていただきました。

では、一般質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに1点目、酒々井町青少年交流の家について質問させていただきます。これは、ことしの3月工期終わりました1年半以上たっておりますが、経過についてお伺いしたいと思います。先般6月議会で質問させていただきました6月議会から本日まで株式会社ヤマロクとの交渉の経過についてお伺いいたします。

それから、2点目でございます。防災事前行動計画について質問させていただきます。先般、台風5号が7月21日南鳥島近海で発生いたしました。この台風、非常に寿命が長くて統計をとっている間で2番目の長さだというふう聞いております。当町においては、前にタイムラインについてのご説明をいただきました。今回、この台風がタイムラインに当てはまって、町としてどのような対応をとったのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

次に3番目、各町内における祭りについてお伺いいたします。商工会の夏まつり、新酒祭、千葉氏まつり、ふるさとまつりについて、本年度の補助金金額をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、4番目になります。酒々井小学校の不祥事についてお伺いいたします。去る7月11日に酒々井小学校校長室の金庫より徴収金の盗難事件がございました。学校の管理規約に則した手続が行われたのか、以下4点についてお伺いをいたします。

1つ目に、事実関係の確認と本日までの経過報告について詳細をお聞かせください。2つ目に、今後二度とこのようなことがないように再発防止の徹底については、どのような策を講じているのかお聞かせください。3つ目に、盗難被害額については、どのように処理するのかお聞かせください。これについては、全協の場で一部説明がございました。その結果についてお知らせいただきたいと思います。4つ目に、平成20年3月定例会の行政報告で、中国の冷凍ギョーザによる食中毒事件が発生しまして、た

しか1月31日報道されたことに対して、学校側は翌日2月1日には保護者宛てに学校給食の安全性を確認し、その旨をプリントで周知したことの報告がございました。議会での質問に対しても、教育次長より保護者に対する説明と同様に丁寧な答弁がございました。今回の盗難事件に関して関係者の議会への対応の仕方が前回と違うように思われますが、担当者はどう感じているのかお聞かせください。

次に、国保の収納率についてお伺いいたします。けさの全協で千葉県から資料が参りまして、そのご説明をいただきました。素早い対応をありがとうございます。8月9日読売新聞によりますと、国保収納率について県が目標値を設定すると公表いたしました。その結果が今回あらわれたんだと思います。私は、収納率について酒々井町はよい結果を残していると思っておりますが、県は収納率や後発医薬品の使用促進などの取り組みを市町村ごとに点数化した結果も示しました。収納率だけでなく、他の要素を取り入れたことにより最下位の106点という評価が酒々井町はされました。政治は結果といたしますので、真摯に受けとめて汚名返上のため担当者は全力で取り組んでいただきたいと願い質問いたします。

1つ目に、国民健康保険の保険料の収納率は昨年度何%であったのかお聞かせください。続きまして、県より収納率の向上は求められたのかお聞かせください。続きまして、県は収納率の向上や後発医薬品の使用促進などの取り組みを市町村ごとに点数化した結果を発表いたしました。酒々井町は最下位であったが、どのような項目を数値化し、県内最下位の106点だったのかお聞かせください。最後に、国保収納率の読売新聞の記事を読んで担当者はどのような感想を持ち、今後の対策についてどう考えるのかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。詳細なご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、政策的なものは私または副町長からお答えし、細部にわたるものは担当からお答えをいたします。

まず、5番議員、御園生議員からは5点の質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、私からは、2点目の防災行動計画、いわゆるタイムラインについてのご質問にお答えをいたします。

タイムラインにつきましては、平成26年度に作成し、災害時の事前行動等を取り決めております。今回の台風5号におきましては、勢力が大きかったことなどからタイムラインの基準時間、これは最も近づいて影響を与えると思われる時間の72時間前のそれよりも以前に関係課が連携しまして冠水箇所の事前パトロールや水路の確認及び清掃等を実施いたしました。また、気象情報等を常に確認し、情報等を収集しましたが、今回の台風5号につきましては通過ラインがそれたことからタイムラインに沿った行動は行っておりません。なお、今後とも警報発令時や災害時におきまして状況記録等を適切に行い、過去の災害を教訓として生かせるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） おはようございます。それでは、私からは、1点目の青少年交流の家について答弁を申し上げます。

株式会社ヤマロクとの交渉経過ということですが、その後の動きはございません。これまでの定例会でも答弁いたしましたが、繰り返しになりますが、昨年9月15日にヤマロク代理人弁護士により当町の代理人弁護士へ通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため、契約を解除すると。5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については、近く示すということでしたが、それ以降相手方からの通知はございません。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは3点目の各祭りについてお答えさせていただきます。

各祭りの本年度の補助金額でございますが、商工会の夏まつりにつきましては45万円、ふるさとまつりは230万円、酒々井・千葉氏まつりは375万円を予算に計上しており、酒々井・千葉氏まつりにつきましては、175万円は国からの地方創生推進交付金を活用しております。

なお、今回の補正予算におきまして、ふるさとまつりにつきましては、新酒祭との同時開催で両祭りの相乗効果を高めるための周遊バス経費を、酒々井・千葉氏まつりにつきましては参加者である子供たちの記念品代等の経費をそれぞれ増額補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私からは、酒々井小学校の不祥事についてお答えをさせていただきます。

7月12日の朝、教育委員会に金庫に入れた徴収金が紛失したとの連絡がありました。同日、校長が金庫を利用した職員に事情聴取するとともに、全職員で捜索しましたが発見できず、13日、11時に校長より被害届を出しました。すぐに警察が来校し、事情聴取を行いました。また、その後21日にも事情聴取が行われており、この時点で怪しい者はいないと学校に伝えられ、捜査は現在継続中です。保護者への対応といたしましては、13日夕方該当学年の保護者会を緊急に開き、校長から事故の概要を説明するとともに、徴収金の紛失について謝罪いたしました。翌日には全校の保護者に向けて文書で報告しております。教育委員会といたしましては、13日に臨時校長会を開き、徴収金管理について改めて指導を行いました。さらに27日には小中学校の全職員を集めて教育長の訓示を行うと同時に、不祥事根絶の研修会を実施しております。紛失した現金は校長が立てかえ、業者には既に支払いを済ませております。今回の事故につきましては、学校への指導支援等も含めて教育委員会として適切に対応したものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、5番目の国保収納率につきまして、1点目、2点目、4点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の平成28年度の国民健康保険税収納率は現年課税分が91.13%、滞納繰越分は18.07%です。2点目の県から収納率の向上を求められたかということですが、27年度の現年課税分の収納率は90.49%で千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針で定める現年課税分の目標収納率92%を下回ったため、県より技術的助言を受けております。4点目の国保収納率の新聞記事についてですが、平成28年度の現年課税分収納率に関しては、速報値で県内順位が54団体中26番目、印旛管内では9団体中4番目になります。ここ数年町の収納率は上昇していますが、引き続き収納率向上のために努力してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、5番の国保収納率の3点目についてお答えさせていただきます。

県が発表した点数化について、平成30年度から新たに実施される国民健康保険における保険者努力支援制度の前倒し分として平成28年度の実施分になります。制度の内容は、国民健康保険税収納率の向上、糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、特定健診受診率の向上、個人へのインセンティブ提供などの医療費適正化に資する取り組みの実施状況について、評価指標ごとに3点から40点が配点されており、得点数に応じて交付金が配分される仕組みとなっております。各評価指標については、達成基準にわずかに届かない項目や平成29年度から実施した項目などが含まれ、結果として県下54位となりました。本年4月からは国民健康保険の所管を健康福祉課に移行し、保険事業と健康づくり事業との連携の強化を図ったところであり、今後はさらなる保険事業の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 細部にわたりご答弁いただきまして、ありがとうございました。

では、2回目の質問をさせていただきます。まず、1点目の酒々井町青少年交流の家についてお尋ねいたします。今ご説明のとおり、弁護士間でやりとりをしているということで、ボールは向こうに投げたので、ボールが返ってくるまで動きがとれないというようなお話でございました。このほかにですね、町ではどのようになることが結論がベストと考えているのか、お聞かせください。

次、2番目になります。防災事前行動計画についてお伺いいたします。今回に限らずですね、タイムラインを作成し、行動に移したことがあると思うんですが、例があればお聞かせいただければと思います。例を聞きまして、具体的に聞けばタイムラインというのがですね、前に説明いただいておりますが、より具体的に我々にもわかるのではないかとこのように思っております。

それから、3点目。各祭りについてお伺いいたします。本年度予算に計上され、かつ補正予算が組まれている事業はあるのかお聞かせください。先ほど、あるというようなお話ししておりましたけれども、再度お願いいたします。それと、昨年度と本年度のバス代や新酒祭とふるさとまつりの同時開催については、どの組織のどなたが提案し、どのような意見が出て、何の会議で決定し、支出したのはどの団体かお聞かせください。

次に、4点目になります。酒々井小学校の不祥事についてお伺いいたします。私は、平成23年この9

月の定例会において一般会計補正予算（第5号）において、各小学校、各保育園及び学校給食センターに防犯カメラを設置するための工事請負費についての説明が執行部よりあり、賛成討論をしております。子供たちの災害に対する安心安全、また外部からの侵入者に対しての防御として給食センター、保育園及び学校に防犯カメラに設置することは非常にありがたい。死角や数が足りないというようなことがないようにしっかりとつけていただきたいと要望も添えております。このことについてどのように考えますか、お聞かせください。

次に、国保の収納率についてお伺いいたします。県への移行でどのようなメリット、デメリットがあるのかお聞かせください。当町の受診率、1件当たりの診療費、1人当たりの診療費、1人当たりの総医療費などは県で何番目あたりにランクしているのかお聞かせください。また、1年以上の保険料滞納者は何件ございますでしょうか。資格証明書の発行件数は、何件ありますでしょうか。資格証明書及び滞納者の家族構成は独居家庭なのか、高齢者家庭なのかお聞かせください。

それと、もう一点です。私は平成21年3月、6月の定例会においてジェネリック医薬品の使用促進の質問をいたしました。当時と比べると、現在はジェネリック医薬品の使用率はどのくらいでしょうか。当町の目標は達成できたのでしょうか、お伺いいたします。そして、過去ですが、同僚議員から平成25年12月定例会にてデータヘルスの推進について質問がございました。被保険者の健康維持増進のための事業計画の策定は、今現在できたのでしょうか。また、専門職の人員配置をするというようなご答弁でございました。今現在はできていますでしょうか、その点についてお聞かせいただければと思います。この点についてはですね、資料等持ち合わせしていないようであれば、その旨をお伝えいただければ結構でございますので、ご答弁をよろしくお伺いいたします。

では、2回目終わります。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、私からはタイムラインの関係についてご答弁させていただきます。

まず、タイムライン、防災行動計画とは例を出せばどのようなものかというお話でございましたので、タイムラインにつきましては、台風等による大規模災害が発生することを前提に自治体や関係機関等が共通の時間軸、タイムラインに沿った具体的な対応行動、いつ、誰が、何をなどについてあらかじめ定めものがございます。例としましては、当町の例でございますが、前年につきましては、8月の台風9号では被害等が予測されたことから、自主避難所を中央公民館に開設し、防災行政無線で自主避難の注意喚起を行ったところでございます。また、昨年9月の台風16号におきましても、同じことを行ってございます。さらに今年度につきましては、7月に先ほどございました台風5号の前でございまして、台風3号につきましても事前調査タイムラインに沿った行動を行っているところでございます。今後も災害における被害の最小化、被害規模の軽減や早期回復のため気象情報などを的確に把握し、必要に応じてタイムライン、防災事前行動計画に沿った対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、再質問の本年度予算に計上されている各祭りの補正予算が組み込まれている事業はあるのかというお問い合わせでございますが、先ほど芝野参事のほうから

答弁にありましたふるさとまつり実行委員会、また酒々井・千葉氏まつりの実行委員会の2つでございます。ふるさとまつりにつきましては、当初予算230万円で今回9月補正で25万2,000円をお願いしているものでございます。また、酒々井・千葉氏まつり実行委員会、当初予算で375万円を計上してございまして、今回204万6,000円をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、同日開催になった経緯ということでございますが、同日開催につきましては、両祭りを同日開催することにより相乗効果を図ることから、ふるさとまつり、新酒祭、それぞれの実行委員会に諮りご了承いただいたところでございます。バス代につきましては、両実行委員会等でそれぞれ負担しておりますが、昨年度は地方創生加速化交付金の町内周遊事業として試行的にバスを運行した結果、1,600人を超える方の利用があったことから、本年度も一部について負担することとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 外部からの侵入者に対する防衛として防犯カメラについてのご質問にお答えをさせていただきます。

外部からの防犯対応につきましては、学校の管理体制の強化を図っていく中で防犯カメラの移設、増設の必要性等も含めて今後学校協議し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） それでは、私からは、5番目の国保収納率に関しまして、関連したものを3点ご答弁させていただきます。

まず、1年以上の保険料滞納者は何件というふうなご質問でございしますが、現在581件でございします。

次に、資格証明書の発行件数というふうなご質問でございしますが、資格証明書の発行は、滞納者の接触の機会を確保することが目的であることとございしますので、短期保険証を交付することにより対応しておりますので、資格証明書の発行はありません。

次に、資格証明書と滞納者の家族構成はというふうなご質問でございします。こちらにつきましては、住民基本台帳上ではございませませんが、国民健康保険上ではございしますが、その把握でございしますが、現在国保に加入している滞納世帯のうち独居世帯は約190世帯、65歳以上の方だけの高齢者世帯が約60世帯でございします。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からも幾つかのご質問に順次お答えさせていただきます。

まず初めに、県の広域化によることとございしますが、国民健康保険の安定した財政運営と国保事業の広域化、効率化が図られると思っております。また、資格管理、保険給付、賦課徴収の窓口業務や保険事業等につきましては、引き続き町が担うこととなります。

次に、1人当たりの総医療費についてでございますが、千葉県国民健康保険団体連合会が作成いたしました平成28年度版の国民健康保険税の概況によりますと、当町は総医療費については、県内54市町村のうち10番目になります。

次に、ジェネリック医薬品についてでございますが、政府においては平成29年度中に70%以上を目標に掲げております。当町につきましては、平成29年7月現在でございますが、75.2%で政府が掲げてある目標を達成している状況でございます。

最後に、データヘルス計画につきましては、昨年度策定いたしました。現在、計画に基づいて保健事業に取り組んでいるところでございます。

なお、専門職の配置につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、国民健康保険の所管を健康福祉課に移行し、保険事業と健康づくり事業との連携の強化を図ったところでございます。

私からは以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ご答弁ありがとうございます。3回目になってしまいます。

まず1点目ですが、酒々井町青少年交流の家についてお聞かせください。先方より反応がなければ交渉のしようがないと町では判断されているようですが、利用者が一番の被害者です。このことを念頭に据え、解決に向けて速やかに処理するにはどうすればよいのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

それからですね、弁護士同士でやりとりをしているということでございます。確かにおっしゃるとおりでございますが、先方、株式会社ヤマロクがですね、酒々井町の馬橋に現在会社として経営しているのかしていないのか、ファクスはつながるのか、電話はつながるのか、かける必要はないとは思いますが、そういったところのきめ細かな対応もしていただきたいというふうに思っております。郵便物ですと内容証明つきで送りますけれども、相手が不在だと戻ってきたりとかしますんで、その辺しっかりやっていただきたいと思っております。速やかに処理することについては、お答えください。

それからですね、3番目の各祭りについてのお話をさせていただきました。ちょうどこの9月にですね、1つは柏市でこういうふうな記事が出ております。柏市近辺の商店街でですね、イベントをやろうということで一生懸命イベントをやって十数回続いているようです。酒々井町の新酒祭についても、10年は自前の予算で一生懸命やってきておりました。昨年度はたまたま国からの補助金があったんで、それが使えるということで使ったようですが、やはりお金も非常に大切なところではございますが、ボランティア団体のそういう意気ですね、やっていただけるといようなところを大切にさせていただいて、温かく見守っていただければなというふうに思っております。

それから、片や、松戸市ですが、去る、デパートが松戸市にオープンしておるんですが、その賃料をですね、市が負担するという議案が出てまいりまして全会一致で否決されております。こういった例もでございます。これについては、額は非常に億単位の額でございますんで、当町とは比べ物にはなりませんが、民間にですね、団体にですね、補助金を出すときには住民の方たくさんの方々がおりますので、その出し方を間違ってしまうとですね、一企業のためにやっているんじゃないかというようなお話もありますので、その辺誤解のないようにですね、しっかりやっていただければなというふうに思っております。

おります。この祭りについては、質問ではございませんので、心にとめておいていただければと思います。

以上、1点です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） では、青少年交流の家についてのご質問でございますけれども、現在ヤマロク側から内訳書の提示がございませんので、町側から内訳書の催促をしたほうがよいかどうか、これを弁護士と協議しておりますけれども、内訳書の提出を催促するということは、こちらとして払う意思があるという解釈になるとのことでございますので、町として静観すると判断をしたところでございます。町としましては、出来高精算によります目的物の引き渡しを受けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（御園生浩士君） ありがとうございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、5番議員御園生浩士君の一般質問が終了しました。

◇ 那 須 光 男 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

○4番（那須光男君） おはようございます。4番議員、那須光男でございます。私は、今回4点についてご質問いたします。まず1点目は、先ほど御園生議員からも質問がありましたけど、私からも青少年交流の家の建設問題についてご質問いたします。

1点目は、先ほどの御園生議員との質問に全く重複しますが、本年6月議会以降の株式会社ヤマロクとの交渉結果について、重複しますが、再度ご答弁いただきたいと思います。2点目は、トップ交渉を申し入れる用意はないのか。以上、2点について町長に伺います。

2番目、ふれ愛タクシーについて。ふれ愛タクシーの利用状況について、次の点を伺います。

1点目は、本年4月から7月までの各月の利用者数について。2番目は、前年の各月の利用者数と増減数の率について。3点目は、1台減車したことに対する利用者の主な声について伺います。

3点目は、ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。今年度予算にふるさと納税寄附金として1,200万円を収入として予算計上していますが、次の点について伺います。1点目、返礼品など、どのような内容なのか、2点目は広報活動の具体的内容について、3、今年度の収入金額と今後の見通しについて、4点目は昨年度の実績についてお伺いいたします。

4点目、新中川橋近辺の生活道路と用水路について。県道宗吾・酒々井線にまたがる町道について、次の点を伺います。1、トンネル内を含めた生活道路の整備。2点目は、町道沿いの用水路の除草と堆積した土砂の撤去の必要性を伺います。

以上、私からは明快に質問しておりますので、答弁漏れがなく、明快なご答弁をお願いして1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、4番議員、那須議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の青少年交流の家の建設問題について、トップ交渉を申し入れる用意はないのかとのご質問ですが、双方とも弁護士を立てて対応することとしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、青少年交流の家の6月議会以降の交渉経過について申し上げます。

6月定例会以降の交渉経過ですが、先ほども申し上げましたとおり、その後の動きはございません。これまでの定例会で答弁いたしました。繰り返しのようになりますが、昨年9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士への通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除する。5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については近く示すとのことでありましたが、それ以降相手方からの通知はございません。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、2点目のふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。

1点目の本年4月から7月までの各月の利用者につきましてでございますが、4月が1,286人、5月は1,248人、6月は1,374人、7月は1,406人です。

2点目の前年の各月の利用者数の増減数と率の比較についてでございますが、前年の4月が1,409人の利用で123人、8.7%減、5月は1,415人で167人、11.8%減、6月は1,596人で222人、13.9%減、7月は1,560人で154人、9.9%減となっております。

次に、3点目の利用者の声につきましては、ふれ愛タクシーは乗り合いタクシーとして多くの方が利用され、町民の方には大変喜ばれておりますが、一部の声では「待ち時間が長くなった」、「希望時間に利用できない」といった意見も伺っております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、ふるさと納税寄附金につきましてお答えをさせていただきます。

1点目の返礼品など、どのような内容かということでございますが、ふるさと納税総合サイトである「ふるさとチョイス」に町の返礼品を掲載しております。町への寄附金額が1万円、2万円、3万円、5万円、10万円以上と設定いたしまして、それぞれの寄附金額に応じて町外からの寄附者に対し、主なものとして落花生、日本酒、お米、梨などの町の特産品を贈呈しております。

2点目の広報活動でございますが、インターネット上の先ほども申しましたふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」及び町のホームページやイベント会場等で周知を図っているところでございます。

3点目の今年度の収入金額でございますが、今年度の収入金額につきましては、平成29年の8月28日

現在でございますけれども、248万円の寄附金を受けております。今後も季節に応じた商品や期間限定といった商品を返礼品とするなど、特産品を通じて町の魅力を町外へPRしていくとともに、地域経済を活性化させるため、ふるさと納税制度の活用を図ってまいります。

4点目、昨年度の実績でございますが、寄附金件数で16件、寄附金額が27万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは4問目、新中川橋近辺の生活道路と用水路についてお答えさせていただきます。

1点目の生活道路につきましては、トンネルを通り、京成酒々井駅東口や中央台方面へアクセスする上で利便性の高い町道であります。特にトンネルにつきましては、管理者である印旛土木事務所でパトロール及び5年に1度の定期点検を実施していただいているところでございます。また、舗装面の劣化が見受けられる箇所につきましては、路面補修等維持管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目の用水路につきましては、県道を含め周辺からの雨水を印旛沼方向に流す役割を担っております。当該用水路の除草と堆積土砂の撤去につきましては、現場の状況を見ながら随時実施していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） まず1点目の青少年交流の家の問題ですが、私はね、やっぱりこの問題についてですね、非常に答弁が簡略だし、言っていることも昨年の9月以来、向こうからは何も来ていないからこっちも何もしないんだというですね、私に言わせれば解決しようとする意思が全く見られないとはいっても、言わざるを得ないんですね。この議会は、小坂町長3期目の最後の議会ですよ。それだけに私ばかりでなくて、多くの町民がですね、今回の議会で町長が何らかの決意を述べるんじゃないかと、こういうふうにご期待しておりました。しかし、御園生議員の質問には町長は一言も答えず、だんまりに、答弁は課長任せ。課長の答弁も前回の6月議会と全く変わらないですね。一回もですね、弁護士同士とのやりとりもなかったということをおなたたち認めているわけですよ。それで、事が済むのかということですね、やっぱり私は反省していただきたいと思っているんです。町長はいろいろ発言されていますが、ことしの3月15日の6月議会では次のように述べております。「3月18日ですね、請求者であるヤマロクのほうから代理人弁護士を選任したという話をいただいております。そういうことで、弁護士対応ということをお判断して、町といたしましては28年4月に酒々井町の代理人弁護士を立てて、そしてその話し合いに入ったということでございます。そういうことからいきますとですね」とこう言っているんですね。「町と事業者でのお話の段階は28年、つまり去年の3月で終わったと解釈するのが相当でございます」と、こう答弁されているわけです。私ね、今回この質問に当たって町長がこの問題について過去にどういう答弁をしてきたか全て読み返しましたけど、この3月15日の答弁がまさにこの問題のですね、長引かせている。決着がつかないような状態に陥れた大きなこの答弁だったと思うんです。つまり、3月で自主交渉を打ち切り、全て弁護士任せにしたと、こういうことです。私はこの判断

が誤りであり、改めるべきだと思います。なぜならば、弁護士同士の交渉がほとんど報告されておられません。一般的に組合でも何でもそうですけど、物事の紛争が起きたときに弁護士同士に一度はお任せしますけど、それでもその弁護士同士のやりとりがどうであったかは当然組合に報告すべきであるし、私も報告してきました。しかし、この報告があったとも思えないんですね。当然議会にも、町民にももっと丁寧に報告すべきであり、報告されたことがほとんどなかったということは、弁護士同士の交渉がほとんどなかったと判断せざるを得ないと思うんです。ある期間を弁護士対応に任せてということは一面では仕方ないと思いますが、解決の糸口さえも見えない。そうなったならば、町長みずから乗り込んで解決する決意を相手に伝えて問題を解決しなければ、これ一向に解決のめどさえも見えませんよ。弁護士任せではなく、直接交渉を申し入れる決断をすべきだと思いますが、重ねて町長の答弁を求めます。

2つ目にはふれ愛タクシーの件ですが、私、今回25年度、26年度、27年度、28年度の各年度の、各年度ですよ、運行日数、乗車数、それから1日平均こう……前回の3月議会で28年度の利用者の傾向を聞いたところですね、まだ会計年度が終わっていないんだからということで、課長は見込みさえも答弁されませんでしたけど、案の定4年にわたってですね、毎年利用者がふえています。これは、当然のことで高齢化していくわけですから。ましてや運転免許証の自主返納の運動等があってですね、ふえるのは当然なんですけど、そういう4年間の流れに逆らってですね、1台減車したということは、私はやっぱり真逆だったと思うんですね。じゃ、その結果先ほどご答弁いただきましたけど、この4カ月間毎月利用者が減っていると、このようにお答えになっているわけですけど、減っていることを自慢、1台減車したことに対してですね、何ていうんですか、誇らしい答弁されちゃうと困るんですね、はっきり言ってですね。なぜ毎月毎月ですね、前年度を下回るような人数しか利用されないのかと言えばですね、やっぱりそれなりに利用者としては利用したいんだけど利用できるような状況にないというですね、これは1台減車した影響だと思うんですね。先ほどの答弁では非常に待ち時間が長くなったとか、利用しにくくなったという回答がございましたが、これは全くそのとおりですね。私のところにも非常にこういう苦情が来ています。それで、社会福祉協議会に行ってもなかなか来ないんで、もうキャンセルしちゃったんですね。申し込みの段階でご希望に添えませんという返事が返ってきたので、それじゃやめますという。だから、こういうことが原因なんですよ、はっきり言って。利用しにくくなったということが原因で各月減っているわけですから、その辺を十分反省してもらわないとですね、いや、減ったんだから1台減車したことが妥当だったんだという評価をされてはたまったもんじゃないですよ、住民は。そういうことでですね、私再度ご質問したいと思うんですけど。

前年度の4カ月間で4台ね、今ちょっと計算している暇がないんでお聞きしますが、何人だったのか。今年度は、3台で延べ何人だったのかということをお答えいただければ幸いです。時間を差し上げますので、ちょっと計算してご回答いただきたいと思うんですが。それで、3月議会ではですね、健康福祉課長は、私が「1台減車したら支障があるんじゃないか」という質問に対して、次のように答えています。「日報により各車両の時刻別の利用者数を確認したところ、1車両につき1名から2名の時間帯が多いことから、1台減にしても大きな支障はないものと考えております」、これでした。じゃ、そこで、私はふれ愛タクシーが1台減車となった現在ですね、1つは前年度の4カ月あたりの1台の利用者数。いいですか、課長さん。2点目には、今年度の1台あたりの利用者数。4台とやっ

た前年度と3台の今年度、これをぜひお聞かせいただきたいと思います。先ほど3月議会で支障はないんだという答弁の根拠になっていた点についてですね、3つ目を再質問ですが、今年度の4カ月間の各車両の時刻別の利用者数について、課長、お答えいただきたいと思います。でも、やっぱりこれはあれですね、相当私のところもいろいろ電話かかってきていますけど、やっぱり1台減車したことによって減るのは当然だし、そしてですね、それに対して何らかの対応をしていかないとですね、多分私が言えば客離れです。民間で言えば客離れ起こるのは当然だと思うんですけど、ぜひこの苦情に対してですね、どう対応するつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

次は、ふるさと納税寄附金について問題なんですけど、これはですね、過熱しているふるさと納税の新聞の切り抜き、手にしています。7月4日です。こちらは、同じふるさと納税の過熱している千葉県の状況です。これはですね、いかに過熱しているかというのがわかるんですけど、大手民間の新聞のわざわざ折り込みにしてですね、8ページにわたって広告を出しています。これは、どうも内容を読むとですね、西高東低で西側のほうが圧倒的に記事が多いんですけど、千葉県ではどこでしたっけ、1カ所広告出していましたけど、袖ヶ浦市がゴルフ場、ゴルフの利用料を返礼品として出している。こういう記事載っています。こればかりじゃなくてですね、新聞の本紙自体に広告を入れるということもあります。私はなるべく見ているんですけど、毎日では出ていませんけど。そのように非常に過熱しているんですけど。もう一点、これは先ほどの記事の一部を切り抜いた、私がつくったものなんですけど、資料4としてですね、新聞のやっぱりこれは記事ですけど。上位5市町と下位5市町が並べております。我が酒々井町は下位、52位。つまり下から3番目だと。16万7,000円集めたんですね。これは、2016年度上半期の速報値ですから、2016年度の年間のあれとは違いますけど、後でそれご説明。16万7,000円集めたんだと。これは下位だと。下位から3番目だと。私、この記事見てですね、正直言ってがっかりしましたね。ああ、酒々井というのはこんなに低いのかなと。人気ないんだなと思ったけど。それよりですね、もっとショックだったのは、これまで過熱しているふるさと納税制度そのものをですね、本当に国民的に見てよいのかどうかですね、やっぱり判断すべきじゃないかと思いますし、町長も市町村会でやっぱり積極的に発言していくべきだと思うんですね。たった2万円で、2万円だったっけ、所得によってばんばん変えるような制度は、金持ち優遇だということですね、これ典型だと思うんですね。高市総務大臣は、これは見直すべきだということで返礼率30%にとどめなさいと、こういう指導をしていると。ところが、最近変わった野田総務大臣は、いや、そんな見直しする必要ないんだという発言をしたというんですね、テレビニュースが流れましたけど、本来ですね、ふるさと納税の趣旨は、これまで育ててこられた市町に対して、あるいはですね、その市町に対してですね、生まれ故郷に対して頑張ってくれよという意味が制度だと思うんです。

もう一点は、ふるさと創生という意味からですね、その都市の商品、生産物、そういう商工品を返礼品として利用することによって、商工業の発展を促す、かつ都市の活性化を促すというのが本来の趣旨だったと思うんですけど。それがですね、もう私はですね、そんなふるさとじゃないところに、返礼品が多いところにどんどん、どんどんふるさと寄附金としてやっていること自体ですね、私は間違いだとは思いますが、その辺は国政の場じゃないんで余り答弁は求めませんが、感想ぐらいいただいたらどうかと思うんですけど。今年度120万ですか、予算を見込んであるわけですね。これが今

年度。私の見た限り、27年度から町は取り組んでいると思うんですけど、27年度は1,200万、1,200万ですか、を見込んでいたんですね。随分思い切って予算化したと思うんですけど、ふたをあけてみたら20万だった。28年度、去年はですね、それを反省して、今度は予算額を20万にしたんですね。そしたら、予算を上回る27万7,000円が集まったんです。こういう決算報告になっているんですけど、ことしもまた去年のあれで自信がついたのか、1,200万予算化しているわけですけど、先ほどの答弁では、現在幾らでしたっけ、あるということで、それはそれなりにいいと思うんですけど。やっぱり余りにもですね、返礼率が高いというのは疑問だけど、町は一応27年度が返礼率25.3%、28年度は22.4%だと私は計算したんですけど、これは至極妥当な線だと思いますけど、先ほどの返礼品の内容については、落花生、それから日本酒、米、梨ですか、その4点挙げられていますけど、今後、ことしですね、さらにこれを変更する用意はあるのかどうかですね、どのような返礼品を用意しているのかお聞かせいただければ幸いです。

それでですね、このふるさと納税は酒々井の住民がどこかに寄附金行為をすると酒々井の入るべき税収が減るわけですけど、27年度、28年度について幾ら酒々井の税金が減ったのかですね、それもお聞かせいただきたいと思います。この仕組みもですね、ちょっとお聞かせいただければ幸いです。

次に、中川周辺の件ですけど、ここにいらっしゃる課長さんもですね、傍聴者の皆さんも、議員の皆さんも新中川橋はどこなんだという疑問があると思うんですけど、新中川橋とは京成線の線路をまたぐ県道宗吾・酒々井線にかかっている橋です。京成酒々井駅が中川という行政区に組み込まれているために、私の推理ですけど、新中川橋と名づけられたのではないかと思っています。国道51号線や県道296号線の抜け道として、最近町道の往来が非常にふえてきております。この橋は、県道の直下にトンネルがあるんです。そのトンネルはですね、これは県がつくったものだと私は聞いております。こういうトンネルです。このトンネルがあります。そばに用水があるんですけど、これは聞いたところによると、本来は稲作用の用水だったんだけど、台風等で大雨が降って1人の少年が流されて死んでしまったと、亡くなってしまったということで、上本佐倉方面からですね、ずっと県道宗吾酒々井線の雨水を中川に集中させないために、この用水に、ここに引き込んだだとかいうふうに地元の人が聞いております。近隣にはマンションが続々とできていまして、京成線を利用する通勤客もふえ続けています。びっくりしたのは、しばらく子供なんか見たことなかったんですけど、数々のお子さんが散歩にこの近辺をしています。京成線を利用する乗客ばかりふえたんじゃないんですね、ここにはですね、佐倉警察署の警察官がバイクで酒々井のこの派出所に来るために頻繁に往来しています。そればかりか、佐倉郵便局の職員がですね、酒々井に郵便物を配達するために、これはおまわりさんのバイク以上にひっきりなしに往来しています。そして、トラック、乗用車が往来してですね、非常に私に言わせれば抜け道が繁盛している道じゃないかと思うんですけど、そういう実態です。そこでですね、この用水路には土砂が堆積して雑草も繁茂していて、誰が見てもそろそろ手つけてもらわなきゃ困るという状況でしたけど、先ほどの答弁では現場の状況を見ながらやるんだと、こういうまちづくり課の課長さんの答弁だと思いますけど、じゃ、現場の状況をごらんになったんですか。あれ見たら、誰しもね、これは手つけなきゃいけないと思うのが、ましてや現場の最高責任者としてですね、思うのが当たり前だと思うんですよ。だから、1つはですね、最近あそこへ行って現場を見たのか。現場を見て、ああ、これはしばらくほっておいても

大丈夫だというふうに判断したのかお聞かせいただきたいと思うんです。ことしの8月、多分7日だったと思いますけど、佐倉近辺に1時間20ミリの雨が降るですね、雨が降ったんですけど、この場所、雨が降ってですね、2時間程度閉鎖され、通行不能になりました。これは、私も留守でいなかったんで、帰ってきたらそういう報告があつてですね、見に行ったら案の定土砂があふれたために道路にヘドロみたいのがいっぱい散らかっていましたよ。そういう状況なのに、現場を見てよ、状況見ながらやりたいというのはですね、私はね、ちょっと腑に落ちないというふうに思っています。25年10月の台風26のときには、これ全面あふれて朝から夕方まで水引かなくて、それで3台の車が動けなくなって通行どめになったと。そういう事態も発生していることを多分引き継いでいると思うんですよ、現場の課長さんは。あそこは要注意だと。それで、中川に集中されていないために重要な用水路だぐらいのことは私引き継いでいると思うんですけど、その辺ぜひですね、お聞かせいただきたいと思います。大変管轄外で気の毒だと思いますけど、私はね、6月ですか、環境基本条例がですね、6月20日ですか、公布されましたけど、この第16条は水環境の健全化というふうにならしているわけですけど、環境課長もここ多分見ていないと思うんですけど、あれですね、水の循環の健全化が図れるのか一度視察されたらどうでしょうか。あれは、おとし1回工事したとき見たらですね、上っ面は土砂なんですよ。だけど、下はもうヘドロですよ。そのヘドロを印旛沼に平気で流しているということが酒々井町の環境条例第16条の水環境の健全化になっているんでしょうか。環境保護条例が理念条例なのか、それとも実際にそういうのを発動してですね、環境を守っていくという決意があるのか、ご答弁をお願いして2回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） ヤマロク側からの内訳書の提示がないため、町側からはこの内訳書の催促をしたほうがよいかどうかを酒々井町代理人弁護士と協議をしましたところ、内訳書の提出を催促することは相手方の請求に応じて支払う用意があるとの解釈になるとのことですので、町としては静観するものとの判断をしております。現在双方とも契約解除を申し入れており、町としましては出来高精算による目的物の引き渡しを受けてまいりたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、ふれ愛タクシーの再質問についてお答えさせていただきます。

まず初めでございますが、先ほどの4月から7月の合計数、合計人数でよろしいでしょうか。合計人数につきましては、4月から7月までの利用数で本年度は5,314人、平成28年度は5,980人でございます。

次に、ふれ愛タクシー。こちらのふれ愛タクシーの最大乗車可能人数は3台で、合計で30人でございますが、本年4月から7月までの運行日報によりますと、最も多い時間帯でも16人の乗車であり、最大乗車率は53.3%の状況でございます。また、本年4月以降一番実利用者数の多かった6月、6月のふれ愛タクシーの利用状況を申し上げますと、乗車利用者数は405人、そのうち1回乗車、一月に1回乗車した方が184人、45.4%、2回乗車した方が70人、17.3%、3回以上が151人、37.3%、10回以上につきましては27人、6.7%で複数回利用されている方が限られておりまして、大部分の方が1回、もしくは2回の乗車となっております。ふれ愛タクシーは、一般のタクシーとは異なる乗り合いタクシーでござ

いますので、時間に余裕のある場合にご利用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、ふるさと納税の関係につきましてご答弁させていただきます。

ちょっと議員勘違いされたと思いますけども、1,200万の予算と諮ったのは今年度、29年度からですので、ご理解をいただきたいと思います。それで、返礼品の今年度どういうものがふえているのかということでございますけども、今までは本当にお米とかですね、落花生、日本酒などだけだったのですが、ことしからですね、季節限定品で梨、これは結構人気がありまして、すぐソールドアウトしてしまうんですが、梨、また新米の時期ですので、新米のこの限定の新米の時期のとかいうものをやっております。また、ことしは、お肉とかもふやしてございます。また、申し込みはないんですけども、車のパーツとかですね、陶器などもふやしております。また、今後も、どういうものがないかということで検討中ございまして、ふやしていく予定でございます。

また、税収の影響額につきましてでございますが、27年度で寄附金額のほうは20万円で、逆に町民がよその町外へ寄附した金額等の差が、町外の寄附金でいきますと、差額として546万5,000円ほどマイナスになっているということ。平成28年度につきましては、こちら町のほうに寄附いただいたのは27万7,000円でございますけども、町外へ寄附したということで差額で802万8,000円ほどのマイナスになっているというような考え方になります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは4問目の用水路の件につきましてお答えさせていただきます。

平常時での現場のほうの確認はしておりますが、先ほど議員がお示ししていただきました大雨時の状況の確認等はできておりませんが、支障となる箇所につきましては今後実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、水路内の水位が長時間下がらなかったということでございますが、この辺はですね、堆積物の影響もあるかと思いますが、下流地域で中央低地排水路の水位も大雨時には上がることも考えられますので、そういった面で水路の水位も下がる時間がかかっているものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは環境基本条例の中の水循環系の関係でお答えさせていただきます。

水循環系につきましては、具体的な施策につきましては環境審議会さんのご意見等をいただきながら具体的な内容などを作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） じゃ、3回目の質問させていただきます。ふれ愛タクシーの件ですが、10月から

福祉タクシーがスタートするということと、これがどの程度ですね、ふれ愛タクシーの減車分をカバーしてくれるのか非常に注目されていると思うんですが、この福祉タクシーに期待するんじゃないですね、ふれ愛タクシーそのものの存在価値というものをもってですね、1台減ったからそのままいいんだということじゃなくて、何とか利用しやすくするようなことを考えていかなきゃいけないと思うんですね。私、自分でも自己矛盾に陥るんだけど、4台の今までと3台の今までですね、支障が全然ないということになったらですね、今まで4台あったのが何だったんだということになると思うんですけど。その辺はぜひですね、私は、利用者の声をですね、私が聞いたのは非常に利用者、リピーターが言ったんですよ。リピーターが今までより、昨年より利用しにくくなったということをはっきり言っているわけですから、ぜひその辺はですね、これは社協ですか、配車やっているのは。その担当者ともよく相談してですね、あるいは広報でもってですね、こういうふうにご利用いただければ、皆さんも利用しやすくなりますよというですね、町からのメッセージを私は出して、ふれ愛タクシーの価値をやっぱり維持していくということが必要だと思いますのでですね、ぜひ要望しておきたいと思います。

ふるさと寄附金についてはですね、私は正直これは余りいい制度じゃないと思うんですよ。東京都も大分むくれていると。東京都は、ばんばん他市町村に寄附されちゃって、その減収がすごいのだそうなんですけど。酒々井も、こんな小さな町でもですね、20万円に比べて五十何万ですか、何か……

〔「500」と呼ぶ者あり〕

- 4番（那須光男君） 五百何万ですか、町外に持ち出されているということについてですね、やっぱりこれはあれですね、そろそろ町村長会長として町長がこれは見直していくべきじゃないかということを書いていかないとですね、何のためのふるさとなのか。ふるさととは発展して、住んでいる酒々井が落ちぼれてもいいのかという議論になると思うんですね、ぜひこれは今後とも広報活動をしっかりやれとは言いますが、余り広報活動ばっちりやってですね、ばんばん、ばんばん寄附されても困るんですね。その辺は注意してやっていただきたいと思います。

それで、くどいようなんですけど、新中川橋周辺の用水路のヘドロについてはですね、私も議員に当選してすぐ6月議会でこの問題を取り上げて以来ね、6回取り上げていますよ。一向に改善しない。きつく言ったときは翌年の春にやるけど、もう次の年はやらないというですね、これではですね、それは納得できないですよ。やっぱりですね、本来の目的である中川の洪水を防ぐためにもですね、せつかくここに、上本佐倉からの雨水をここへ持ってきているわけですから。先ほどの答弁でヘドロだけの問題じゃないんだと。そのとおりです、私そう思っています。というのは、町道の下の管がですね、円形の細い管だから、流れがですね、印旛沼に行く流れが非常にそこでネックになっているのは事実ですよ。課長さんのおっしゃるとおりですよ。そのことを含めて、そろそろ洪水対策の点からも、この辺近辺について再度検討し直すと。私ね、新堀の区長から言われました。「金がないから那須さんだめだ」と言われましたと。区長がもう音上げているんですよ。そういうことのないようにですね、町民の意見を吸い上げて、町政をぜひ運営していただきたいと思います。先ほど環境課長は、何ていうの、非常に、何ていうんですか、上っ面の答弁、失礼ですけど。もう少しね、せつかく課長さんが努力して環境条例をつくったんだから、理念条例に終わらせないでですね、環境条例を有効に利用してですね、まちづくり、ここはまずいよとかいうことぐらいはやっぱりやっていただきたいと思います。お願いいたします。

最後に、やっぱり酒々井の青少年の家の建設問題ですけど、私はね、やっぱり弁護士任せです。今は悪いけど、全て弁護士任せ。弁護士、相手側が弁護士が動かないからこちらの弁護士も動かないと。そうしたら、いつまでたってもこの問題は決着つかないですよ。もう町長3期目で、あともう1カ月か2カ月しかないんですから、それでもやっぱり今は立ち上がってね、相手を引っ張り出して、おめえのところ、本当は率直な腹を言えと。そうすれば、俺も率直に腹を割るからというようなですね、トップ交渉もすべきだと思いますよ。もう時期が遅いと思いますけども、そういう時期に来ているんですよ。みずから手がけた事業をですね、このままほっぽらかしていいんですか。少なくとも、何ていうんですか、町長選という一つの区切りがあるわけですから、それまでには何としても決着するんだという決意をですね、ぜひこの場で議員にも町民の方にもぜひ示していただきたいと。私はですね、弁護士任せではなく、みずから交渉に乗り込んでですね、解決するという決意を表明していただきたい。そのことを最後に町長に強く答弁を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 那須議員から大変力のこもったご質問でございます。行政というのは公平な立場で物事を進めなくちゃいけません。そういう中でですね、工事の請負契約を坪単価60万9,000円で締結して、前払い金の請求もなく工事に着手し、外観からは建物が概成しているような中で、2倍余りの坪単価126万7,000円の変更増の請求をされております。その明細も示されず、さらには契約を解除する旨の通知もいただいております。そういう経緯がございます。そのようなことから、双方とも弁護士を立てて対応することとしておりますので、あえてトップ交渉する余地はないものと考えております。仮にどちらかが申し入れてトップ交渉をした場合、双方とも弁護士の活動への混乱や妨げにはなりはしないかということも十分考えられます。そういうことでございますのでですね、特に業者よりの質問とか、そういうことではなくて常識の単価、この120、2倍の価格をもって交渉に当たるといのは弁護士からは、そういうのは適当でないとされているわけでございます。那須議員のいう、その株式会社ヤマロク側に対する、十分お考えがあるといのはわかるんですが、片や町民、この税で負担する町民のことも考えなくちゃいけません。そういうことでですね、答弁は何度言われても同じ形になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、4番議員、那須光男君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時00分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前11時10分)

◇ 酒瀬川 健 一 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） 3番議員の酒瀬川です。ことし7月に発生しました福岡、大分両県に甚大な被害をもたらしました九州北部を初めといたしまして、日本各地で発生した記録的な大雨により多くの人が犠牲となりました。心からお見舞い申し上げます。

それでは、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの確立を目指しまして、通告に従い、私からは、1点目は地域のにぎわいの創出と納税にもかかわる地域の産業育成、また2点目は法定相続人が登記せず、放置されたままになっている所有者不明の土地、3点目はさびについて記載事項が見えにくくなっているごみ看板の取りかえの3点につきまして、議長よりお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、地域の産業育成について伺います。中小企業庁が公表した2016年版小規模企業白書によりますと、個人事業主の高齢化が小規模事業者減少の原因となっており、それが長期的な傾向であることを明らかにしています。地域の活性化と安定した税収を確保するために町の小規模事業者の詳細な実態調査を行い、行政として何をなすべきかを改めて検討する必要があると思われまます。町の活力増強と税収増加の方策としまして、企業誘致はもちろんなことではありますが、それと同様に町内の既存の企業や事業所が拡大する方向に育てていくことも重要なことであり、地域産業強化の施策が今後の日本経済を支えるといっても過言ではありません。しかしながら、地域経済の低迷といった構造変化に直面している多くの小規模事業者は、売り上げの減少や経営者の高齢化などのさまざまな課題を抱えており、これから先、経営環境の厳しさは過去の比ではなくなると想定され、このままでは地域経済自体がますます立ち行かなくなってしまうことが懸念されます。地域から日本経済を支える重要な存在とも言える小規模事業者は、日本経済の土台となる重要な存在であり、小規模事業者が強みを生かして経営を維持、拡大することができるように、彼らが何をしてほしいのか、何を知りたいのかを改めて把握し、効果的な支援策を打ち出す必要があると思われまます。また、日本が参加する環太平洋連携協定、いわゆるTPPですね、このTPP交渉の大筋合意によりまして、国内の産業界や経済界から歓迎の声が上がる一方で、将来に不安を抱く農業関係者も少なくありません。農業の担い手や農地の減少などにより、農業従事者の減少が顕著となっている今日、農業の成長を引き出すには農業従事者の努力や経営感覚の構築とともに、農産物の新しい販路の仕組みづくりや実際に生産額を伸ばせるような経営支援を行うなど、行政的確な農業政策が重要となってきております。

これらのことから、これまでに町としてもさまざまな支援策を実施していることと思われまます、農業施策も含めて、地域産業の育成強化について従来に増してフレキシブルで有力な対応が必要ではないかと思われまます、町の考えについて3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、厳しい経営状況が続く町内の小規模事業者の事業振興のため行政としてどのような支援策が必要と考えているのか。2点目は、支援策の中でも農業従事者も含めて後継者養成と人材育成への特段の支援が必要であると考えまます、このことについて町の認識と課題について。3点目は、農業の生産効率を高め、競争力をつけるには農地の区画や農業用水路の整備など、的確な農業政策が重要であると思われまます、どのような経営支援を行っているのか。また、どのような支援を検討されているのか。以上3点につきまして、町の考えを伺います。

2点目は、所有者不明の土地について伺います。地方からの人口流出と地価の下落傾向が続く中、所有者の居場所や生死が判明しない、いわゆる所有者不明の土地問題が全国的にクローズアップされてきています。国土交通省によりますと、相続未登記や住所が変わった名義人と連絡がつかなくなったりしている所有者不明の土地の総面積が九州よりも広い、約410万ヘクタールに達しており、こうした土地の増加は、森林の荒廃や土地取り引きの停滞などにつながると報道されていました。これだけの土地が所有者不明と見られる背景には、人口減少によりまして土地の資産価値が下がっていることにより、資産価値がなくとも管理コストや登録免許税、あるいは固定資産税などの負担がかかるため、法定相続人が相続登記せず、長年にわたって放置されると子や孫の代になって相続人がどんどんふえていき、事実上、相続も売却もできない塩漬け物件となってしまうケースも多いと言われております。また、所有者不明の土地についての大きな問題の一つに固定資産税が挙げられます。固定資産税の場合、持ち主の居どころが不明で徴税できなく、時効などを理由に不納欠損処理で闇に消えてしまうケースも少なくないと聞いております。その結果、固定資産税の徴収が困難となる場合、公共事業や災害復旧のために必要な用地の確保ができず、事業の中止や変更を余儀なくされる事態が生じてしまう上に、農地を再編して規模を拡大しようと思っても、耕作放棄地の所有者がわからず一向に進まないことから地籍調査の障害要因にもなっております。土地の所有や利用状況を把握するための情報基盤が十分とはいいがたく、固定資産税課税台帳の土台でもある不動産登記、これは権利登記ですね。この不動産登記は任意であることから、今後現行制度のまま相続未登記がふえていけば、道路新設や農地集約などの土地利用を初め、まちづくりや環境保全、防災、さらには納税義務者の特定などさまざまな面に影響が及ぶことが懸念されます。そこで、町に直接的に影響する固定資産税の賦課徴収などについて伺います。

1点目は、所有者不明の土地が町にはどのくらい存在しているのか。また、耕作放棄地や手入れのなされていない山林が多いと見られますが、このような所有者不在の土地に対する対処法はどのようにとられているのか。2点目は、平成28年度における死亡による未登記の件数と相続人代表者設定の人数及び所有者不明による課税保留、不納欠損処分数とその額の実態について。3点目は、土地の所有者がわからないことから、公共工事や災害復旧工事を行う同意が得られず、事業が進まないことがこれまでにあったのか。以上3点につきまして、町の考えを伺います。

3点目は、ごみ看板の取りかえについてであります。第5次酒々井町総合計画後期基本計画の住みよい暮らし編によりますと、きれいなまちづくりに取り組むとともに、ごみの減量化、資源化等を推進すると挙げていることから、ごみ問題に関連するごみ収集場所の看板について伺います。ごみステーションに看板が設置されてから今日まで長い年月が経過しており、その地域の看板を見ても多くがさびついで記載されているごみの種別や収集日などが大変に見えにくい状態となっております。長年町に住んでいる住民にはごみの収集日や分別についてはわかっていることから問題は少ないのですが、最近越してこられた方や学生さんらには表示が不明瞭であるため、規定外のごみの持ち込みや、特に燃えるごみに至っては、決められた日時以外や事前の前の晩から出す人も少なくなく、カラス等の動物によるごみの散乱の要因につながるなど、さまざまな問題を引き起こすことが懸念されます。これらのことから、町の美化推進や住みよい暮らしのためにも町内全てのステーションの看板をわかりやすいものにし、ごみを収集する業者を煩わせることのないように新たな見やすい看板に取りかえるべきであると思っております。

が、町の考えを伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、3番議員、酒瀬川議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の地域の産業育成についてのご質問ですが、町内産業の振興については、事業者、各種経済産業団体や町民の皆様のご協力のもと支援を進めてきたところでありますが、最近では社会経済情勢への変化への対応や連携の緊密化がより一層求められております。そのようなことから、本議会に町内産業に関する基本的な考え方を定める酒々井町産業振興基本条例案を上程したところであります。その中で今後のあり方について産業振興推進会議でご意見をいただきながら進めていくこととなりますが、地域特性を生かしながら異業種間の連携や融資制度の活用を促進するとともに、特産品のPR活動などの取り組みが必要と考えております。

次に、農業従事者を含めた人材育成についてであります。農業については従事者の高齢化が進む中、後継者や農業担い手などの人材育成は急務であると認識しております。しかしながら、米価の低迷や農業機械にかかるコストの問題など、農業所得がふえなければ後継者や担い手の育成も難しい状況であるとと考えております。そのようなことから、町では商工業については地域クラウド交流会の開催等により企業家の支援を行うとともに、農業については酒々井町担い手育成支援事業補助金を創設し、経営規模の拡大や経営改善、農業経営の安定を図るため必要となる農業用機械、または施設の改良、復旧、もしくは取得について支援を行っているところであります。また、農業の生産効率を高め、競争力をつけるには農地の区画や農業用排水路などの基盤整備なども重要であることから、町の農業に合った新たな補助制度や基盤整備に必要な資材支給などの支援を調査研究しているところであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、2点目の所有者不明の土地について、1つ目と2つ目についてお答えさせていただきます。

1点目の所有者不明の土地がどれくらい存在しているかということでございますが、平成29年度に賦課しました法定免税点以上の土地の納税義務者数は、6,525人となっております。その中で納税管理人を設定せず、母国に強制送還され送付先が不明となっているものが1件、相続人の全員が相続放棄したことにより相続人不存在の状況となっているものが7件あります。また、固定資産税には課税対象とならない法定免税点未満の土地もあり、この納税義務者数は平成29年度で1,745人となっており、現状では把握できておりませんが、恐らくこの中にも所有者不明土地が存在するものと思われま

次に、所有者不明の土地に対する対処法とのご質問ですが、相続放棄された資産については、民法940条の規定により相続放棄をした場合でも相続財産管理人が選任するまでは遺産を管理する義務を負うこととなっております。そういうことで、相続放棄をされた方に対しまして関係課等で連携を図り、資産管理を促していきたいと考えてございます。

続きまして、2点目の死亡と未登記等に関するご質問ですが、平成28年度における酒々井町在住で固

定資産を所有していた方の死亡者数は117人で、現在も相続登記を行わず未登記の状態となっているものが63件となっています。

次に、相続人代表者設定数ですが、町内在住者分が89人、町外在住者分が1人、合わせて90人となっています。

また、所有者不明による課税保留につきましては、当町では課税保留せず、公示送達等の方法で賦課していますので、結果的に大半が不納欠損処分することになります。なお、平成28年度に所有者不明で固定資産税の不納欠損を行った人数は7名で、77万円の不納欠損処分を行いました。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、2問目の所有者不明の土地についての3点目、土地の所有が不明なことから公共工事や災害復旧工事を行う同意が得られず、事業が進まないことがこれまでにあったのかとのご質問にお答えいたします。

過去5年間におきまして確認しましたところ、土地の所有者が不明等により事業の進捗に影響が出た事例はございません。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、3点目のごみ看板の取りかえについてお答えさせていただきます。

町内の一般家庭から出されるごみの集積所の看板については、利用者にごみの分別意識や収集日を守っていただくという目的から昭和59年度に作成、設置されたところでございます。現在は、ごみの分別やごみの出し方のルールについて、ごみ収集カレンダーを毎年作成し各家庭に配布するとともに、窓口での冊子の配布やホームページでの案内により周知を図っているところでございます。そのような状況ではありますが、ごみ出しのルールを守っていただくためにも現場を確認し、状況に応じて看板の交換などにより対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） ご回答をいただきまして、ありがとうございました。地域の産業育成についてでございますが、現在ですね、かつてのにぎわいの中心でありました国内の商店街ですね、商店街は現在ではほとんど、ほとんどというか、人の出入りも少なくなりまして、また、店舗によってはシャッターを閉めたままの状態となっております。このような原因になった背景には車社会の到来によりまして、人の流れが変わったことによりまして、これは町なかではなかなか車をとめにくいという状況にありますので、この車のとめにくい町なかを避けてですね、郊外に大きな駐車場をあわせ持つ店舗ですね、大型店、そういうところに人の流れが移ってしまったためでございます。このことに対しまして、全国の行政では、その対策といたしまして地域の活性化計画とかなどを作成しておりますが、この内容は高度な内容となっております、なかなか実用化することが難しいと言われております。そんな中でですね、地域の活性化に成功している地区もありまして、そこはどのようなことをしているのかといいま

すと、これまでの行政主体のプランニングではなくですね、その地域の事情に一番よく精通した住民を交えたプランニングを作成していると。これによりまして、かなり地域の特性に反映されることから実行性もかなり高くなっていると聞いております。このことからですね、町もこれまでにさまざまな計画案をお出しになっておりますが、恐らく町主体のものであると思いますが、今後はですね、そのような活性化関係とか地域の住民に関する問題につきましては、一番よく事情を知っている地域の住民の方を交えたものにしていただくことをお願いしたいと思っております。

それではですね、2回目の質問をさせていただきます。商工会などから経営改善に必要な資金を無担保、無保証人で利用できる制度であるマル経融資、ここは小規模事業者経営改善の資金の利子補給が望まれるところでありますが、町の取り組みについて伺います。また、マル経制度により融資を受けた小規模事業者に対して支払われた利子の一部を助成する制度が町にはあるのかお尋ねいたしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 町の融資制度といたしまして、中小企業信用保険法に基づき、千葉県信用保証協会の信用保証により融資を行う制度及びその融資に伴う利子補給については制度化をしているところであります。マル経融資制度により融資を受けた小規模事業者に対して支払われた利子補給につきましては、産業振興の観点から研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） ただいまご回答ですと、マル経融資ではなく町の制度を利用しているということでありましたが、今後もですね、地域に密着して、地域の経済や、あるいは雇用を支える礎とも言える重要な存在の町内の事業者に対するですね、経営改善の助成ですか、それを今後とも引き続きまして取り組んでいただくことをお願いいたします。

また、所有者不明の土地についてであります。さきの東日本大震災の被災地から高台に移転する事業におきまして、この所有者不明の土地問題に直面しまして結構の数の計画変更を余儀なくされたと聞いております。この現行制度でいきますと同意を得る必要があるんですが、このような被災を受けた震災地の復旧工事を、あるいはですね、町が行う住民の生活に密着した道路工事などの公的な工事に関しましては、この制度の見直し。これは、もちろん町ではできませんが、国でやるものなんですが、それを検討する時期にもう来ているのではないかと。災害で被災した箇所への復旧工事は、土地がわからないために、そこを避けてまた計画し直さなくちゃいけないんで、これは時間のロスばかり生んでしまいますので、これは国の問題ですが、制度の変更をする時期にもう直面しているのではないかと思います。

現行制度のもとですと、町としましても、これからは所有者不明の土地は間違いなくふえていくと思います。そういったしますと、町の進めるまちづくりや、あるいは公的事業に対しまして支障となることももちろん想定されますので、このような所有者不明の土地をですね、少しでもなくすような取り組みに努力していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、3番議員、酒瀬川健一君の一般質問が終了しました。

◇ 平澤昭敏君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 11番議員、公明党の平澤昭敏です。通告順に基づき、4点質問いたします。

1点目は、地域防災力についてであります。東日本大震災でも明らかになったように、災害は大規模になればなるほど公助が行き届かなくなります。そのとき重要になるのが地域防災力です。13年に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、地域防災力強化法によれば、地域防災力とは住民一人一人がみずから行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団、その他地域における多様な主体が行う防災活動、そして公共機関と連携し、確保される地域の防災体制及びその能力であると定義されています。自助である個々の防災力はもちろん、地域の共助への期待は一層高まっています。地域のNPOやボランティア団体、民間企業等多様な主体と協力し、存分に役割を果たすための体制づくりが必要と思います。また、日本防災士機構が認証する防災士の資格者の育成、強化も必要と思います。消防団の高齢化も進んでおり、若い防災士が中核となって活動を推進すべきと思いますが、町の考えを伺います。

2点目は、ことし5月以降、人や生態系に被害を与える特定外来生物で強い毒を持つ南米原産のヒアリが国内で相次いで確認されています。最大の関心は、ヒアリが国内に定着しているかどうかです。女王アリは、1日で最大2,000個以上の卵を産むほど繁殖率が強く、アメリカでは毎年100人ほどの死者が出ています。ヒアリは、人的な被害だけではなく、生態系や農林水産業に大きな損害を及ぼします。在来種のアリの駆逐するおそれがあるほか、海外では鳥類のひなの生育に影響を及ぼした例もあります。また、牛や馬など家畜に対しても集団で攻撃して死傷させる能力を持ち、各国で多額の損失を出しています。また、ヒアリは電気に引き寄せられる性質を持ち、電気機器の中に侵入して破壊したり、漏電を起こして火災を発生させたりする被害が出てきております。インフラに甚大な影響が出る可能性もあります。一旦住みついてしまうと根絶が困難になるため、早期発見早期駆除が求められています。小中学校はもとより、広く住民に周知するためニューしすいに載せるなど町の考えをお伺いいたします。

3点目は、公共施設敷地内の有効活用についてであります。多くの自治体が直面する課題が公民館など公共施設の維持管理です。箱物は維持費等がかかり財政を圧迫します。しかし、神奈川県のアシタカ市は逆転の発想でこのお荷物を宝の山へと変えた。市役所の敷地内にコンビニを開設、賃料が入るとともに市役所の利用者の利便性向上にもつながった。また、保健福祉センターの空き会議室を民間に貸与、市民のためのパソコン教室などが開設され、その使用料は施設の維持管理費に充てられる。こうした改革で財政状況を大きく改善できたとのこと。当町でも公民館、またはプリミエールにコンビニの開設、庁舎の空き部屋の有効活用について町の考えを伺います。

4点目は、小中学校の洋式トイレを温かくということ。現在小中学校の洋式トイレについては、和式から洋式への変更も多くやっただいております。ありがとうございます。特に小学校の子供より、便座が冷たくて座るのが嫌だとの声を聞きました。今多くの一般家庭は洋式トイレが多く、温座で温水も出ます。夏は温座でなくとも我慢できますが、秋から冬は温座でなくても大人でも座るのに抵抗

があります。ましてや小さな子供はもっと嫌だと思えます。学校生活が楽しく、快適に過ごすためにも洋式トイレの温座化を提案しますが、町の考えを伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の地域防災力についてのご質問ですが、まず地域防災力の取り組みにつきましては、災害が起こると消防署や消防団などが出動して消火活動や救助救急を行います。大規模災害の発生直後は人手が足りないため、自助や地元の方々の共助が大変重要となります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律にあるように、消防団員の十分な確保や地域防災力の強化が重要な課題であります。現在町の消防団員の定数は174名のところ10名が欠員となっている状況であります。このため、町では消防団への積極的な加入が推進されるよう平成27年度には消防団員の報酬を増額するとともに地元自治会や地域の方々の協力により団員の増員に努めているところであります。また、地域における自主防災活動の促進を図るため、平成25年度に自主防災組織補助金交付要綱を定め、防災活動に必要な資材購入に要する経費に対し、助成しております。さらに大規模な災害に備えて、これまでも他の自治体や民間企業などと災害協定を結んでおりますが、今後も協力をいただける民間企業等々と災害協定の締結を積極的に取り組んでまいります。

次に、町の防災士育成につきましては、平成27年度に地域防災の担い手となる人材育成及び地域防災力の向上を目的とし、酒々井町防災士育成事業補助金交付要綱を定め、防災士の資格を取得する住民の方を対象に補助を行っております。平成27年度と28年度については、それぞれ7の方が防災士の資格を取得しており、今年度においても広報9月号において防災士育成事業の募集を行っておるところであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは2点目のヒアリ対策についてお答えさせていただきます。

特定外来生物で強い毒性を持つヒアリは、ことし6月兵庫県尼崎市で中国から貨物船で運ばれたコンテナの中から最初に発見され、それ以降各地で確認が相次いでおり、強い関心が寄せられているところでございます。千葉県内に関する事例としては、7月に大井ふ頭においてヒアリが確認されたコンテナが君津市内に搬送されたことが確認されておりますが、ヒアリそのものは発見されておらず、当町を含め県内ではこれまでに確認された情報はありません。また、町に特別な情報や問い合わせ等が寄せられていることもありませんが、ヒアリの対策につきましては、全国の確認情報とあわせヒアリを発見した場合や刺された場合の対応など、国及び県が発信する情報サイトを町のホームページで紹介するとともに、小中学校には文書により情報提供と注意喚起を行ったところでございます。今後につきましても、事態の動向を見守りながら継続的に対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、3点目の公共施設敷地内の有効利用につきまして答弁させていただきます。

行政財産でございます公共施設につきましては、余裕がある場合及び行政目的を効果的に達成できると認められる場合等の条件を満たしたときに貸し付けをすることができ、人口減少が顕著な自治体や合併した自治体等では利用率の低い公共施設を有していることから、有効活用に取り組んでいる事例があります。一方、当町では現在土地を民間事業者に駐車場として貸し付け収入を得ている事例がありますが、当町が所有する建物や敷地については、年間を通して行政目的以外の利用ができる余裕はほとんどない状況でございます。しかしながら、公共施設の有効活用を図ることは重要であることから、施設の利用状況や先進事例を踏まえ、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 4点目の小中学校の洋式トイレについてのご質問についてお答えさせていただきます。

町内の小中学校のトイレにつきましては順次洋式化を進めており、洋式化率は全体で72.1%まで進んでおります。こうした中で児童生徒からの声としてご質問をいただいたわけでございますけれども、今後さらに洋式化を進める、あるいは老朽化等に伴う改修を行うなどの際にはご質問の趣旨も含めまして工法を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前 11時 52分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 零時 58分）

◇ 濱 口 信 昭 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に1番議員、濱口信昭君。

〔1番 濱口信昭君登壇〕

○1番（濱口信昭君） 1番議員、濱口でございます。議長よりご許可いただきましたので、通告書に従い、通告書に書いた私のこの趣旨と、そういったものを含めてここで質問を述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目なのですが、私、平成27年に初めて議員という、こういう場をいただきまして、そのときから多少感じておったことではあるんですけども、最近何か特に強く感じてきたという点がございませう。そこで、ここで一般質問という形でお伺いをさせていただきたいと思っております。それは何かと

申しますと、皆様、もう当然ご承知のとおり、ことしになりまして第3回の定例議会、それから第4回の臨時会、ここにおきまして町長がご提出されました議案が1件は常任委員会で、そしてもう一件は本会議でと、否決されるというようなことが続いているわけです。ここで申し上げることもないんですけども、否決されました2件というのは、1件目がJR西口駐輪場の件、もう一件はプリミエールの増築ということでありまして、この両案件ともにですね、町民全員が賛成かどうかは別としまして、これは必要だと考える人が少なからず存在する問題だというふうに思っております。そして、なおかつこれを実現するに当たっては補助金が利用できるという、そういった町にとって利点もありまして、普通であれば、議会で全員賛成というわけにはいかないかもしれませんが、否決されるとは私自身も思っておりませんでした。もちろん現実的に否決されたわけですし、また後者については私も反対の立場をとりましたので、私ども、なぜこういう2件も続いてこういうことが起こったのかということ。その理由と原因というのが、どうも議案そのものではなくて何か別のところにあるような気がしたんで、ちょっと考えてみたわけです。そして、私としては、これは議案そのものの問題ではなくて、議案に対する執行部サイドの説明の不足、これが非常に大きいんじゃないか。要するに説明の不足と、それから持っている情報の開示といいますか、提供の不足、そういったものが極めて不十分だったからではないかというふうに考えたわけです。

昨今、国政の場においても、アカウントビリティーとか、説明責任と言われてはいますけども。それから、ディスクロージャー、これは情報公開と訳されています。こういったことが問題にされるケースというのは非常に多くあるわけですけども、今般この酒々井町で起きました議案の否決された要因というのは、国政の場合とはケースがかなり違うということは理解しておりますけども、少なからずですね、このアカウントビリティーと、ディスクロージャーと、こういったものが不十分であったと、そういうところに問題があるような気がしてなりません。実際に、今回の2議案についてとても説明責任が十分に果たされ、そして必要な情報が十分に開示されたというふうにはちょっと言いがたいのではないかと、いうふうに感じたわけです。そこで、この質問を出すことになったわけですけど、本当のところアカウントビリティーとディスクロージャーについて執行部の方々が、それというのはどんなふうな考えをお持ちなのか。本来ならば個々にお伺いしたいところなのですが、この場で全員にというのはとても無理な相談だと思いますので、こういったアカウントビリティー、ディスクロージャー、こういうことについて今まで果たして、十分に果たされているかどうか。どういうふうに感じておられるのか、町長と副町長に代表する形でそのお考えを伺えればと思い、1問目の質問といたしました。

それから、2つ目の質問としましては、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの基本目標3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる酒々井づくりという、これについてお伺いをしたいと思います。本件につきましては、過去何回か質問をしているところでございます。ここで岩橋保育園近隣の新たな子育て施設の実現に向けて動き始めたところで、こういう機会にもう一度この基本目標3のところ読み返してみたところですね、若干確認したい点が出てまいりましたので、その点についてお伺いしたいということです。

過去、私何回か質問を行った中で、酒々井版ネウボラとは何回か質問をさせていただきました。その質問の回答として、前の横尾副町長からも、現在の副町長からも酒々井版ネウボラと子育て支援事業

及び母子保健事業を総称したものであるというふうに説明を受けてまいりました。もし、そういうことであればですね、酒々井版ネウボラ支援拠点というのは、今建設されようとしている新しい子育て支援施設はもちろんのことですが、現在もう既に稼働している保健センターですね。これもやっぱりネウボラの拠点になるのではないかとというふうに考えるわけです。そうしますと、この基本目標3のところのKPIの一つとして挙げられております酒々井版ネウボラ支援拠点利用者数ということで、平成26年度ゼロと。これは、既にもう保健センターは、実際にそこで母子保健の活動をやっているわけですので、これはゼロというのはおかしいんじゃないかなというふうに思いましたので、その点どうお考えかということをお伺いしたいと思います。もしKPIで言われている酒々井版ネウボラ支援拠点というのが今建設されようとしている新しい子育て支援施設だけのことを意味するというのであれば、今までお答えをいただいた酒々井版ネウボラの考え方と、要するに子育て支援事業、これと母子保健事業の総称を言うんだという説明とはちょっと矛盾を来すんじゃないかというふうに思いましたので、そこいらの確認をさせていただきたいと思います。そして、この基本目標3では全体の数値目標として一時保育の利用児童数というのが挙げられております。これは、平成26年度850名が利用していると。これを、平成31年度1,500人まで拡大しようということで数値目標が挙げられているんですが、基本目標3の本文中にですね、この数値目標に挙げられている一時保育児童数を増加させるための方策というのがどこにも何か書かれていないような気がするわけです。今まで何回となく説明を受けた範囲ではですね、今回新設される子育て支援施設においては、一時保育を実施するというような説明は受けておりませんので、一体この数値目標達成のためにですね、どのような事業を展開していこうとされているのか、本文中からどういうふうに読み取ればいいのか、そこをちょっとご回答いただければというふうに思います。

それから、同じく基本目標の中にあるんですけども、これはいわゆるちっちゃな子供の子育てというのはちょっと離れるんですが、KPIとして英語検定3級の取得率というのが挙げてあります。総合戦略のスタートが平成27年の10月でございますので、まだ時がそれほどたっておりません。したがって、その成果があらわれているかどうかということについては疑問があるところなんですけれども、確認の意味を含めまして平成26年、27年、28年、この3年あたり、もし29年の数値があれば、それも加えていただきたいんですが、英語検定3級の取得率、これに変化が見られたのかどうか、そこいらをちょっとお伺いをしたいと思います。効果があるなしにかかわらず取得率を向上するということに対して、検定料の補助を行うとか、そういうことは伺っておるんですけども、そのほかに英語能力を向上させるための方策とか、そういったものが実際行われているのか。または、これから何か行う計画があるのか。そういったことをお伺いしたいと思います。もちろん保育園での英語教育とか、それから各学校にALTを配置しているとか、そういうことは既にやられていることを承知した上で、これに加えて何かあればということでもよろしく願いいたします。

続きまして、3点目の質問でございます。これも総合戦略に関係するものなんですが、日本版CCRC、これについて質問させていただきます。日本版CCRCについては、平成28年度の第2回定例会で私一般質問の中で質問をいたしまして、国の交付金等の問題もあり、町の財政状況から子育て支援拠点の整備を先行して進めると、こういった旨のご回答をいただいたところでございます。その後、この日本版CCRCについてどのような状況になっているのか。その優先すると言われた子育て支援拠点の整

備については、話が進みつつ、契約を締結するというところまで至っておるんで、これから完成後の運営についてのいろんな問題はあるものの、一応めどがついたと思っておりますので、この時期にこの日本版CCRCについて、どういう状況にあるのか確認をさせていただきたいと思います。具体的にいいますと、事業の推進の優先順位を下げるという要因になった国庫補助、これの見通しというのはどういう状況にあるのかということ。何か情報があればお伺いしたいと。また、国庫補助を受けるために何か活動をされているのであれば、その内容についてもお伺いできればと思います。それから、国庫補助が受けられるという見通しが立った場合に備えて整備計画の案とか、こういったものは今現在検討をされているのでしょうか。もし検討されているということであれば、その内容についてお伺いをしたいと。もちろん可能な範囲で結構です。建築の規模であるとか、運営形態とか、大まかなイメージ。全くのイメージでも構いませんので、お話しいただければと思います。それから、さらに国庫補助が受けられなかった。もしくは受けられる見通しが全く立たないというような状況になった場合、酒々井町の日本版CCRCの計画というのはどうされるつもりなんでしょうか。もう完全にやめてしまうのか、これらについて何か見解があればお伺いをしたいと。日本版CCRCというのははっきり言いまして、本来の意味はあるんですけども、本来の意味以外ですね、老人向けのある程度規模の大きな施設と、いわゆる町で運営するような老人ホーム的なものができるんじゃないかということで期待をしている方が私の知り合いの中にも何名かおりました。私は、そうではないんですよという説明はしたんですけども、それぞれ期待を持ってみておられる方がいるということは実際にあるようなんで、もし何らかの計画があるのであればですね、早目に町民へ説明して、ああ、CCRCというのはこういうものなんだということをお納得させる必要があるんじゃないかというふうに考えております。これは、私の全くの個人的な意見ではあるんですが、日本版CCRCというのは非常に大きな問題で、はっきりいって今の総合戦略の実施期間内で実現できるとはちょっと私としては考えておりません。実際に病院が建つ予定が進行しており、保育園のそばに子育て支援施設が新たにできる。そういうことを踏まえて、その近隣に老人が集えるような、少し規模の大きな施設と、こういったものがあるというような。日本版CCRCじゃなくて、酒々井版のCCRCといったものを考えてもいいのかなというふうに私は思っています。もちろん、これは全くの私の私見でありまして、深く考えたわけでも何でもないので、思いつき程度に聞き流していただいて結構でございます。

それから、最後に4点目としまして、先ほどもちょっと質問の中に出ましたけども、ふるさと納税について、ちょっと私の興味を持ったところがありましたので、質問をさせていただきます。8月初めの千葉日報の記事によりますとですね、千葉県45の市町村のうち31市町村でふるさと納税による寄附の受入額と地方税の減収額の差し引きが赤字になっていると、そういう記事が出ておりました。そこで、酒々井町のふるさと納税の状況について幾つかお伺いをしたいと思います。まず、数字的なものなんですけども、平成28年度における寄附の受入額、これは決算審査もあることですので、ここではいただかなくても知る機会があるわけなんですけども、この場でもわかる範囲でお答えをいただきたいと思います。それから、町民が行った町外へのふるさと納税寄附による今年度の地方税の減収額、これが幾らぐらいになるのか。それから、返礼品等にかかった費用。その他、もうふるさと納税にかかるいろんな金額と、そういったものをいろいろと教えていただきたいのと。それから総合的な収支、要するにふるさと納税

を行ったことによって、町としてプラスが出たのかマイナスが出たのか、そこいらをお伺いしたいというふうに思います。

次に、平成29年度については寄附の受入額、これは予算として1,200万円。前年度と比較すると1,000万円増加した形で計上されていたというふうにご記憶しております。この寄附受け入れの金額なんです、これは今後とも増加していくというふうに見込まれてこういう数字にされたのか、そこいらをちょっとお伺いしたいのと、町として増加させる方向というのをこのまま続けていかれるつもりなのか、そこいらをお伺いしたいと思います。少なくとも先ほど那須議員の質問に対する回答として、いわゆる寄附の受入額と、それから町外に町民の方が寄附された額、これを比較すると、数百万の差があるようなんですが、でも、もし予算どおり1,200万円寄附金を受けられれば、結果はプラスになるのかなというふうにも受けとめましたんで、今後このふるさと納税についてどういうふうにされたいのか、そこいらを含めてお伺いをしたいと思います。そして、増加させるという方向であれば、さっきもちょっと出ましたけども、増加させるためにどういった手当を考えられるのか、そこいらについてもお伺いをしたいと思います。

以上、大きく4点なんです、前の議員の方と重複するところもあると思いますけれども、ご回答のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、1番議員、濱口議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

まず、1点目の最近の議会に関連にしてというご質問でございますけども、提出議案に関することや各種町の計画案などにつきましては、機会を捉え、全員協議会等の場で説明を行ってまいりました。しかし、6月議会定例会及び7月臨時議会におきます一部議案につきましては、議会の皆様のご理解を得られなかったことにつきましては、非常に残念に思うところでありまして、今後執行部におきましては、プレゼン能力を高め、説明を工夫するなど議会の皆様にご理解を得られるよう、よりわかりやすい説明に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、総合戦略基本目標3に関連しまして、1つ目、2つ目、3つ目につきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。まず、1番目と2番目につきましては、関連する事項となりますので、あわせてお答えをさせていただきます。

酒々井版ネウボラの事業につきましては、平成26年度でも実施しておりましたが、総合戦略策定時のKPIは、酒々井町版ネウボラ支援拠点利用者数としておりまして、今年度建設を行っております子ども・子育て支援施設を想定したものでございました。そのため、平成26年度については、施設がまだございませんでしたので、数値をゼロといたしましたものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、一時保育の利用者数の関係でございますけれども、一時保育は町内の3つの保育園で実

施しております。総合戦略の数値目標として利用者の増加を図るためにあいあいルームや保健センターの利用者支援事業の中で保護者の方への情報提供を実施してまいりました。そのため、現在では一時保育園のお申し込みが増加し、各園の定員に達している日も多くなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私からは、総合戦略の基本目標3に関連して英語検定についてのご質問にお答えさせていただきます。

酒々井町の中学3年生の英語検定3級の取得率の現状と取得率向上策についてなんですが、KPIでは平成26年度には3.5%だった英検3級の取得率を平成31年度に20%にすると掲げております。検定料を500円補助した平成27年度の取得率は、8.3%でございました。そして、検定料を全額補助した平成28年度の取得率は、22.2%となっております。取得率向上策ですが、学校では平成28年度から朝自習に全校で英検対策の学習時間をとったり、2年生のうちに英検4級の取得を促したりして、3年生での英検取得率の向上に取り組んでおります。また、教育委員会では保育園から中学校までの一環した英語教育を推進しており、保育園での英語学習を週1回実施したり、本年度は小中学校のALTを2名から3名に増員したりしております。さらに国際交流派遣、オーストラリア派遣交流に加えて、本年度はドイツへも派遣交流を広げて、国際社会に羽ばたく子供たちを育成しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、私からは、日本版CCRCに関連してと、ふるさと納税に関連しての2点につきましてご答弁させていただきます。

まず初めに、日本版CCRCに関してのご質問でございますが、「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略～100年安心して住めるまちづくりプラン～」を策定した平成27年当時は、地方創生に係る交付金は事業の全額国庫補助金として考えておりましたが、実際は補助率2分の1で、採択要件もかなり厳しいという状況でございます。なお、日本版CCRCを進める場合は、地方創生推進交付金の生涯活躍のまち分野の活用が想定されております。これらの状況から、先進事例等の調査研究を行っているところでございます。引き続き、国の動向に注意してまいりたいと思います。

4点目のふるさと納税に関連いたしまして、1点目の28年度の寄附受入額、今年度税の減収額、返礼品の費用等の数字ということでございますが、町ふるさと納税に係る平成28年度の寄附受入額は、寄附件数16件で、寄附受入額が27万7,000円となります。今年度の町住民税の減収額としましては、約830万5,000円の減収となります。当町の返礼品につきましては、郵送料を含め寄附額の3割程度が経費となっております。平成28年度のふるさと納税による総合的な収支等については、酒々井町から町外への寄附額は約1,758万1,000円、平成29年度の町住民税の影響額は約830万5,000円の減収となり、当町への寄附額27万7,000円を差し引きますと、酒々井町には約802万8,000円の減という影響を及ぼしたことになります。

2点目の平成29年度についての予算額関係でございますけども、町では平成27年度からふるさと納税制度の推進を図るためクレジット収納の導入、町外からの寄附者への町特産品等の送付を実施しており

ましたが、今年度です、平成29年度からはふるさと納税に係る総合サイト「ふるさとチョイス」を活用しております。また、新たな返礼品を掘り起こすことなど関係者等と調整を図っておるところでございます。町といたしましても、ふるさと納税制度につきましても、地域経済活性化を図るとともに町の魅力を町外の幅広い方へ周知するための効果的な方策の一つと考えておきまして、より多くの寄附額を確保すべく今後もふるさと納税制度の活用を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 1 番議員、濱口信昭君。

○1 番（濱口信昭君） 一応全体を通してご回答をいただいたわけなんですけど、1 番の最近の議会について、そういうこと、はっきりしたご答弁がいただけるとはもともとと思ってはおりませんでしたけど、ただ実際に十分に説明をしてきたつもりであるというようなことをおっしゃっているんですけど、本当に本心からそういうふうにお考えなのかと、ちょっと疑問を感じた次第です。正直言いますと、もう少し真摯な形で説明をいただければ、多分この2 議案についても否決という形には私ならなかったんじゃないかというふうに思っています。余りにも説明が不十分であり、情報の提供が不十分と。その結果がこうなったというふうに私は考えております。ここで、もう今さらにどうお考えですかと聞いてもしょうがないので、もうこれ以上のことは申し上げませんですけども、やっぱりこの説明責任とか情報開示とか、そういうことにはもう少し気を遣ってですね、通したい議案であれば、本当に議員を納得させるような、そういった形を示していただければというふうに考えております。これは、町長、副町長だけの問題じゃなくて、実際に説明をされる執行部のそれぞれの方々にもあわせてこういうことをお願いしたいというふうに思います。

それから、2 番目の総合戦略のお話なんですけど、私が質問したのはですね、要するにそれはどういう形で、いつつくられようが、酒々井版ネウボラというのはそういう子育て支援と母子保健と、こういう2 つのものを総称したものであるというふうに説明された以上、やっぱりその支援拠点というのはその2 つを総合したものを示していただかなきゃいけないと思うし、もし今説明があったように、ネウボラ支援拠点というのが今度建設される子育て支援施設だけということであれば、じゃ今まで酒々井版ネウボラというのは子育て支援のと、それから母子保健と、この2 つのを総合したものですよという説明とどうしても私は納得がいけないというふうに思うわけです。なぜそういう回答になるのかなと私もちょっと考えていたんですけど、やっぱりこれは子育て支援の仕事と、それから母子保健の仕事、これはやっぱり別のところの所管業務なんです。ネウボラというのは縦割りじゃ進まない、横のつながりが十分なければいけない。そこで、前にも連携を密にして云々というご解答をいただいているんですけど、要するにそれを両方統合してどこか俯瞰してみる、そういうところが欠けているんじゃないかなというふうに思ったわけです。要するにいろんな業務で連携を密にしてやっていきますよと言いながら、その大もとのところで完全に別々の行動をとっているような気がしてならないんですね。だから、本当に酒々井版ネウボラというのは、この2 つの業務を統合したものであるということであればですね、やっぱりこれはまだ計画が始まって半ばぐらいたつたないかの段階なんで、ここはこうじゃなかった、やっぱりこういう形にしなければいけないんだという修正が加えられてもおかしくないんじゃないかなと思いますんで、ここらもう一回このあり方について考えていただきたいなというふうに思います。

それから、一時保育については、実際に伸びているということであれば、私それで結構なんですけども、やっぱりどういうことをやって伸びたというのをもう少しはっきりとお伺いしたかったなというふうに思います。

それから、英語検定についてはよくわかりましたんで、ありがとうございました。

それから、日本版C C R Cについて、やっぱり今後もこのままずっと継続してプランを持ち続けていかれるというふうに理解しましたけども、実際にどういう調査研究をされているのかわかりませんが、機会があったら、それについてぜひご開示願えればというふうに思います。

ふるさと納税につきましては、話は大体わかりました。ただ、返礼品の自治どころでは例えば宮崎の都城市なんかにおいては、何とその寄附の受入額が当町の一般会計予算内の金額を受け取っているところもあるわけで、これが伸びるということは、やっぱり非常に町にとっても、自由になる金ができるという面では非常にメリットがあることだと思うんで、その返礼品どうこうというあれは、私、特別アイデアもないんですけども、できるだけこれを、寄附をやれば酒々井からあんないい物が来るよと、酒々井独特の物が来るよとか、そういったことでもみんな考えてやっていって、この寄附金がふえれば非常にいいなというふうに思います。

ちょっと私、きょう自分のいいたいことだけ言わせていただいたような形でまことに申しわけないんですが、質問それぞれにした、ほとんど予想した程度の回答しかなかったし、これ以上もう回答は期待できないと思いますんで、一応質問としてはこれで終わりにします。ただ、私が申し上げたことをこの議会終わったところでお忘れになるのではなくて、その後でも、少し頭の隅に置いて考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） それでは、1番議員、濱口信昭君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午後 1時31分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時40分)

◇ 齊 藤 博 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、さらに、7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） きょう、最後の質問者ということでいろいろ声がかかっておりまして、私としては、いつもどおりにやらさせていただきたいと思っております。

7番議員の齊藤でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく4点でございます。順次、質問をさせていただきます。中には、やはり同僚とダブっている点多々あると思いますが、執行部におかれましては真摯なお答えをお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず第1点は、町道1B-051号線についてということでございます。この道路は成田に向かって国

道51号線を左折、旧岩橋分校、現在は児童公園となっておりますが、ここを通過してヘルシータウンに達する道路であります。道路幅員は狭く、民地を利用しても軽自動車同士のすれ違いがやっという状況でございます。平成26年沿線に建ってございました建物が解体をされ、跡地が民間業者を媒介に売りに出されたのでありますが、買い手が見つかりませんでした。そんな中で町がその土地を取得した経過がありました。その後、私ども地元には何の説明もなく、町は何のために土地を取得したのかといったことが話題となりました。私は、担当課から道路拡幅と聞いていましたが、そんな動きはないので、平成27年9月議会で質問したところ、道路拡幅と雨水の貯留施設をつくるとの答弁がありました。それから2年、今度は超スピードで関係者への説明もなく、具体的な説明もなくそのままに8月4日に305万円で工事の落札をしてしまいました。関係する地権者も、雨水の流末処理の要望に対する対応に納得していないにもかかわらず、なぜ工事の発注をしたのか。そんな問答無用の進め方に不満が高まっております。そういう立場の中からお伺いをいたします。

道路はどのくらい拡幅になるのか。民地を利用しなくても普通車がすれ違いできるようになるのですか。工事箇所の手前も、そしてその先も狭隘ですが、それは解消されるのでしょうか。また、貯留施設に貯留した雨水等の流末の処理はどのような計画になっているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、地元あるいは付近の住民に対する工事概要の具体的な説明はされたのでしょうか。道路拡幅工事くらいでは事前の説明は省略するのが普通なんでしょうか。実施されたのであれば、内容とその日付をお答えください。地権者等にも説明をされていれば、同様に答えをいただきたいと思っております。

最後の地元からの要望についてですが、前の質問と重なる部分が多いだろうと思っておりますが、地元では雨水の流末処理が課題となっております。私も何度ともなくその解決を町に要望してまいりましたが、よい返事はありませんでした。実施の段階にあって、同じ要望があったと思っております。他の要望も含め、要望の内容とそれに対する町の対応についてお答えをください。

大きな2つ目は、ふれ愛タクシー及びスクールバスの運営についてであります。まずは、ふれ愛タクシーの利用状況についてお尋ねをいたします。ふれ愛タクシーについては、本年度から運行バスが1台減って3台運行となりました。ふれ愛タクシーは、ここ数年利用者がふえておりますので、結果的に1台減って不便を来すことにならないかを危惧してまいりましたが、最近待ち時間が長くなった等の苦情が私のほうにも参っております。そこでお尋ねをいたします。

現在の利用状況はいかがでしょうかと聞く予定だったんですが、那須議員の中で細かく数字が出されておりましたので、これは割愛していただいて結構でございます。

次に、スクールバスについてであります。スクールバスは現在4台で運行していますが、運行方向が分かれていますので、方面ごとの人数によって必要台数が変わってくるように思いますし、運行区域も広がっているように思います。そこで、これを考える上でのデータとして、10年先くらいまでは増大の必要性は生じないのかどうかお尋ねをいたします。もちろん人数だけでなく、車種の変更や乗り合わせ等の工夫もあると思っておりますので、その後の見通しとしてお答えをいただきたいと思っております。

スクールバスの2点目。無料化に伴う事務処理についてであります。結果的とは言いながら、本年度からバス代及び電車代を町が負担することとなり、通学に係る保護者の負担がなくなりました。喜ばしいことだと思います。そこでもう一步進めて、保護者の直接払いをやめるような仕組みと事務処理を実

施していただきたいと思います。このような意見は3月議会においても申し上げましたが、現に町所有のスクールバスでは実施されていると聞いております。平等な見地からも他の方面用のスクールバスについても、無料バス等の導入により可能だと私は考えます。教育委員会の考えをお聞きいたします。

スクールバスについての3点目。町所有のスクールバス、これについては車両点検、運転手の飲酒点検等は町職員の方が行っていると思いますが、その勤務体制、勤務時間及び手当支給等はどうされているのかお伺いをいたします。

次の問題は、町所有のスクールバスをふれ愛タクシーにも共用できないかということであります。一緒に使うということです。本年度のふれ愛タクシーの運行体制は、急場しのぎで町の都合で高齢者等に不便のしわ寄せをただけの格好になっております。最低限でもふれ愛タクシーの4台体制は確立すべきだと考えます。本年も既に5カ月を経過しましたが、根本的な運行体制を確立するための動きが私には見えません。町は現状でよいとお考えなのでしょうか、あわせてお答えをください。

大きな3つ目は、青少年交流の家についてであります。これも、午前中多くの質問がありましたが、予定された原稿を読まさせていただきます。政治家は、結果責任を問われるというのは古今東西にわたる金言です。理由や条件がどんなに立派であっても、1度実施した施策が町民の期待を裏切ったり、疑問を持たれたりしたら、行政の長としてその責任をとらなければならないとの意味合いだと私は思います。青少年交流の家が未完成のまま放置され、排水もそのままになっております。子供たちが安心して学び、遊べる、安全な施設を整備する目的で始まったこの新築工事が途中で頓挫し、子供たちはももとの場所で今もなお過ごしております。子供たちや保護者、そしてボランティア活動で支えてくれている有志の方々のみならず、心ある町民から見れば完成のめどもなく、何ひとつ進まない現状にはあきれていることだと私は思います。最大の被害者は、利用者です。そのような観点から、議会においても早期に安心安全な施設を提供しようとのもとに質問と提言が出されておりますが、弁護士任せで町の前向きな検討は示されませんでした。例えば不法に建てられた建物ではないので、撤去要請はできないとしながら、商法上のあっせん、司法による決着との提言には答えず、ただ出来高精算を主張しながらも、請求書の請求はしないといった無責任な姿勢が続いております。この議会においても、同僚議員の一般質問があり、そのやりとりを聞いておりましたが、煎じ詰めるところは、町は動かないということでした。そこでお尋ねをいたしますが、町が言う、内訳書の提出書を督促することは、相手方の請求に応じて支払う用意があるとの解釈がされるとの弁護士の判断に従って町は静観をしておりますが、そのような解釈がされても最終的な決着に向けての町として致命的な行為になるとは私には思えません。要は契約上の違反がどうだったか、これが争点であって、いわゆる戦術的なもので左右されるとは私には思えません。お尋ねをいたします。町はどんな論理で納得して弁護士の助言に従って静観しているのか。弁護士のアドバイスをどういう意味で納得しているのかお教えてください。私は、請求書を受け取っても不当な請求であれば、堂々と司法の判断に委ねればいい、そのように思っておりますが、それは間違いなのでしょうか。町の見解はどこまで確立をされているんですか、よろしくご答弁をお願いいたします。

小坂町長に限れば、在任中に起きてしまった問題を負の遺産として後任者に解決を委ねるのでしょうか。次の町長がどう判断されるかわかりませんが、このまま静観して待つだけで町民への説明責任は果

たしたというのでしょうか。当事者である小坂町長の責任で解決するという責任、そういう決意をお聞かせいただきたいと思います。

最後は、中川の浚渫についてであります。平成23年12月議会において392名の町民による中川河道の浚渫の請願が採択され、翌年度の9月議会で予算化され、浚渫が実施されました。町は、浚渫という言葉を使わず、土砂の撤去というふうに表示をしておりますが、以来5年を経過しております。平成26年6月議会で町は私の一般質問に対し、J R 軌道交差部上流側で一部堆積が進行している。状況を観察し、必要に応じて土砂撤去を行っていきたくないと答弁されました。それから、もう既に3年を経過しておりますが、町は観察した結果はいかがでしょうか。今はまだ土砂撤去の必要はないと判断されているのでしょうか。町の判断をまずお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、7番議員、齊藤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

3点目の青少年交流の家につきましては、町民の皆様大変ご心配をおかけしているところでございます。現在、双方とも弁護士を立てて対応することとしているところであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1問目の町道1B-051号の整備につきまして3点のご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきますと思います。

まず1点目の工事の設計内容につきましては、現道の拡幅、こちら、およそ5メートル幅員を確保するという計画となっております。こちらに加え、大雨時の流域対策を考慮し、雨水の貯留施設を設置するもので、幅員の改善と中川流域での総合的な治水対策に資するための事業と考えております。また、岩橋分校の入り口付近と当該区間のその先につきましては、今のところ整備の計画はございません。

2点目の地元への説明はどのように実施したのかというご質問でございますけども、工事のお知らせを8月25日回覧に加え、下流現況水路に係る地権者の方々に個別の説明を8月の中旬から中旬、ちょっと具体的な日付は記録しておりませんが、行ってございます。

3点目の地元からの要望はなかったのかとご質問ですが、道路をご利用いただいている皆様から道路が狭いことや、大雨時の冠水についてのご意見があったものと認識しております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私からは、2のふれ愛タクシー及びスクールバスの運営についてということで、(2)番のスクールバスの運行について以下の点を伺うというところでご質問にお答えしたいと思います。

スクールバスの運行に関するご質問なんですが、10年後のバスの台数に係るご質問がありました。小学校の児童数がですね、年々減少傾向にありまして、現時点ではスクールバスの台数をふやすことにつ

いては想定してございません。

次に、無料化に伴う事務処理に係る質問についてお答えいたします。

現在、町で所有しているスクールバスにつきましては、墨方面の子供たちが利用しております。こちらのバスにつきましては、運賃は徴収していません。伊籾、馬橋方面のスクールバスについては、町の社会福祉協議会に委託しており、一旦運賃を徴収しておりますが、年度末に料金を返金してございます。

3点目になります。町職員の勤務状況に係るご質問でございます。町所有のスクールバスの管理運営につきましては、学校教育課で行っております。安全点検等の準備作業は、当課の職員が交代で出勤時刻を早めて行っておる現状でございます。

以上になります。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは、2のふれ愛タクシー及びスクールバスの運営についての3点目についてお答えさせていただきます。

町所有のスクールバスをふれ愛タクシーにも共用できないかでございますが、当初ふれ愛タクシーの運行事業者から運転手不足による1台減車の申し出があったこと、また町所有のスクールバスについては、今後あいている時間を活用し、中学校の部活動の送迎や児童生徒の移送等に使用範囲を広げていきたいことから共用は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは、青少年交流の家の件につきましてご答弁申し上げます。

中央台公共用地に建設中の青少年交流の家につきましては、町及び建設業の方々が被害者であると考えておりますので、今後とも顧問弁護士と協議をいたしまして、建物の出来高払いによる目的物の引き渡しを求めてまいりたいと考えてございます。

それから、静観をしている理由は何だというようなことでございましたが、これは町長のほうからも答弁させていただいておりますとおり、相手方の請求に応じて支払いの用意があると解釈されるというようなことがございますので、静観をしているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） それでは、私からは4問目の中川の浚渫について回答いたします。

まず初めに、浚渫につきましては、土木用語で川底を掘り下げることでありまして、中川での工法としては不適切となってしまいます。したがって、平成24年度には浚渫ではなく、コンクリート塊や堆積箇所にも生えました樹木及び堆積が著しい箇所の一部土砂撤去を実施いたしましたところでございます。今後につきましても、護岸の倒壊が起らない程度で水路機能の障害となってしまう樹木や堆積が著しい箇所について対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 私の質問の原稿を見せたわけじゃないんで、私が申し上げたことにまるっきりお答えが狂っております、本当はもう私がここで質問したことを素直にお答えいただければいいんでしょうけど、みんな内容が違っております、今度2回目の質問をせざるを得ない。こういうやり方はおかしいですね。質問の中身は何であるか。これを、皆さん方は把握に来てくださいよ。これは要望です。

まず、青少年交流の家についてであります。非常にそっけないことで責任性みじんもありませんでした。私は聞いているのは、弁護士が言っていることに従って静観していると。だから、その弁護士が言った中身はどういうことを言っていると皆さん方は解釈しているんだと。例えば請求書もらったから払う用意があるからといって、そのままお金を払わなきゃいけないことになるんですか。そういう解釈をしているんですか。私は、そうじゃないと思うんですよ。請求書をもっても、それが契約上、妥当な数字であるかどうかというのは、それから2人の交渉の問題でしょう。入り口のところでもう入るのやめておいて、それで相手が出てこい、出てこい。これだけでは何の解決にならないじゃないですか。だから、町は弁護士の言っているそのことをどういう受けとめ方をしているんですかと。これに応じてたら、もうお金払わずを得なくなるんだという解釈で静観しているのかどうか、それを聞いているんですよ。そうじゃなければ、今までの議論とまるっきり同じじゃないですか。前へ進みませんよ、それじゃ。私は、この社会の中でね、訴訟でお互いの言い分を、訴訟だけじゃなくていいけど、お互いの言い分を言い合って妥当な線を見つける。これが我々のルールでしょう。それをどっちが言い出したから、おめえが負けだと、そんなことあるわけじゃないじゃないですか。そう思いませんか。弁護士の話を聞いて、どんなに深い内容かどうか知りません。弁護士もっと深い意味があるなら、わかりやすく説明してくださいよ。それはどなたでも結構です。副町長でも結構ですよ。町は弁護士のそのアドバイスというのはどういう意味にとって静観しているんですか。それを教えてください。じゃないとね、これ全然進みませんよ。

青少年の交流の家については、まずそれを聞かないと話が始まらない。それから、これは私の印象の話ですけど、もう顧問弁護士に対して特別この件を預けているわけじゃないですよ。通常の顧問の中の一つの材料としてやっているだけなの。弁護士にどれだけの権限を預けているかということ、私らには理解できません。だから、これはですね、出来高払いという大前提、これをまず捨てて、それにこだわらないで解決する方法というのは何かないかという弁護士への問い合わせ、問いかけはできませんか。それを2点目お聞きします。

それから、町道の1B-051号線ですが、8月中に回覧を回して、説明終えたということですが、そういう事業の進め方をするんですかね。8月4日にもう入札やっているでしょう。

〔「入札してからだ」と呼ぶ者あり〕

○7番（齊藤 博君） やってから地元来て説明しているんですよ。それで、さっき要望のところでも言ったんだけど、私はこういうタイプだから文書なんかも打たないで口頭で何とかしてくれという話を私しますけど、流末の処理は私どもの地元にとってはですね、長年の課題なんですよ。道路から来る水、それから今で言う岩橋保育園……いや、児童公園、あそこからも水が流れてくるんです。側溝ができていましてね。道路からその側溝へ落ちて、側溝から流末のほうへ流れていくわけですよ。行き先は民地

の田んぼなんです。通常ですと、51号線の側溝にそれがつながっているわけなんです、つながっていないんですよ。理由はわかりません、原因はわかりません。しかし、現実がそうなんです。それを、地元の我々だけで解決しろといったらできないんですよ。ですから、こういった機会の中で一緒に貯留施設をつくるときに、その流末までを考えてもらって、それを含めて整備をしてくれというふうにさんざん言ってきているんです。地権者等の説明についても、現実にもそういう話が出ていたでしょう。課長は行っていないかもしれないけど。それに対して、どういうお答えをしていますか。もう工事決まっちゃっているんだから、直しようがないという話になるのでしょうか。私もね、8月4日にその入札やったというのを知らなかったものだから、その人に対して、じゃ要望していこうよというふうに言いましたよ。だけど、入札結果みたら、もう既に終わっちゃっているんだよ。だから、その計画の中に最終的な流末処理、これのことは何も計画ないんでしょう。それ、まず教えてくださいよ。道路の雨水の問題だから、これは町の仕事ですよ。なおかつ公共施設からも出てきているんですから。町がそれに対して整備を予算づけたりするのは普通のことじゃないですか。特別な事例じゃないと思いますが、それができない理由は何なんです。道路を広げてもらうことはありがたい。それは、そのとおりです。その際に、その流末処理も一緒に考えてくれよ。当たり前の要望じゃないかと私は思うんですが、もう一度設計を変な言い方ですけどやり直して、契約変更でもして整備をする。そういう検討をお願いできませんか。これはイエスかノーでお答えください。

それから、ふれ愛タクシーですが、要は人数が減ったと。それをどう見るかですよ。町は何も言っていないんだから、減ったことに対して。やっぱり午前中言った、那須さんが言っていることがやっぱり正しいと思いますよ。やっぱり不便になったから使わないんですよ。待ち時間、長くなったりね、利用したい時間にできないから、だから減ったんですよ。これをどうして4台にしないんですか。そういう、何、町の考え方一つも出てこないじゃないですか。去年の、あの何だ、短期間のうちにやっぱり確保しなくちゃいけないからといって3台にして子供たちを救ったと。それはいいでしょう。だけど、もう新年度始まって、今度30年度迎えるときに抜本的な解決をしなければいつやるんですか。河島さんのほうで答えたから言いますが、4台に戻す必要があると思っているのか、ないと思っているのか。イエス、ノーで教えてください。

それから、町所有のスクールバスですが、今の町の考え方だと、町所有のスクールバスは教育委員会だけで使うと。ふれ愛タクシーについては、別で考えてくれということと同じじゃないですか。結果的にですよ、町全体で見れば、4台で教育委員会もふれ愛タクシーもともに使う方法をまず考えるべきじゃないですか。俺らは部活に使うから、そっちはそっちで考えてくれと、こう言っているだけでしょう。教育委員会の所有かもしれんけど、管理しているかもしれないけど、町全体のバスですよ。結果的に町の所有のバスを、例えばですよ、社会福祉協議会あるいは運行の主体の業者、これに貸し付けをする。そして、貸し付けをした中で運行をしてもらう。そうすれば、他の3台と同じ形式になるじゃないですか。それでは陸運の許可ありませんか。運転手の問題は、これは極論ですけど、ある会社がだめだっというんならほかの会社当たりゃいいじゃないですか。その3者じゃなくちゃだめだという理由はどこにあるんですか。要は、今まであった4台を削って、それでつじつまを合わせようとするのが無理なんですよ、そう思いませんか。4台にするための方策を、それに頭をひねってほしいんですよ。

それから、もう一点はそのスクールバスの、町所有のスクールバスの管理の問題ですけど、教育委員会は大変だと思いますよ。子供らの学校へ行く時間から考えたら2時間くらい早く来て、これ点検してオーケー出さないと無理でしょう。夏休みを除いて月から金まで交代でしょうけどね。それだけの勤務を負わせているんですよ。町は三六協定もない。そういう中で2時間、2時間、もう通常業務としてやらせる。それには問題ないんですか。さっきも言ったとおり、本当に短期間の何カ月というんなら、それはしょうがないでしょう。だけど、これはこのまま続けるつもりなんでしょう。指導主事の方なんかもう来ませんよ。そんな勤務体制のところ。何か町で考えている。結果的には、町所有のバスを今の3台と同じようにすればいいんですから、それができない理由。それも挙げてくださいよ。よろしくお願いします。

それから、最後は中川ですが、浚渫、そのお言葉どおりなんで、これから使わないことにしますが、私は26年にもうたまっているよと言ってからね、その状況を今黒田課長が見て、今の状況を、うん、まだいいよということなのかね、もうそろそろ予算つけてやらないと、さっき那須さんのときにもありましたよね。そういう現地の見たときの課長の考え方。予算つけてこの前100万ぐらいでしたよ。100万ぐらいの予算をつけてやるにはまだ早いだろうということなのかどうかですね、それを聞いたんですよ。よろしくお答えのほうお願いします。

2回目終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 青少年交流の家の関係でございまして、工事の請負契約を坪単価60万9,000円で締結し、前払い金の請求もなく、建物の建設工事に着手し、外観からは建物が概成しているような中で、2倍余りの坪単価126万7,000円の変更増の請求をしてきたところでありまして。その明細も示されず、さらには契約を解除する旨の通知も来ているといった経緯となっております。そのようなことから、双方とも弁護士を立てて対応することとしているものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、町道1B-051号線の再質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の地元説明をさせていただいている中で、雨水の貯留施設の設置についてですね、ご理解を得られない状況が出てきたということからですね、今回の工事の中ではですね、雨水貯留施設の設置を断念せざるを得ないというふうに現在考えております。流末の関係でございまして、流末の水路につきましても、関係地権者も多いということからすぐの整備は難しいと考えており、将来的には流末の整備も必要と考えておりますが、当該地区の地形特性を考えますと、流末整備をすることで、今より水路内の水の流速が上がるため、短時間で中川下流域へ排水が集まり、結果として京成線上流側で浸水するような状況となることから、これを回避する対策の一つとしまして、まずは現況水路、上流側に一時的に貯留する施設を設置することが重要と考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは、ふれ愛タクシーの今後の対応と申しますか、そち

らについてお答えさせていただきます。

今後予想されます免許返納者や高齢者の増加を考えると、現在のふれ愛タクシーのシステムでは対応できないものと認識しております。今後は、ふれ愛タクシーの利用の実態調査を進めるなど、福祉タクシーのさらなる拡充を含め、多様な移動手段を総合的に検討していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私からは、町職員の勤務時間等についてのご質問にお答えします。

月曜日から金曜日まで子供たちが登校、下校しているその日に限ってスクールバスを運行しておりますが、月曜日と金曜日の2日間については指導主事が担当しております。火曜日、水曜日、木曜日については、嘱託員の方が勤務して対応しております。ただ、嘱託員の方については、勤務時間を多少早目にさせていただきまして、お帰りを、退勤時間を多少早くするという。時間をずらして勤務時間のやりくりしております。手当については、指導主事については、時間外手当等がありますので、それで何とかしております。嘱託員については現在ございません。あと、私課長と副課長についても、サポートで入ることがありますけども、我々については管理職手当等もありますので、特に手当等について新たにつけることはしていません。

以上になります。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） 先ほど現地のほうは確認されているのかということでしたが、現地のほうはもちろん確認はさせていただいております。ですから、部分的にはその樹木が生えている箇所、それから堆積している箇所も確認しておりますので、それにつきましてはその箇所につきまして今後対応してまいりたいと思っております。ただし、あとただ、この間確認しましたときにはまだ稲刈りの前でしたので、どうしても田んぼ等は刈らないとできないような状況もございますので、その辺も考慮して対応のほう進めたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 時間もありませんが、まず1B-051、私が思ったのと真逆のお答えをいただいちゃったんですけど、貯留施設をやめちゃうんですか。ということは、道路へ来た水がそのまま今の田んぼのほうへ流れていくと。そして、岩橋児童公園に降った雨もそっちへ流れていっちゃうと。それで、その用水については、町は関係ないよということですね。私が思うには、原因者の一人でもあるんですけど、それは町の責任じゃないということですか。私が申し上げたいのは、もう十分わかりだと思えますけど、町があそこの道路を拡幅するなり、排水を考えてもらうこの機会じゃないと町はやらないですよ。大義名分がないでしょうよ。だから、今の時期にやらなければならない。みんな知っているんですよ、地元は。町長のいわば近くですから、家はね。みんな表立って反対なんかしていませんけど、我々の中でいけばおかしいという話ばかりなんですから。そうでしょう。どこの家でもそうじゃないですか。家建てるときだって、流末どこやって、どうやってというのを計画立ててやるんでしょう。

それを町だから許されるんですか。これは、とてもとても地元には話せない話ですね。町長、もう一度お答えくださいよ。そういう状況でももうやめちゃうんですか、貯留施設を。道路だけつくって終わりですか。これじゃ、地元納得しないと思いますよ、私は。今言った計画でも、51号までつながるようなものをやると町が決断をしていただければ、たくさんいる地権者の中だって反対する人、私はいないと思いますよ。私らのその地元の仲間の中で飲んだりする会があるんですけど、そういうときに話題になりますが、やっぱりね、みんなその流末処理を願っているんですよ。反対はしないと思いますよ。その前提さえ、流末をちゃんと整備してくれるという前提さえあれば、皆さん協力はできると思いますよ。私は土地ないですけどね。そういうことでも、なおかつ整備してもらえないんですか。まちづくり課長がお答えできれば、一番してもらえればいいんですけども、もうこれで道路だけつくったということで、はい、さよならと。あの土地を買った大義名分は立ちましたということだけで終わりになっちゃうでしょう。水がどうなって、どこへ行くんだなんていうことは考えていないんじゃないですか。非常に残念です。もう一度だけお聞きをしますが、流末の雨水処理もこの計画の中に入れて、ぜひ今回の工事の中で実施をしていただきたい。あと、どのくらいの事業費が出されるのか、それは私にはわかりませんが、時期はおくれるにいたしましても、仮に年度を過ぎたりいたしましても、この工事の中でぜひその整備をやっていただきたい。これは、あの地域のですね、末代までのこれは利益になります。喜びになります。お願いをいたします。

それから、ふれ愛タクシーですけど、河島さんの言うのはなかなか抽象的でどこまで理解していいかわかんないですけど、4台にふやす必要が絶対にあるでしょう。今は我慢してもらって3台でやっているんだから、4台にする方法を考えてくださいよ。もう苦情だって、私のところへ届くぐらいだから500件以上もあるでしょう。もう何カ月たっていますか。動き出さないとまた予算措置できなくなりますよ。町もそうだけど、それを実際運営している社会福祉協議会、板挟みになっちゃってしょうがないじゃないですか。まずは、4台にするという大前提を町の中で決めてくださいよ。それがなければ始まりませんよ。それが、ふれ愛タクシーのもう最大のポイントです。このふれ愛タクシーについては、体の不自由な人だとか、そういう特定した限定された人じゃなくて、広い意味で足の不自由な、足不足というかな、そういう人のための制度でしょう。それを狭めたわけですから、もとに戻す。少なくとももとに戻す。それが当たり前のことじゃないですか。その作業を始めてくださいよ。社会福祉協議会の運行委員会だって、町のほうからそういう指令が来る、協議が来るのを待っているんじゃないですか。皆さん、いろんな意見お持ちだと思いますよ。私は、本当にことし3月のは急場しのぎでやむを得なかったと思いますよ。だから、賛成もしましたよ。だけど、それから一つも改善の動きが見られないんだもの。もう現行の3台でいい、そんなふうになったらですね、とてもじゃないけど町民の理解なんか得られませんよ、と私は思います。町の執行部はそうじゃないと思っているかもしれないけどね。そのことをもう一度何ていうかな、力説するというか、申し上げて、私の質問を終わらせていただきますが、中川の浚渫のほうよろしく、また別な意味でお願いします。

以上です。終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 町道1B-051号の整備の関係でございますが、もともとですね、ここの用地を

取得して貯留池を設置するという話はですね、中川の流出増対策を少しでも軽減するというところでございます。そして、また今道路も狭いという話もある中で、道路を若干ではあります、5メートル程度に交通に支障ないように広げると。あわせて道路以外に使う場所については、貯留施設を設置して、今と同じような形で下流への影響はないようにオリフィス等を講じていくというのがもともとの考えでございます。それで、今この際下流までというのはまた別の話でございますね、下流へ流せばいいというものではございませんので、どこかで、あの場所です、貯留池が少ないのであれば、岩分の雨水も含めたものを設置するというのであれば、流すだけではなくて、岩分の下あたりです、いわゆる流出抑制をする貯留施設をつくって講じていくというのが本筋になるわけです。ですから、それはですね、300万何がしかではできませんので、いわゆるトータルの考え方。ただ、下流へ流すだけではなくて、下流への人たちへもその安全を確保しながら、上流の問題も解決していくということになるかと思えます。でありますからですね、今課長が申したとおり、例えば舗装部分については浸透形式の透水性の舗装にするという、要するに広げた部分については、下流への負荷を与えないような浸透方式を選ぶとかですね、そういう柔軟な対応が必要なのかなと。そして、またその貯留池部分については、いろいろご意見がございますので、その辺についてはご意見をよく伺いながら、どういう形でその先のことをしていけばいいのかと。でございますので、今の工事の中でやっぱり下流まではできないのが現実でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問が終了しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時35分）

平成29年第5回酒々井町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月13日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程に同じ

追加日程第1 議会改革特別委員会設置の件

出席議員（15名）

1番	濱	口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君
4番	那	須	光	男	君	5番	御	園	生	浩	士
6番	川	島	邦	彦	君	7番	齊	藤		博	君
8番	内	海	和	雄	君	9番	佐	藤	修	二	君
10番	江	澤	眞	一	君	11番	平	澤	昭	敏	君
12番	越	川	廣	司	君	13番	竹	尾	忠	雄	君
14番	地	福	美	枝	子	君	15番	小	早	稲	賢
16番	高	崎	長	雄	君						一

欠席議員（1名）

3番	酒	瀬	川	健	一	君
----	---	---	---	---	---	---

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小	坂	泰	久	君	副町長	飯	塚	光	昭	君
教育長	木	村	俊	幸	君	教育次長	大	崎	智	行	君
参事兼 企画財政 課長	岡	野	義	広	君	参事兼 市民協 働長	清	宮	高	由	起
参事兼 経済環境 課長	芝	野	芳	弘	君	総務課長	大	塚	正	徳	君
税務住 民課長	鳩	貝		剛	君	健康福 祉課長	河	島	幸	弘	君
まちづくり 課長	板	垣	一	成	君	上下水 道課長	黒	田	光	利	君
農業委員 会事務局長	岩	井	尉	行	君	こども課長	七	夕	夕	美	子
学校教 育課長	玉	井	清	人	君	生涯学 習課長	福	田	良	二	君
会計管理者	木	村	修	一	君						

本会議に出席した事務局職員

事務局長	鵜	澤	勝	己	書	記	五	代	より	子
書記	斉	藤	良	尚						

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（佐藤修二君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 須藤伸次君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、2番議員、須藤伸次君。

〔2番 須藤伸次君登壇〕

○2番（須藤伸次君） おはようございます。2番議員の須藤でございます。私のほうから、今回は4点ほど質問させていただきます。

冒頭に、昨日、濱口議員同様、私も一般質問させていただいて2年数カ月を経過しましたが、皆さん方の質問や執行部の返答などを伺い、総じてですね、少子高齢化問題とか健康福祉問題、教育文化問題、生活環境問題等、子育て問題も含めて税収が上がれば解決することがかなりあるという部分を実感で感じました。そこで、最初の第1点、自主財源比率の向上について質問させていただきます。

県、国からの補助金に頼った事業がたくさんある中で、税金の無駄遣いを省くことは当然のことながら、依存財源は使途、目的が決められていることが多々あり、町としての自主財源比率を高め、財政基盤を強固にすることによって先ほど申したような問題がかなり前進するのではないかと思います。そこで、1番目、29年度、それと30年度の町税の伸び率及び額について伺います。

2番目、生産年齢人口の増加対策として現在実施している計画及び今後計画している施策について、これは町内にお金を落としてもらうという意味で1番目に取り上げました。

3番は、企業誘致について、過去5年間の実績と今後、今進行している計画について伺います。

4番目は、町には歴史的資源やアウトレット、パークゴルフ、湯楽の里等、それ以外にも観光スポット等がありますが、今後町はどのようなことに重点を置いて観光振興に取り組んでいくのか、それを伺います。

2番目につきましては、人口増加対策についてです。昨年12月議会に一般質問させていただきましたけれども、京成酒々井駅周辺の都市計画、用途地域の変更や地域計画の実施状況について進捗状況を伺います。あわせて新たな住む場所について具体的な計画があるのかも伺います。

3点目、上岩橋の病院建設について、工事の進捗状況、病院の開設時期、診療科目、ベッド数など、

全体計画を伺います。

4番目、道路の改良工事計画及び維持管理についての質問です。1番目は、県道宗吾酒々井線の道路改良計画について、見た目には進行しているような気配を感じないのですけれども、その進捗状況を伺います。

2番目、町道横町、下台道路（02—009号線）について、当初完成年度が平成30年度というふうに一般質問させてもらったときに、そういう返答をいただいたんですが、つい最近伺ったことだと、平成33年度にずれ込むということをお伺いしました。具体的におくれた理由をお伺いしたいと思います。

3番目、国道51号と国道296を結ぶ町道02—006号線の道路改良計画について、現在の状況と今後の計画について伺います。

4番目につきましては、ちょっと質問というほどでもないんですが、ことしは例年にない雨の多い夏であって国道沿いの雑草が歩道にはみ出して、歩行者が転倒したということをお数件町民から伺いました。国道ですので、なかなか町が云々ということは厳しい部分もあるのかもわかりませんが、生活に密着した道路でございますので、この草刈り等の要請を早急に実施していただきたいと、そういうことを国土交通省等に連絡とってもらいたいということ。それと、この国道沿いの雑草について町道も含む部分もあるんですが、昨今51号沿いなんです、バーミヤンから手前のJAのガソリンスタンドぐらいたるところに、何ていうんですかね、つるが中央まで伸び切って、車椅子の身障者がけがをしたというような話も耳にしています。それで、その辺については、2週間ぐらい前にまちづくり課の方にお話ししたんですけども、予想以上に早くもうきれいに整備されて非常に仕事早いなど、非常にびっくりしました。

それと、今度は町道なんですけれども、伊篠のアウトレットじゃなくてジョイフル本田のほうに行く非常にカーブミラーがたくさんあるところなんですけれども、民間の木が道路に半分ぐらいかぶっていると。それで非常にあそこ見通しの悪い場所なので、あの辺の部分についても極力早目に解消してもらえればありがたいと、そういうふうには思っています。

以上、4点が私の一般質問、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをさせていただきます。

なお、政策的なものは私、または副町長、教育長からお答えし、細部にわたるものは担当からお答えをいたします。

1点目の自主財源比率の向上についてのご質問ですが、自主財源には住民税、固定資産税、法人町民税などがありますが、そのうち住民税については高齢化の影響により今後新築のマンション建設や新しい住宅地の造成など、生産年齢人口の増加策がなければ減り続けることとなります。固定資産税や法人町民税をふやし、自主財源を確保していくため、これまでインターチェンジや南部新産業団地の整備を進めてきましたが、平成25年にアウトレットが開業して以来、企業の進出が続いており、その結果、固定資産税や法人町民税の税収が増加となり、住民税の減少分を補う形となっております。これからも、町総合計画後期基本計画とそのアクションプランである地方創生の推進、さらなる子育て支援や住民福祉の向上など、総合的かつ効果的な展開により自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

結果、人が集まり、町に活気とにぎわいを創出することとなるものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私からは、2点目の人口増加対策についてお答えをいたします。

昨年12月議会で議員からご提案のありました京成酒々井駅周辺における高層マンション建設につきましては、都市計画マスタープランにもありますように、駅周辺ではにぎわい創出に向けた中心市街地の活性化を図ることとしていることから、マンション建設等のご相談があれば、都市計画の見直しや地区計画を定めるなど、周辺環境等のバランスを考慮しながら柔軟に検討していきたいと考えております。

また、新たな住む場所についてのご質問ですが、町では市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインを定めておりまして、JR酒々井駅と京成酒々井駅周辺の市街化調整区域は、駅に近く利便性が高いことから積極的に定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、1点目の自主財源の比率の向上の中で町税の伸び率等についてお答えさせていただきます。

平成29年度の町税の伸び率及び額については、7月末の前年同時点での比較で、現年課税分調定金額が1.62%の増、4,306万2,392円の増となっております。また、平成30年度の町税の伸び率及び額につきましては、平成30年度が3年に1度の固定資産税の評価がえの年に当たることから、現在評価の見直し作業を行っているところでありまして、具体的な数値はまだ定まっていない状況ですので、現時点では算出することができておりません。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私は、1点目の自主財源比率の向上についての2項目め、生産年齢人口の増加対策関係のお答えをさせていただきます。

生産年齢人口の増加対策に関する計画や施策についてのご質問でございますが、当町においては、平成25年より酒々井南部地区新産業団地のまちびらき、東関東自動車道酒々井インターチェンジの開通、酒々井プレミアム・アウトレットの開業等により新たな雇用が創出され、交流人口も飛躍的に増大し、第5次酒々井町総合計画前期基本計画等による計画的な施策転換が功を奏し、成果としてあらわれているものと考えております。平成29年3月に策定した第5次酒々井町総合計画後期基本計画とともに、人口減少対策に積極的に取り組むため、町総合計画のアクションプランと位置づけられる酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年10月に策定するとともに、平成28年8月には町総合戦略の推進プランとなる地域再生計画酒々井町100年安心して住めるまちづくりプランが内閣総理大臣より認定をいただき、現在それらの計画に基づき生産年齢人口の増加対策等に向けた施策展開を行っているところでございます。

しかしながら、当町においても全国の自治体同様、少子高齢化の急速な進展に伴い、今後かなりのス

ピードで人口減少が進むことが予測され、生産年齢人口の確保については、持続可能なまちづくりを進めるに当たり、重要な課題であると認識しております。そこで町では若い世代の就労、結婚、子育ての希望をかなえつつ、東京一極集中の歯どめや地域の特性に即した地域課題の解決により魅力あふれる地方の創生を展開するために、特に、国からの有利な財源等について無駄のない集中的かつ計画的な投資を行うとともに、自主財源比率を高めながら人口減少社会に対応してまいります。

昨年、酒々井・千葉氏まつりを復活したところでございますが、町民のふるさとの祭りとすることで、郷土への愛着を図り、2年後の町制施行130周年なども見据えながら、今後もさらに充実させていきたいと考えております。

さらに、子育て支援拠点の整備など子育て支援の充実やドイツ、オーストラリアへの国際交流事業を初めとする保育園、小学校、中学校までの一貫した英語教育の充実などにより教育環境を充実させ、郷土への愛着を持ち続け、子育て世代が住んでみたい、住みやすいまちづくりを今後も継続して施策展開してまいります。

当町においては、今後新たに（仮称）酒々井病院の開院や南部地区新産業団地の企業立地等の新たなまちづくりも計画されており、官民が協働し、雇用の創出や移住定住を促進させ、町民誰もが郷土への愛着を持ち続け、生涯安全・安心に暮らすことができる100年安心して住めるまちづくりを今後も展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、1点目の自主財源比率の向上についての3点目、4点目についてお答えをさせていただきます。

過去5年の企業誘致については、酒々井南部地区新産業団地に酒々井プレミアム・アウトレット、酒々井温泉湯楽の里などが出店し、9月末にはいずれもマルシェがオープンする予定と伺っており、さらなるにぎわいを見せているところでございます。しかしながら、墨工業団地については民間所有地が依然遊休地となっているところでございます。そのようなことから、町では早期の企業立地を図ることを目的に、平成24年には酒々井南部地区新産業団地に進出の意向を持つ企業に対し、町が土地所有者と企業が交渉するまでの橋渡し役を務める用地登録制度を創設し、平成27年には酒々井町企業立地促進条例を施行し、酒々井南部地区新産業団地と墨工業団地を対象とした新規立地奨励金制度、雇用促進奨励金制度を創設するなどして企業誘致を進めているところでございます。

次に、観光振興の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

酒々井プレミアム・アウトレットの開業により町を訪れる観光客は飛躍的に増大しましたが、こうした観光客を町内の既存の観光拠点へ回遊させる取り組みが重要であると認識しております。このため町としましては、コミュニケーションセンターを中心とした情報発信に加え、昨年からはJR酒々井駅等でのWiFiサービスの提供や女子旅に人気の観光パンフレット「ことりっぷ酒々井」の作成などに取り組んでいるところでございます。今後は、旧酒々井宿を初めとする地域資源の整備を促進し、アウトレットからの各拠点を循環できる観光ネットワークづくりを進めてまいります。また、こうした地域資源を広く周知するため、各種情報誌への情報提供やさまざまなイベントへの出展などを通じて観光P

Rに積極的に取り組むとともに、特産品の振興などに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは、3番の上岩橋の病院建設についてお答えさせていただきます。

上岩橋に建設を予定しております（仮称）酒々井病院の進捗状況につきましては、地権者の協力を得て、仮契約が終了し、本年4月以降、地権者及び周辺の住民等を対象に移転新築計画並びに開発行為に係る説明会が開催されております。現在、開発行為等建設に向けて関係手続を進めていると伺っております。

次に、病院の開設時期につきましては、平成31年4月を予定し、診療は内科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科の4科目で、病床数は311床、建物の構造は鉄筋コンクリート造地上4階と伺っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、4問目、道路改良計画及び維持管理についての4点についてご答弁させていただきます。

1点目の県道宗吾酒々井線の進捗状況ですが、平成28年度から用地取得に着手しており、現在までに5件の用地を取得したと県から伺っております。

次に、2点目の町道02—009号線につきましては、当初、歩道設置事業でしたが、平成27年度から災害時における避難路の確保やバリアフリー化等の観点から、無電柱化を目的とする電線共同溝事業を加えたことにより事業計画が変更となったものです。

3点目の町道02—006号線道路改良計画の現在の状況と今後の計画についてですが、道路線形決定について慎重に進めているところであり、今後は関係機関と協議を進めていく予定でございます。

4点目の国道の草刈りににつきましては、道路管理者により実施の時期等について計画を定めていると思われませんが、今後はこれまでの草刈り等の要請に加え、毎年実施され各道路管理者が参加する通学路における合同点検等の機会を活用し、通行に支障となる箇所について要請してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） じゃ、2回目の質問をさせていただきます。順不同ですが、人口問題について。酒々井町は、駅が4つもあり、そしてインターチェンジもある。このように非常に環境がいいわけですが、非常に小さい町である酒々井町で、ほかの自治体ではないような恵まれた非常にそういう環境の中で、これからますます高齢化が進みますと駅の周辺に高齢者の方が非常に移住というんですかね、定住というのかな、転居か、という傾向が非常にあるということは、いろいろ評論家や大学の教授などがそういうことを話しているのを耳によくします。そこで、これほど恵まれた酒々井町ですので、もっと積極的にですね、人口問題について取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

一方、ただ場所とかそういう問題だけではなくて、例えば千葉県の銚子市の人口が減って、茨城県の

神栖市などは人口が非常にふえたというような、ああいうケースもありますし、そういう福祉的な部分もとか税収、税金ですね、個人の支払う税金などについても非常に優遇できるような方法をとつつ、人口増を考えてもらえればと思っております。

私のほうから以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 須藤議員から質問というか、要望というか、わかりませんけども、駅周辺の活性化に向けてますます定住が促進するようにですね、町一丸となって取り組みを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） よろしいですね。

○2番（須藤伸次君） はい。

○議長（佐藤修二君） それでは、2番議員、須藤伸次君の一般質問が終了しました。

◇ 江 澤 眞 一 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に10番議員、江澤眞一君。

〔10番 江澤眞一君登壇〕

○10番（江澤眞一君） 10番議員の江澤でございます。私、10時過ぎるかなと思っていたんで、ちょっとそういう面では、私、急だったもんで準備があるようなないような感じでございます。

まずはですね、冒頭、小坂町長はこの4年間、今、任期最後の今回定例会でございます。そういった意味では、今もあったように病院の問題とかさまざま、うちの町の財政も大変そういう面では私もよかったなというふうに感じております。きのう濱口議員が言ったようにですね、議会と行政はですね、車の両輪とよく例えて皆さん言いますが、そういった中では6月議会か、だから、ちょっと歯車というか、微妙にずれたかなというのは、きのう濱口議員がこういうのを一般質問で出すということ自体、私も今まで経験なかったので大変驚きとですね、そう思ったわけでございますので、やはり執行部はですね、全協とかそういう場でもですね、きちんとした説明、またさまざまな要望に対して公開したりとかしてですね、円滑な、私ども議会も、この町をよくしようと、そういう思いでやっているわけでございますので、事業に対して反対ではなく、その内容、説明に対しての意見ということを重く受けとめていただければと、そう思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今回2点について質問をさせていただきます。まず1点目はですね、酒々井町個別施設計画についてということで、この冊子いただいたときに大変よくできているなというふうに思いました。そういう面では担当課も含めましてですね、大変よくできているというふうに私は評価をしております。そういった中でやはり自主財源、今もありましたように自主財源確保は大変私ども重要だと思っております。というのは、今回こういう個別の施設の計画、町の公共施設をですね、これからどうやって改修含めて維持管理していくかなど、全てこれ計算すると莫大なお金になろうかと思っておりますけども。そういった中でですね、まずはできるものからやっていかなければならないんだということで、まずはその計画をするということで、次の3点ですね。公共施設の改修等の計画について、本年度から5カ年のこれに

うたっております。

それで、各施設のね、現状と今後の取り組みについて町の考えを伺うということで、まず1点目がですね、学校教育系施設についてということで、これ給食センター、これは昭和57年に開所しております。及び中学校ですね、これが昭和58年ですか、のこの体育館の屋根改修の現状とですね、今後の計画について伺うということで、特に中学校の屋根についてはですね、行政から報告もありましたけども、根本的にいつやるのか、やるといってもですね、費用面考えるとかなりな額になろうかと思うんですね。だから、こういう計画にのせた以上はですね、私は即事業できるようにやっていただきたいという、そういう要望を含めてお聞きをいたしたいと思います。

2点目が、このスポーツレクリエーション系施設についてということで、これは酒々井ちびっ子天国、これが開所が昭和49年ですね、及び町体育館、これが昭和43年ですかね、の建設ですね。今後ですね、この2つの点のですね、今後の計画について伺うものでございます。

3点目が保健福祉施設としてですね、保健センター、これは昭和58年開所です。このトイレの改修計画について伺うということで、契約書を見ますとですね、7月28日に設計業務委託162万で契約したとうたっております。であればですね、これは結構町民の方々もですね、保健センター行くとどうしても和式のトイレだということでですね、特に年配の方々が多く利用する施設でもありますのでですね、これはもうせつかく設計業務やったのであればですね、即事業計画を立ててやれるんじゃないかなと。そういう思いがありますので、あえてここで町の考えを伺うものであります。

じゃ、次に、大きな2点目の酒々井町地域防災計画についてということで、これは7月の4日ですか、5日に福岡、大分を襲った豪雨ですよ。朝倉市などはですね、概算でも2,240億くらいの復興にお金を使うだろうと。そのほかにもですね、例えば梨畑も含めてですね、いろんなところの被害はこれを上回るということでですね、市では当然市だけではできないと。国に要望しておりますけども、たまたま去年郡の議長会で熊本に行ったときにですね、益城町、たまたま向こうの議長さん方とお会いをできてお話聞いたときに、町の予算の10年分はかかるんだと、そういう説明を受けました。そうしますとですね、これ一つの自治体では当然できないしですね、じゃ国がそれを即面倒見るかというとなかなか厳しいと、そういう状況を伺ってまいりました。そうしますと、はね返るのはやっぱり市民、あと町民ですね、住民の方々に負担が来るのは、例えば保険の問題、さまざまなサービスがやはりカットされてしまうと。そういう中でですね、やはりこれは他人事ではないなというふうで私は思っておりますので、何回かその地域防災計画の中でも質問させていただきましたけども、特に今回はですね、この土砂災害ですね、今全国でいつどこで起こるかわかんない。今度土砂災害についてお伺いをいたします。

土砂災害警戒区域は、現在酒々井町は何力所あるのか。また、その中で急傾斜地崩壊区域は何力所ありですね、その防止工事を実施したのかを伺うものであります。さらに、こういった地区にですね、今後の計画について町の考えを伺うということで、これは町単独ではできない事業であります。県も含めなければならない事業でありますけども、町としての取り組みを伺うものであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、10番議員、江澤議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目の土砂災害対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

当町における県知事が指定した土砂災害警戒区域は、現在43カ所あります。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されているところはございません。防止工事につきましては、急傾斜地崩壊危険区域として指定された場合、急傾斜地崩壊対策事業として実施できる制度がありますが、当町では区域指定されておりませんので、防止工事の実績はありません。

今後の計画についてであります。町独自の補助制度は今のところありませんが、近隣市、町の状況等を減災との観点も含め、先進事例を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 私からは、1点目の酒々井町個別施設計画についてのうち、町体育館に関するご質問にお答えいたします。

江澤議員、ご存じのとおり、現在の町体育館につきましては、耐震性に問題があることから住民への貸し出しを中止し、倉庫として使用している状況でございます。大変心苦しく思っているところでございます。個別施設計画では今後整備を検討することとしておりますので、引き続き財源等も含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私からは、酒々井町個別施設計画についてなんですが、公共施設の改修ということで、給食センターの現状と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。

学校給食センターでは施設の老朽化への対応などが必要であり、今年度真空冷却機、これはですね、ゆで野菜などの調理した後の食品を急速に温度を下げまして菌の繁殖を抑える、そういった機械でございます。真空冷却機の更新を完了しております。今後は、熱風消毒保管庫の入れかえやトイレ等の改修を予定しております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、中学校の体育館の屋根の改修につきましてお答えをさせていただきます。

酒々井中学校体育館の屋根の改修につきましては、文部科学省へ補助金の要望をしておりますので、財源確保の見通しがつき次第、速やかに実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは1点目の酒々井個別施設計画の酒々井ちびっ子天国についてお答えさせていただきます。

酒々井ちびっ子天国につきましては、平成29年3月定例議会の行政報告でご報告のとおり、今年度につきましては休園をしている状況でございます。今後の施設利用につきましては、ちびっ子天国の再開、公の施設としての活用、施設の多目的利用や新たな集客施設など、さまざまな可能性を公募により民間事業者に提案してもらおう方法を町内で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは、個別施設計画の保健センターのトイレの改修計画についてお答えさせていただきます。

保健センターは築後30年以上が経過し、トイレについては大部分が和式のトイレであったり、床に段差があるなど利用者には大変不便をおかけしている状況です。このようなことから、本年度は親子連れや妊婦の方、さらに体の不自由な方にも配慮したトイレの改修設計を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 10番議員、江澤眞一君。

○10番（江澤眞一君） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、公共施設の関係ですけども、まず学校、教育関係の給食センター、これはですね、やっぱり昭和57年で、私も給食センターの運営のほうの何か1回役員、役員というかやったときにですね、あその現状を見てですね、やはり建物本体自体もですね、もうかなり老朽化がしていると。そういう面では使えるものを使って延命措置をやっているなということは、私も感じております。もっと言いますとですね、じゃ全体をつくり直した場合にはですね、どのくらいの費用がかかるんだと。そういう試算もですね、やはりこういう計画をつくったのであればですね、個別に今言ったように、ここを直しましたというのは毎年伺っていますけども、全体ですね、施設としての全体を見たときにですね、どのくらいかかるんだと、そういう計画もやはり立てなければですね、今後いけないのかなと、そういうふうに思っております。成田市の場合だと、今ね公津の杜小学校とか、あそこは逆に給食センターじゃなくて、学校内で給食をやっていますよね。公津の関係なんかやっていますけども、やはりこれからですね、子供たちが減ってくるのであればですね、果たしてそのセンター方式がいいのかというのね、私見直してもいいのかなと。やはり学校内でつくって出したほうが、例えば、今ね、委託している運送だけでもね、1,000万円以上という。運送だけでも毎年1,000万円以上契約して日通さんとやっていますけどもですね、そういうのも含めてね、今後ぜひ検討していただければと。これ要望です。お願いいたします。

次にですね、これ中学校の体育館は、もう本当に中学生の議会からもね、子供たちからも、もうずっと言われているわけですね。これは、文部科学省に予算、予算というお話ですけどもですね、じゃ実際どのくらいかかるんですか。まず、それをお聞きしたいんですね。お願いいたします。

今度、スポーツレクリエーション系についてですね、酒々井ちびっ子天国に関してはですね、このちびっ子天国のその運営委員会みたいなのがございましたよね。その中でもいろんな提言をいただいておりますよね。その中でももういいんじゃないかという、閉園というたしか意見もありました。ちなみにことしになると、例えば横浜市なんかでもですね、公共のプールが全部ことしで終わりにしようという、老朽化ですよ。新たに新しくやるだけの財源がないと。これからは、そういう方向に行くとい

うことで、あの横浜でさえそういうふうになると。あと、どこか忘れたけども、ほかの市でもやっぱり。そしたら、今度小学校のプールを開放するんだと。子供用に30センチくらいのプールをつくるんだと。そういうところも出てきております。これからはですね、そういった面を含めてですね、検討しなければならないんじゃないかなと。例えばことしがなかったから、じゃ来年来るのかなというのね、果たしてどうなのかなと。それと、私心配しているのは、このちびっ子天国基金ですよ。もう1億8,200万ですか、これ解体費用ですね、どのぐらいかかるか、まず私は町のほうでですね、すぐ出すべきだと、そう思っておりますので、ちびっ子天国あのまま解体したら幾らかかるんだと。そういうことに対しての町の考えを伺うものであります。また、近隣の駐車場としてやっていた伊篠地区の方々に対してどのようなご理解をいただいたのか、その辺もあわせて伺いをいたします。

町体育館については、これはもう総合計画にもものっておりますし、財源の問題ということですね、これはもう毎回そういうお話でございました。無理に箱物を建てるのはどうかなというの私も思っていますので、やはり私は逆に言えば、前回ももちろん一般質問出しましたけども、やっぱり墨のああいこうコミュニクの体育館を増築するとか、その費用は組合からいただくとか、そういうのも一つの家かと思っておりますので、その辺。これは答弁あれば伺いますけども、答弁なければよろしいですけど。

保健センターはですね、せっかくこれ課長、契約したんだよね。本当にあそこは和式でそういう面ではね、私も住民の方々から、利用者から言われて初めて気がついて、ああ、そうだったのかという、私もですね、大変そういう意味ではその方にも申しわけなかったというお話をさせていただきましたので、これは速急にですね、設計業務やったんであればですね、できれば年度内にできるように補正予算組むなり、ご提案いただければですね、ぜひありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目のこの土砂災害なんですけども、今そういう警戒箇所、43カ所あるということで、前つくったこの地震ハザードマップ見ますとですね、このときよりもふえているんですよ。ふえています。それで、これよく見るとですね、その危険地域というのがね、すごく30度以上と、やっぱりあるところはいっぱいあるなと私は感じているんですね。これは、町から県にですね、この審査をこうお願いしないとですね、県は動いてくれないんですよ。だから、町が積極的に働きかけて県の方々に見ていただいて、やればですね、私はゼロというのは、私個人的にはね、もう30度以上、その下に民家があるというのはかなり私はあると思っていますんですね、もうちょっと積極的にですね、これ、やれば県のほうで指定をいただければですね、予算も県のほうからももらえるんでね。例えば小学校の下のあの家、どう見たってあれは30度以上あるしね、直滑降だし。そういう面ではね、もうちょっと町がですね、私は何かあったときにやはり住民のですね、やっぱり生命のほうですよ、生命を守るという観点からすればですね、私はもうちょっと県のほうに積極的に働きかければいいのかと思っていますんで、この辺についても考え方を伺いたいと思います。

以上で2回目の質問終わります。

○議長（佐藤修二君）　こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君）　中学校の体育館の屋根の改修についてでございますけれども、こちらにつきましては、金額的なものにつきましては、計画をしている段階でございますので、詳しいことにつきましては、私自身も今幾らということは大変申しわけないんですが、申し上げられないところなんで

すけれども、多額の費用がかかると見込まれますので、そのために補助金の要望もしておりますので、そちらのほうでご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、ちびっ子天国の関係でお答えさせていただきます。

解体費につきましては、以前検討委員会の中で示した額でございますが、1億5,000万から約2億というような形で検討委員会の中でも示してございます。

あと、近隣の方の同意は大丈夫だったのかということですが、3月の下旬にですね、近隣の区長、それと駐車場の地権者につきましては、こちらで歩かせていただきまして直接休園するお話をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、2点目の土砂災害の関係についてお答えをさせていただきます。

急傾斜地の崩壊危険区域の指定につきましてはですね、急傾斜地の所有者や被害が想定される住民の方々ですね、お声も伺いながら、県とも現在の指定状況等も確認しながら、ちょっとご相談しながら対応できたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 10番議員、江澤眞一君。

○10番（江澤眞一君） ありがとうございます。ちょっとね、3度目のあれなんだけど、中学校の体育館の関係、補助金を要望するんであれば、まず幾らかかるかと思わないとですね、総体的に幾らかかって、じゃ補助金がどうもらえるんだとやないと、じゃ最初から補助金幾ら来るんだと。それから、後から後づけで、じゃそれに見合ったものをやろうかなというふうに私はとれちゃうんですね。そうじゃないじゃないですか。総体的に幾らかかるんだとまず思わないとですね、これ中学生議会からもですね、子供たちからも言われたじゃないですか、雨漏りするって。課長の今の答弁だと補助金がオーケーになったらやりましょうと聞こえちゃうんですね。それちょっと順序が違うと思うんですね。だから、総体的にね、見積もり出して、それからでしょうよ。補助金をいただいて。でしょう。財源がないから補助金いただきましょうというんなら、まず全体のことを思わないとですね、それじゃ前に進まないですよ、と私は思いますよ。それは、ちょっと今の答弁、私はちょっとね、おかしいなというふうに思いましたので、よろしく願いいたします。

それと、ちびっ子天国に関しては、じゃどういうお話をしたのか。その区長さんとか、その土地のね、駐車場等にやった人たち、どのようなお話内容したのかのを逆に聞きたい。それと、あと解体費用が1億5,000万から2億と、その幅がありますよね。これがいつごろこの試算を出したのか。というのは、今解体費用とかどんどん上がっていますのでですね、やはり直近のその解体費用というのもやらないとですね、もう基金がだって1億8,000万しかないんですよ。そうすると、ここではもし再開するとなれ

ば、耐震補強の工事をやらないとだめじゃないですか。そうすると、耐震補強とかいろいろもろもろやった場合にお金がかかるわけでしょう。そうした場合に基金がなくなってきちゃって、最後どうするのかという、私そっちを心配しているんですね。だから、できれば直近の今の解体費用どのくらいかかるんだと、それをまず出すべきだと私は思いますけども。その辺もあわせてもう一回済みません、考えをちょっと教えていただきたい。

あと、土砂災害についてはね、課長、そのとおりなんですけども、確かにね、その地権持っている土地の人たちのあれがもちろんあるんでね、それはわかります。だから、その辺の調査するといっても、でも43カ所もあるんでね、これ今の体制でできるかというね、なかなか厳しいですよ。職員がそれだけ全部やって、例えば県にアポをとったりして地権者と話したりとかという、あると思うんですね。そういった中でですね、もうどうしても危ない何カ所だけでも、ピンポイントでもまずそこから取りかかるよね。そこをまず決めるのが私先だと思っていますので、その辺をちょっと町のほうで精査してですね、ぜひ県のほうにやっていただくよう要望。これは要望ですので、お願いいたします。

じゃ、答弁2カ所だけお願いします。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 改修計画のときに見積もり等はつくっておりますけれども、それは、それが単にその金額になるわけではございませんので、詳しく幾らということではなくて、大きな金額で1億は超えるだろうというふうに見込んでおります。それで、文部科学省のほうの補助金につきましては、一応3分の1が、補助金の率として3分の1あるものというふうになっておりますので、そちらのほうに要望しております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私はちびっ子天国の関係でお答えさせていただきますが、最近の見積もりはとっているのかということではとっておりません。これは、あくまでも検討委員会の中で示したときのものでございますので、その辺は検討委員会の中で示した額となっております。近隣の区長、あと地権者にどのような形でお話をしたのかということで、行政報告でお話ししたとおり、本年度については、今まで指定管理者で運営をしておりました。ことしについては応募をしたんですが、応募がなかったことから10年を一つの区切りとして来年度は休園をさせていただきますという形でお話をしたところでございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、10番議員、江澤眞一君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時23分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

傍聴者に申し上げます。飲食は禁止されておりますので控えてください。

(午前10時35分)

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長（佐藤修二君） それでは、通告順に基づき、次に13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

通告順に基づきまして、まず1点目の道路問題についてお尋ねいたします。町道02—006号線の道路改良事業について、町長は線形が決定すれば住民に公表すると回答されておりますが、昨年12月にJR越えの設計委託発注で線形は決定したのかどうか伺います。先ほど同僚議員の質問で、町は今後慎重に関係機関と協議を進めていきたいということでありましたが、この道路決定はいつごろまでにしようと考えているのかお答えください。そして、決定はまだされていないということでもありますので、どんな問題があるのか、問題点について理由を伺いたいと思います。

次に、(2)点目の町道02—006号線は、通学路に指定されておりますが、国道296号線のオガワピーナッツ下から下った上郷地先の福美造園の下の狹隘道路は、平成22年の中学生模擬議会でも「改善してほしい」と指摘され、町長は通学路として安全を確保しなければならない道路であることを十分認識しておりますというお答えでありました。今日まで拡幅できない理由についてお答えください。

3点目ですが、町道1B—051号線、国道51号線から旧岩橋分校入り口付近の土地購入目的は、狹隘道路の解消と排水路の貯水施設とのことであるが、さきの6月議会で「今年度中に工事を行う」とお答えがありました。工事の予算も計上していない中で貯水施設を設置する、どんな貯水施設を設置するのか。また、貯水量はどのくらいなのか、具体的に伺います。そして、この問題については、昨日同僚議員からもございましたが、もう既に工事を発注したということではありますが、そこで伺いますが、工事の金額ですね。金額と、いわゆる2つの工事が行われます。拡幅と貯留施設の工事、その内訳金額もあわせてお答え願いたい。

次に、(4)点目です。飯積橋の改修について、工事の内容及び年度内に完成するのかどうか伺います。

次に、大きな2番目ではありますが、馬橋地区の盛り土崩落についてお尋ねいたします。(1)ではありますが、昨年9月の崩落事故から1年が経過するが、町管理の排水路はいまだに修復しておりませんが、現状回復の見通しについて伺います。

2点目は、町道の通行止めはいつ解除されるのか。

3点目は、水田の作付ができなかった農家への補償問題は解決したのか。また、印旛沼土地改良区への工事代金は解決したのか、あわせてお答え願いたい。

4点目は、佐倉市長熊区民集会での要望事項は解決し、区民の理解が得られたのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、大きな3点目ではありますが、尾上地先の高崎川に発生した大量の泡について。(1)では7月に南部地区の大型洗濯工場から発生した大量の泡の発生原因について、まず伺います。

2点目は、水質検査の結果について伺います。

3点目は、工場から高崎川までの間に排水管が埋設されておりますが、町が許可したものなのか、あ

わせて伺います。

次に、4点目であります。公共下水道が整備されているのに洗濯排水水を高崎川に流しているようですが、下水道に接続しない理由は何ですか、お答えください。

大きな4点目ではありますが、青少年交流の家についてお尋ねをいたします。1点目は、町の代理人と株式会社ヤマロク代理人との話し合いは、いわゆる弁護士を通じてやられてきておりますが、何回行ってきたのか。実施した年月日を伺います。

2点目、町長は「町には非がない」と、こうお答えされておりましたが、そこで町長に伺いますが、今でも町には非がないと思っておられるかどうか、お答えください。そうであれば、一日も早く解決するためにも昨日も同僚議員からありましたが、町長とヤマロクのトップ会談を行い、それでも前に進まなければ、まさに司法の判断を求めなければ前に進まないと思います。町の考えを伺います。

大きな5点目ではありますが、庁舎の耐震補強工事についてお尋ねいたします。アスベスト撤去、エレベーター設置、耐震補強工事は平成30年度に実施するのかどうかお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、13番議員、竹尾議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

4点目の青少年交流の家の建設問題についてのご質問であります。今後とも出来高精算による目的物の引き渡しについて顧問弁護士と協議し、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1問目の道路問題についての4点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の町道02—006号線道路改良工事についてですが、関係機関との協議が調っていないことから、線形の決定までは至っておりません。

2点目の町道02—006号線の現道拡幅についてでございますが、拡幅計画がないことから、平成24年度に路肩拡幅による待避所の設置と、平成26年度にすべりどめのカラー舗装を設置し、速度抑制を図る安全対策を実施したところでございます。

次に、3点目の町道1B—051号線につきましては、維持工事費の予算から現道の一部拡幅とあわせ、大雨時の流出抑制対策として雨水を一時的に貯留する施設を計画しております。貯水量は、およそ190立方メートルとなります。

工事の契約につきましては、契約金額としまして306万7,200円、拡幅工事と貯留施設の工事は一緒に施工する予定となっております。

次に、4点目の飯積橋の修繕につきましては、8月24日に工事契約をしております。主な工事内容につきましては、主桁の腐食を補うための仮受け台を両側に設置し、落橋を防止するもので年内の完成を目指しております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは2点目の馬橋地区の盛り土の崩落について、3点目の尾上地先の高崎川に発生した大量の泡についてをお答えさせていただきます。

初めに、馬橋地区の埋め立て事業地で発生した盛り土の崩落事故につきましては、町民の皆様には大変ご心配をおかけしております。町では損壊した町管理の排水路や町道の復旧について事業者側に施工計画書の提出を再三にわたり求めるなど、改善要望と勧告を続けてまいりましたところ、事業者側より去る8月21日に改善工事の着手に向け、早急に施工計画書等を提出し、予備調査に取りかかる旨の意向が伝えられたところでございます。このことから復旧時期の見きわめについては、計画書の内容を確認してからとなりますが、町としましては早急な復旧が実現できるように監督、指導してまいります。

また、水田の作付農家への補償及び印旛沼土地改良区に対します工事代金の支払い等の問題につきましては、事故直後より事業者に対して個別に対応するように指導してきております。

続いて、佐倉市長熊地区から寄せられた要望につきましては、再生土の放射能検査及び水路の水質検査であります。放射能検査及び水質検査のいずれについても基準値を超えておらず、異常がありませんでしたので、その旨を地元にお伝えしたところでございます。

次に、3点目の尾上地先の高崎川に発生した大量の泡についてでございますが、泡の発生原因につきましては、事業者に取り組みをしたところ、汚れのひどいものに対し実験的に洗剤の量をふやしたためとのことでした。水質検査につきましては、千葉県及び町が行った検査において基準値を超えるものではありませんでした。排水管の埋設につきましては、のり面及び道路の管理者である町が許可しております。公共下水道区域において排水を下水道に流さない理由についてでございますが、事業者より下水道法第10条ただし書きの規定による申請があり、工場排水を自己の処理施設において浄化し、当町の下水を処理する花見川終末処理場の処理水に定められている水質基準を確保した上で高崎川に排水することのほか、関係法令に違反しないことを条件として承認したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは4点目の青少年交流の家の町の代理人とヤマロク代理人との話し合いについて回答させていただきます。

話し合いの回数につきましては、昨年の全員協議会でお示ししたとおりでございますが、ヤマロク代理人弁護士より3回、町代理人弁護士より3回それぞれ文書により通知がございました。実施した日付は、ヤマロク代理人弁護士から平成28年5月9日、8月19日、9月15日の3回です。町代理人弁護士からは、平成28年4月8日、5月16日、8月9日の3回でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは5点目の庁舎の耐震補強工事につきましてご答弁させていただきます。

役場中央庁舎の耐震補強工事等の大規模改修工事につきまして、平成28年度に策定いたしました酒々

井町個別施設計画では、平成33年度までの計画期間内に着手するよう位置づけており、実施に向けて検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。まず最初に、道路問題について質問させていただきます。町道の02—006号線、町は昨年に委託をいたしまして、これだけの大きな資料が、報告書が提出されました。私、これ資料請求してとったんですが、職員の皆さんには大変ご苦労おかけしましたけども、これ私いろいろ見てみまして、この中でいろいろ感じたことについても質問させていただきますが、その前にですね、私思ったんですが、私、さきの6月議会ですね、町道02—018号線、いわゆる中央台1丁目から消防署へ続く道路ということで、もう前から議会でも要望がされ、これについては、平成26年に詳細設計ができました。これの問題について、私、今回のこの設計委託によってJRの越えるのはオーバーでの取りつけできるのかということは何ったわけですが、これに対して、6月議会では町のほうからはこんな回答でした。JR線路の横断方法の選定に当たりましては、この道路の計画を進める上で基本的な要素であり、慎重に検討を進める必要があると考えております。このような6月議会。もう既に報告書が出ているわけですね。報告書、私見ますと、ここにですね、こう述べているんですよ。いわゆる町道02—018号線詳細設計業務委託計画されておりますということで先ほど言いましたけども、消防署へ続く道路はもう既に詳細設計できて、それに基づいて用地買収も一部始まっているわけです。私、今回の報告書で委託によって取りつけがどうなのかということは何ったわけですが、この報告書によりますと、最急勾配が13.5%となり、上り坂可能勾配を越えてしまうため、交差点位置の起点側に移動させることはやむを得ないこととしたということは、起点側ということは、51号、いわゆるパーミヤン側に移動しなければ取りつかない。このような今回の報告書で出ているわけですね。そうなのですね、私が6月議会でも聞いてもですね、先ほど言ったように慎重に決定したいと。まさに私ね、議会軽視甚だしいと思います。多額の設計予算を使って調査して、結果が出たわけですから、それについては議会と町民に知らせる。ごく当たり前じゃないですか。私、見ますと、この006号線の設計予算、これまで5回、26年度から始まって5回やっているんですよ。5回のこの設計費幾らかというと、2,167万5,600円、もう既に設計費でかけているんですよ。このかけた結果については、まさに町民の財産なんですから、議会と町民に知らせる。ごく当たり前じゃないですか。さきの議会でも聞いても答えない。隠す。先ほども同僚議員からも、昨日もありましたけども、最近町長の提案される議案が2案が反対され、否決された。というような話で、その原因は何かと。議会で質問しても答えない、丁寧な説明がない、情報を開示していない、こういう意見が昨日からきょうの質問の中でも指摘されております。私は、まさに情報隠蔽だと。税金を使って情報を得たのに町民と議会に報告すらしない。これでは議会としてもですね、この道路が適正なものかどうか判断がしやうがないじゃないですか。そして、何よりも中央台からの消防署へつける道路については、もう多くの議会でも以前から質問がされ、ようやく詳細設計が終わって27年度から用地買収を進めておる。そういう中でですね、これ取りつけられるということであれば、どうせ変更するのか、どうなのか。今回の報告書では赤く路線が変更して書いてありますけども、そうしますと消防署の前の住宅にすっぽりかかるよ

うな。だから、今まで多くの皆さんがですね、あの道路真っすぐにしてほしいということで要望していたのに、これではつかないという、またクランクをつくるという、こういうような状況だと思いますけども、その辺については町としてどう考えているのか。

それからですね、同じ、いわゆる006号線の問題について、私思うんですが、報告書を見ますと、26年の9月に最初の路線の設計委託をしております。6号線以外、3路線の道路予備設計業務を529万2,000円で26年9月に発注しております。これ見ますとですね、今回のやつを見ますと、町道2B-058号線の設計は何のために行ったのか、その058号線というのは東酒々井2丁目のどうぶつ公園のところに着く、いわゆるもとの農協のエコープから真っすぐ行っているどうぶつ公園に交差する道路を真っすぐに田んぼへおりて、今回計画されている道路改良事業に交差させるといふ、こういうような道路ですけども、私びっくりしました。これについては、これまで一度もこういう道路をつくるという計画も何もないんですね。そして、この酒々井町都市マスタープランの中でも、全くこの006号線についてはありますけども、この今言った東酒々井のどうぶつ公園を潰して真っすぐに田んぼへおりる道路計画がここで示されておりますけども、このマスタープランにもない。上位計画にもないのに、これは誰の要望でこの道路が計画されたのかお答えください。

次に、この報告書ではですね、この006号線の道路予備設計、JR軌道横断部業務委託ということで、概算工事費という項目があります。業者は、田んぼはどのくらいかかる、宅地はどのにかかると全部調査し、概算の工事費を出したわけですけども、これについてはですね、私がいただいた資料、黒塗りです。ですから、私、概算工事費幾らなのかお答え願いたいと思います。でないと、私たち議員としてもですね、費用対効果等を判断する重要な資料ですので、お答えを願いたい。

次に、最後にですね、006号線のこの報告書見ますとですね、課長にはこの報告書をきょう持ってくるようお願いしましたのであると思いますけども、ページで行きますと18ページにですね、平成27年検討でのコントロールポイントということで、⑥番にこうたってあります。町道02-006号線の終点側取りつけ位置の変更。変更したとね。バスターミナルの計画位置に合わせ、過年度計画より取りつけ位置を変更したという報告書がございますけども、このバスターミナルというのは誰が計画されて、町がその計画書を持っておるのか。当然委託受けた業者さんは、そこにバスターミナルができるとか、そういうものは当然知らないわけですから、当然町からの今回の設計する上での資料を貸し出した。そういう中で、これがあるから変更したと思いますけども。ということであれば、じゃ誰がこれ作成されて、バスターミナルの当然面積もあると思いますけども、具体的にお答え願いたい。

次に、狭隘道路の問題についてお尋ねします。昨日も同僚議員からお話がありました。いろいろ質問、昨日のやりとりの中でですね、いわゆる狭隘道路だけ、拡幅だけやって貯水施設は後回しにするというようなきのうの段階でした。しかし、先ほど答弁がありましたように、既に2つの事業の入札が行われております。この道路、大変あれですね、私皆さんから言われましたけども、これ、用地が379.04平米で1,193万9,760円、平米単価が3万1,500円、大変ひよろ長い使い道のないような土地ですけども、これが26年度に町は購入しているんですね。そして、私早く目的に沿って工事をすべきだということで昨年12月議会でも質問しましたが、「当面は現状で管理していく」ということでありました。そして、再度この6月に議会で「いつやるんだ」という質問に対して、町長は「今年度中に工事をを行います」と。

町民の貴重な税金を使ってですね、26年度に購入したのですね、何年も放置して、そして今度いざやろうとしたら、じゃ貯留施設は今回やらない。全くつじつまが合わないじゃないですか。中川の下流の水害を防ぐために、貯留施設は重要なんだと。このように議会で町長が答弁している。これ、購入すること自体もいろいろ地元の皆さんからありますけども、少なくとも買ったんなら、その目的に沿って中川の水害を防ぐということであれば、当然十分検討して工事が発注できたんじゃないですか。期間は、十分あったんじゃないですか。何か後でつけ足すようなやり方、計画のないやり方だ、きのうのやりとりも聞いて思いました。先ほどの答弁でも貯留量は190立方と。本当に貯留を考えるなら、私はこの狭い敷地ではありますけども、300平米の全体を貯水槽にして、その上に拡幅をしたら本当に費用対効果から考えてもですね、必要じゃないかと思えますけども。今回貯水槽についてのやらないという、きのうの答弁ありましたけども、私はむしろ十分検討して、この際やらなければ、きのうもありましたけども、後回しにするようなですね、困った問題を後回しにする。これ、できなくなりますよ。きのうも地元の議員さんが言っていましたけども、地元の皆さん協力しますよと。流末までやってくださいと。町はそこまで考えているんなら、地元の皆さんに丁寧に説明し、今回の事業、今年度中にきちっとした目的に沿ったものをつくるべきだと。その点について再度お答えを求めます。

次に、馬橋地区の盛り土崩落について。先ほど課長のほうからお答えがありました。8月の21日に予備計画書を提出するということを約束されたということでもありますけども、予備ですからね、計画書、これ8月21日に届いたんですか。出しますという約束なんですか。もう約束であるならば、いつまでに提出することになっているんですか。その辺、今まで何度もこの1年間再三勧告して2回も文書で改善するようメールを出してきたけども、何にもやっぱり進んでいないじゃないですか。この計画書がいつまでに提出され、いつまでにもとどおりの現状復帰させるのか、その辺の目安、見通しについてあわせてお尋ねいたします。

次に、大きな3点目の尾上地先の高崎川の発生した大量の泡について、3番目の工場から高崎川までの排水管が道路に敷設されておりますが、町が許可したということでもありますけど、これは当然といいますと、条例に基づいて埋設料はいただいているわけですけど、確認します。

それから、4点目でもありますけども、公共下水道が整備されているのに浄化した水だとはいえ、高崎川に放流し、そして先ほどお答えがありましたけども、汚れたものを実験的に洗剤をふやして洗濯したために泡が発生したという、多くの皆さんが高崎川から田んぼへ水を引いているわけですから、やはり幾ら水質検査で大丈夫だと言われても、当然公共下水道があるんですから下水道に流させろよ、そうすべきだと思うし、私もこの問題で県の環境課へ行きまして、下水道あるのになぜあれですかと。やはり下水道に流すことが好ましいですと、こういうふうなお答えでありました。ですから、下水道へ流していれば、こういう問題発生しなかったんですよ。聞くところによりますと、下水道へ流すよりも高崎川に流したほうが経費が安上がり、だから高崎川に流した。こういうような話も聞きましたけども。公共下水道入っていないならやむ得ないんですけども、入っているわけですから、下水道につながるべきだと思いますが、町の考えを伺います。

交流の家の問題についてお尋ねします。いろいろ今回の議会でも、私含めて4人の議員がこの問題質問しております。全くこれまでと同じ答弁で、前には一歩も進んでおりません。一番迷惑をこうむって

いるのは子供たちであるという。であるならば、先ほど町長も同僚議員に答弁したときと同じ弁護士を通じて適切に対応してきた。全然適切に対応していないんですよね、これ。全然前に進んでいないわけですから、前を進む方向をやっぱり検討すべきじゃないですか。何よりもやっぱりまず第一に危険な建物で子供たちをいつまでも使用させるべきではありません。これは契約してですね、1カ月とか2カ月延びてですね、それまで我慢してということであるならば、まだ町の対応についてもですね、何かあっても、事故があっても、皆さんからやむ得ないかなというふうに思われるかもしれませんが、もう1年半もですね、危険なところに子供たちを追いやっている。私はですね、子供の安全のためにも代替施設譲ってもらおう、これが必要だと思いますけども。町長自身が、この議会でもこれまで述べているわけですよ。現在の建物は耐震不適格物件、危険な物件と町長が答えているわけですから、私は管理者として当然使用中止を判断すべきではありませんか。そして、何よりも子供たちの代替施設を確保する、そして使用を中止する。飯積橋は、そういうふうに町長言ったんじゃないですか。危険だから通行どめしたんだと。行政としての確に行ったという、答弁しているんじゃないですか。もし、これ何か事故でもあったら大変なことですよ。子供の命にかかわることですから、ぜひ代替施設を確保して使用をまず中止すべきと思います。まず、その点についてお考えを伺います。そして、もう一点先ほど言いましたけども、ぜひトップ会談をして、進まなければ司法の判断を仰ぐ。ぜひこれ任期中にやってください。お答えください。

以上で2回目終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 私からは、青少年交流の家について2回目の答弁をさせていただきます。

工事を施工していて工事代金の請求がないという不思議な会社であると思っておりますが、工事の請求契約を坪単価60万9,000円で締結し、前払い金の請求もなく工事着手し、外観からは建物が概成しているような中で、建坪及び使用について契約時との差異がなく仕上がっているものと認められるが、2倍余りの坪単価126万7,000円の変更増の要求をしており、その明細も示されず、さらには契約を解除する旨の通知をしてくるといった経緯があります。そのようなことから、双方とも弁護士を立てて対応することとしておりますので、あえてトップ交渉する余地はないものと考えております。仮にどちらかが申し入れてトップ交渉をした場合、双方とも弁護士の活動への混乱や妨げになりはしないかということも考えられる次第でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の道路問題と3点目の高崎川の大量の泡のご質問の3点目についてお答えさせていただきます。

まず初めに、道路問題のほうでございますが、先ほど議員がですね、委託の関係、設計で5回というご発言ございましたが、設計のみではなく、路線測量や地形測量、こちらも含まれておりますので、その辺はお調べになられたと思いますので、おわかりだとは思っておりますが、ここでちょっと訂正させていただきます。

それでは、まず02-006号線と中央台のほうから来る道路、この辺の取りつけの関係のご質問でござ

いますが、こちらにつきましては、道路線形がまだ決定している段階ではございませんので、慎重に検討を進める必要があるというふうに考えております。

それから、都市計画のマスタープランにない道路の取りつけということでございますが、本線の設計にあわせて取りつく町道につきましては、利便性なども考慮しながら計画していくものでございますので、本線は都市マスタープランに位置づけはしてございますが、その他の取りつけ道路につきましては、設計していく中で決めていくものと考えております。

それから、次に、概算工事費につきましては、道路線形が決定した後にお示しできるものと考えております。

次に、議員がお示ししました資料の中のバスターミナルの計画でございますが、具体的な計画はなく、インターチェンジも近いことから一つの構想として打ち合わせたものと認識しております。

次に、3点目の高崎川の大量の泡の関係でございますが、3点目の町の町道等ですね、埋設に係る占用料についてでございますが、町道も、法定外施設も、緑地につきましても、それぞれ占用料をいただいております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 私からは、馬橋の盛り土の崩落事故の関係で施工計画書はまず提出されたのかということですが、まだ提出されておられません。早急に提出されるようこちらから再三、指導するようにしております。その施工計画書が提出され次第、内容を確認してですね、早急な復旧ができるように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） それでは、私のほうからは、3点目の尾上地先の高崎川に発生した大量の泡について、その4点目でどうして下水道へつないでいないのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、先ほど回答しましたとおり、下水道法第10条ただし書きの規定による実は申請がございまして、その10条と申しますのは特別の事情により下水道管理者の許可を受けた場合となっております。実を申しますと、こちらにつきましては、もう裁判事例が実は出ておりまして、公共下水道の管理者の裁量に委ねられてはいるんですが、工場等で適正な処理を行っているにもかかわらず、それを禁止するには不平等、不公平をもたらすもので、下水道管理者の裁量を超えた違法なものという実は裁判事例がございまして、これにのっとり申請されておりますので、下水道課といたしましては、それにのっとり許可を出し、ただし条件をもちろんつけてございます。その条件の主なものとしましては、まず下水の水質につきまして、処理区の終末処理場からの放流水と同等以上であること。それから、水質汚濁防止法の水質基準及び農業用水の基準を満たすこと。それから、水質基準を恒久的、安定的に遵守可能な処理施設を有すること。それから、処理施設は月2回以上メンテナンス業者による点検を実施すること。それから、あと1カ月を超えない期間ごとに1回以上検査することで、その検査結果をその都度上下水道課に提出することというような条件で実は許可をしております。

私のほうから以上です。

○議長（佐藤修二君） 傍聴者に申し上げます。飲食は禁止されておりますので、控えてください。再三注意しても続ける場合は、退場を命じることになります。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、2回目の質問ですね、概算金額お答えください。これは、まさに詳細設計なら答えられないということありますけども、概算設計ですから、当然答えられると思いますので、お答え願いたい。関係機関と協議してということでもありますけど、決定するということでもありますけども、いつごろまでに決定するのか見通しについてあわせて。

バスターミナルの件については、打ち合わせで話が出たという話ですけども、打ち合わせですね、私ここにも打ち合わせの全部ありますけども、そういうこと全然打ち合わせていないんですよ。これは、どこかから計画があって、それを委託業者に渡したから委託業者はそれに基づいてやったんじゃないですか。インターに近いから何であそこにバスターミナル、そんな答弁ありませんよ。どこかからバスターミナルの計画があって町に出ているんじゃないですか。出してください。～（終了5分前のベルの音あり）～

あともう一点。

○議長（佐藤修二君） 竹尾議員に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、質問は簡潔にお願いします。

○13番（竹尾忠雄君） はい。あと、いわゆるこども議会で出た狭隘道路の問題、先ほどの答弁ですね、計画がないからやらない。計画がないから、先ほどの東酒々井の問題だって、どうぶつ公園からの計画もないのにやっているんじゃないですか。計画すればいいんじゃないですか。もう子供たちから、もう学校からも、PTAからも出ているんですよ。町長も認めているんじゃないですか。ぜひ拡幅を、子供たちに約束したわけですから、子供たちから不信、政治不信にならないように、ぜひ計画して拡幅していただきたいと。

以上で終わります。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の道路問題につきましての質問にお答えいたします。

まず、町道02—006号線の道路改良事業の関係でございますが、概算金額につきましては、まだ線形が決定していないということもあり、今後決定していく後にお示しできるものと考えております。

次に、関係機関との協議のご質問でございますが、これにつきましては、関係機関と進めていく中でいつごろというところは、今現在のところですね、見通しは立っておりません。

次に、バスターミナルの計画の関係でございますが、こちらにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、一つの構想として打ち合わせたものということで、町としましては、あらゆる可能性について検討していくことは重要なことだというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前11時33分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 零時 58分）

◇ 地 福 美 枝 子 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、さらに14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福です。一般質問、私、最後になりました。

このところいろんなことが起きているんですが、前段に余り長い話はしないつもりではいますが、ことしですね、いろんな気候の変動があって、寒かったり、暑かったり、そういう中で自然災害の中で命を落とした方とか財産を失った方に対しては、本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

昨日の質問の中にタイムラインというようなこともありましたけれど、本当に自然災害に対する対策を心してやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、1回目の質問をしたいと思います。今回は5点にわたって質問いたしますが、最初の町長の政治姿勢についてということで出しました。今まで個々にいろんな質問をしたんですけど、政治姿勢についてという形では私は初めてなんですけど、昨日も、きょうもですね、最近の議会の説明について云々というようなことが出されました。それは、議員皆さんが感じていることでもあろうと思います。そういうことも含めてですね、町長はことしは改選があるわけですが、この4年間どんなふうに町長は思ってこられたのか、幾つかについてお話を伺いたいと思います。

まず1つ目にですね、町長はこれまで子育てに力を入れる。千葉県一の福祉の町を目指すというようなことを時々おっしゃっていました。町長の公約でもあると思うんですけど、これまで中学3年生までの医療費だとか、最近では学校給食の第3子の無料化だとか、これから建てるであろう子育て支援施設だとか、そういう点ではるる努力をしている部分については評価をしたいというふうに思っております。そういう点でですね、最初にお話ししました子育てや、それから千葉県一の福祉の町を目指すんだという点で、町長自身としての評価はこの4年間どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

次にですね、私はこれまで平和の問題について、非核の問題について酒々井町の平和宣言についてなど平和の問題幾つか取り上げてきました。その都度ですね、なかなか町長の平和への思いが伝わってこない。本音を言わないといいますか、いろんな事情があるのかわかりませんが、その点でですね、平和への思いなど国策にかかわるようなことについては、ご自身の考えは余り示してこなかった。国と同様な考えだからなのか、違うのか、政治家としての思いというかな、そういう考えは示しませんでした。周辺への配慮があるのか、差しさわりのあるのか、ペナルティーがあるのかわかりませんが、なぜ、首長としての町民の平和への安全、私たち町民の暮らしの安全について背負っているわけですから、その点についてなぜ示さないのか、改めて伺いたいと思います。

次に、この3番目のお話も昨日もありましたし、同僚議員から何人か出されたのはよくご存じだし、なぜかということも当然あると思います。否決された議案、当然これは町民からも、議員からも議会が得られるであろう議案が否決された原因は説明不足という点です。共産党はどんな案件でも、どこが出

した問題でも町民の利益になるのであれば、十分考えて賛成の立場を表明します。私は議員ですから議員として知るべきことを知っていかなければならないことを質問するわけですけど、その判断する材料に説明がなければ判断できないというのがどの議員も同じだと思いますが、十分に説明がなされていないところが非常に最近目立つわけですね。私は25年ぐらい議員はやっているわけですが、今まで十分な説明があったのかと言われれば、なかなかそうはいかないこともありました。しかし、私たち議員は私も最初のときよりも幾らか育ちましたから、議員として、ですから、やっぱり判断になる材料、説明がなければ判断できないと。それは、きょうの竹尾議員の質問においても、ほかの方の質問においてもそういうようなことがありましたけれど、最近のその説明の不足、不足と感じていないのか、余り言うといろいろ突っ込まれるから言わないのか、いや、そんなふうには考えていたわけではないのか、判断は全く私はできませんけれど、十分な説明責任は当局にあるわけですから、それじゃなければ議員として町民に私が説明することができないです。議員の役割は果たせないんです。ですから、十分な説明は町民に対する説明であるということを肝に銘じてほしいと私は思います。そういうことがここ多々起きておりますので、それについて、どう町長はお考えなのか。昨日、副町長はお答えされましたよね。十分な説明をしますよというようなことを副町長がお答えされました。それは当然のことです。当たり前の回答だとは思いますが、最近の議論されて、指摘された問題も含めてなぜ否決されたのか、その点も含めてその議会や議員に対する説明について、どのようにお考えなのか、町長お答えいただければと思います。

町長の政治姿勢についての4番目なんですが、政策秘書室というのがあります。私も認識不足で、それは何なのかというのがよくわかりませんでしたので、改めて政策秘書室なるものを、その役割を教えてくださいとまず思います。政策秘書室から広報みたいなものが出ました。私もちょっと見ましたけれど、政策の具体的に町民にわかっていたかのように載せたというようなことらしいんですが、この政策秘書室から出た文書も含めて、その政策秘書室の役割、それから予算、どんなことをしてどういう目的で行われているのか、まず伺いたいと思います。

次に、国民健康保険、この制度の県単位化について伺いたいと思います。昨日も試算結果ですか、経過ですね、このAプラン、Bプラン、Cプランという形で報告がありました。最終的な結果でありませんけれど、大体酒々井町は国保の保険料が引き上がる団体になっていました。結果が出ているわけではありませんので、それ以前の問題で国保のその県単位化について伺いたいと思います。現在、国保加入世帯約3,500世帯ぐらいですか。そのうち8割は所得が200万円以下なんですよ。その中で無職、非正規労働者、これも増加していると思います。それが最近のもう全国の状況ではないかと思いますが、このような状況の中で県単位にするということの国の目的について改めて伺いたいと思います。そして、住民、国民といいますか、町民にとってどんなメリットがあるとお思いなのか伺いたいと思います。

次、2番目ですが、現在仮計算ですが、試算をしている状況なんですが、昨日数字は示されました。これから、また最終的に結果が出てくるわけですね。そういう中で、今現在で先ほど言いましたように、酒々井町は保険料が、保険税が引き上がる。数百円程度かとか、1,000円以下じゃないかみたいな話ありますけど、でも現時点では引き上げられる状況のようです。そういう中で結果が出た場合、いずれ結果出るわけですね。酒々井町は上がる団体という形で出る可能性大きいんですが、酒々井の町民に、特

に国保に入っている人たちに対してどのように伝えていこうと思っているのか。そしてですね、引き上げざるを得ない状況が非常に濃い状況ですけれど、引き上げざるを得ないとなると、酒々井町の納付金額が大きくなる。要は平たく言えば大きくなって、これはもう引き上げないとだめかなと。いや、引き上げない、個々の町民に対して負担を課さないようにするのかどうか。住民に負担を課すのかどうか、それは仮定の問題で答えられませんと言われそうですけれど、今の状況で行くとどうしても引き上がる状況に今なっているわけです。昨日のプランによっても引き上がる状況になっているわけですから。仮定の話ですけれど、でもやっぱりもしですね、引き上げざるを得ない状況になった場合は、どういふふうを考えるのか、それをまず伺いたいと思います。住民負担にするのかどうか。

次に、3番目ですね。今県が示している仮計算ですね。県の方針など、今の状況をやはり町民に知らせていく。そのために広報だとかあるわけですし、スケジュールだとか議論の状況だとか、住民の要望を聞く、そういうことも必要ではないかと思いますが、その辺はどういふふうにお考えなのか伺いたいと思います。今でさえ国保税非常に払いやすいという人は誰もいません。高いんですね、収入からの割合からすると国保税現在でも高いわけですけれど、町民はどのように考えているかやっぱり聞く必要があると思いますので、その辺どう結果が出た場合、どういふふうにしていくのか。今、今後どのようにしていくのかなど、状況を知らせるといふ点について、住民の声を聞くといふ点についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

次に4点目なんですが、保険料の賦課決定。要は税金を決める、保険税の決定はあくまで県ではなくて、町にあるということ。たしか6月にも伺ったと思うんですけど、決定権は町にあるんです。ということで、そういう認識で町も動いているのか。それも確認をしたいと思います。

国保の最後のお話ですが、今でさえ高い国保税だといふふうにお話ししました。誰が聞いても高いと。そういう中でですね、酒々井町は制度外繰り入れは今はしていません。ほかの市町村で少しでも下げるために制度外繰り入れをしているところもありますけれど、そういうことから考えると、今でさえ高いのに、これから高齢化の中で国保に入る方もふえてくるかもしれませんが、独自の減免制度、今ありません。制度外繰り入れもしていません。ですから、高いままの酒々井町の国保税です。今回のその試算の結果、またちょっとでも高くなる、今でも高い。そういう中で軽減策を講じるべきではないかといふふうに思うんですね。制度外繰り入れも、それから減免制度を創設すると。国の法律では、国保税の法律では、前も何度か言いましたが、法律の44条とか77条で医療費の減免とか国保税の減免とか、法律ではあるんですけど、なかなか活用ができない酒々井町になっていますので、その点独自の減免制度をやっぱり創設すべきじゃないか。制度外繰り入れも考えるべきじゃないかといふふうに思いますが、その制度外繰り入れについて国からいろいろあるようですが、それも含めて伺いたいと思います。

次に、3点目ですが、介護保険制度の全般においての話もあるんですけど、今回は介護保険制度の中での認知症の対応についてだけ伺うことにしました。実情の把握ですけれど、先般ちょっとそういう話もありましたけれど、つかもうと思えばつかめるみたいな話がありましたけれど、その辺どの程度まで実際つかめているのか伺いたいと思いますが。認知症は、ますます高齢化の中でふえていく。私も、もう高齢者ですから、いつ認知症になるかわかりませんが、相談窓口で、どうも親が、あるいは夫が、妻がおかしいと、少し違うんじゃないかと思って相談に来られた場合、どういふ対応をしているのか。

なぜ聞くかという、ほかの市町村でも、酒々井町もどうかわかりませんが、どうも介護を必要とする人ではなさそうな場合、チェックリストで行っているところも多いと聞きます。酒々井町は、相談窓口の対応としてどういうふうにされているのか、まず伺いたいと思います。それで、なぜ聞くのかという、認知症の場合はチェックリストではわからない、発見できないんですね。そのまんま放置されてチェックリストで終わってしまうと重症化する。ますます進んでしまっただけからどうしようかと、次来るので、要介護認定を進めてほしいという話なんです。酒々井町はどういうふうに行っているのかなと思いましたので、聞くことにしました。どうも見た感じ元気そうだし、要介護必要ないというふうに町職員が判断をしたら、認定、要介護認定まで言わないで、チェックリストだけで済ませているんじゃないか。あるいは、要介護認定したほうがいいですよという助言をしているのかどうか、その実態を伺いたいと思います。

次に、大きく4点目なんですが、子ども・子育て支援施設。もうそろそろ工事に入る状況になっているかもしれませんが、この成り立ちについていろいろとある施設ではありますけれど、この支援施設をつくるに当たって、もう設計もできまして私も見ました。そういう中で感じたこと、私は設計に加わっているわけじゃありません。でき上がった図面を見るだけなんですけれど、この施設建設に際して、どのような規模で、どんな機能を考えて設計したんでしょうか。現在あいあいルームがあります。週何回かある中で、参加人数も大体来る人も限られているのかどうか大体の希望、どのぐらい来るかというのも当局はわかると思いますけど。そういう中で、範疇での施設建設なのかどうか。まず、そこを伺いたいと思います。

そういう中でですね、2つ目にはこの施設で前にも何度か示していますから、改めて3つの事業云々と言っていましたから、改めて伺いたいと思います。どんな事業をするのか。そういう中でファミリーサポートセンターの実施も予定していますけれど、その見通しについてどういうお考えなのか伺いたいと思います。

次に、3点目ですが、以前大雨の際に保育園の前がもう池のようになりました。これは、大変だということで、何とかしなければと当局もお考えだと思いますけれど、今度新施設について、雨水対策、治水対策はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。それとですね、自然エネルギー、今小中学校に太陽光パネルがついていますけれど、それについて新施設は考えなかったのかどうか。今後考えるのか、全く考えていなかったのか、その点についても伺いたいと思います。

最後に、何度も聞いている話なんですが、就学援助はもう何度も伺いました。じゃ、国の方針というか、通知も来ています。そういう中で就学援助の入学準備金の金額も国の示す金額、小学校4万幾ら、どちらも、中学校もちょっと多いぐらいの4万台なのですけれど、以前から比べるとふえましたけれど、その前倒しについても可能だということで県内でも前倒しについて来年から行いますという市町村もふえてきました。どんどん今ふえてきています。酒々井町は、以前のそのキャラバンの中で6月支給というふうに酒々井町はなっています。今後検討するということなんです。来年3月あるいは2月、3月前倒しするのか、来年も検討するのか、その点で具体的に実施について、いつの実施をしようと考えているのか、ぜひ伺いたいと思います。

以上で、第1回目、5点について質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、14番議員、地福議員からは5点の質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援と福祉のまちづくりについてですが、子育て支援事業については、中学校卒業までの子ども医療費助成制度を初め、子育てコンシェルジュによる利用者支援事業、あいあいルームなどの地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業などの実施とあわせ、さまざまな母子保健事業の展開、さらにこの9月から実施いたします第3子以降の給食費無償化等により子育て世代の包括的支援の充実を図ってまいりました。そして、建設を進めております子ども・子育て支援施設の供用開始により、さらに酒々井版ネウボラとしての利便性や機能性の向上、充実が大きく図られるものと考えております。

また、町民要望の第一となっておりました病院の誘致が決定し、地域住民の健康や福祉の向上に貢献する医療法人社団千葉光徳会中沢病院との包括的連携協定の締結や福祉タクシー事業の利用拡大等、福祉の充実にも努めてまいりました。これまで行ってまいりました施策とあわせ、着実に進めているものと考えております。

次に、平和問題についてですが、平和であることは大切なことだと考えております。これまで安全保障関連法案や憲法改正等についてご質問いただきましたが、地方自治の本旨である住民に身近な政策に関する案件ではないため、公的意見については国権の最高機関である国会の動向について今後も注視してまいりたいと考えております。

次に、議会、議員に対する説明責任につきましては、昨日の濱口議員へのご答弁のとおり、これまで提出議案に関することや、各種町の計画（案）など、機会を捉え全員協議会等で説明を行ってまいりました。しかし、6月議会定例会及び7月臨時議会における一部議案について、議会の皆様のご理解を得られなかったことにつきましては、非常に残念に思うところであり、今後執行部においてはプレゼン能力をさらに高め、説明を工夫するなど議会の皆様にご理解を得られるよう、よりわかりやすい説明に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、私からは続きまして4点目の政策秘書室はいつから設置されたか等のご質問にお答えさせていただきます。

町におきまして、平成19年度に限られた職員の中で連携して最大の効果を発揮するために組織の検討見直しを行い、翌年度の平成20年4月1日に民間経営の視点を行政に反映するため企画政策課を経営企画課に改編した際に、担当する業務に合うように、それまでの秘書室を現在の政策秘書室に名称を変更したところでございます。また、業務内容につきましては、秘書業務、重要施策の総合調整、政策立案等の調整、町議会議案等の調整及び儀式、ほう賞などを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、2つ目の国民健康保険制度の県単位化についてと、3つ目の介護保険制度における認知症についてお答えさせていただきます。

初めに、2、国民健康保険制度の県単位化についてでございますが、1点目の国の目的でございますが、平成30年度から国民健康保険制度改革は、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することを目的としております。また、県内の統一的な国保運営方針により市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化が推進されることとなります。

2点目の保険料については、町が徴収した保険税を県に納付金として納めることとなりますが、その納付金の算定に当たっては、国からの追加公費の反映や激変緩和措置など試算の段階でございます。

3点目の県の国保運営協議会については、県内の各支部から選出された被保険者4名を含む14名で構成され、千葉県国民健康保険運営方針や保険料の標準的な算出方法などについて協議が進められております。また、県のホームページでは国保運営協議会の会議結果の公表、さらに国保運営方針につきましてパブリックコメントが実施されたところでございます。

4点目の保険料賦課決定などの権限につきましては、町の保険税率等は酒々井町国民健康保険税条例で定められておりますので、改正する場合は町議会の可決が必要となります。

5点目の保険税の負担につきましては、今後県から提示される試算結果に基づき、保険税率等を検討することとなりますが、町国民健康保険運営協議会の意見等を踏まえながら、被保険者の税負担を考慮し、町国保の安定した財政運営が図れるよう保険税率等を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、3、介護保険制度における認知症についてでございますが、平成28年度末における介護認定者763人のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ a以上の認知症と判断される人は391人で、介護認定者の5割を超えておりますが、介護認定者以外の高齢者の中にも潜在的な認知症の方も相当数いると思われますので、人数の把握はできておりません。

また、相談窓口での対応につきましては、町が委託しております地域包括支援センターが高齢者の総合的な相談窓口として認知症も含めさまざまな相談に応じており、必要に応じて適切なサービスや関係機関への利用につなげる支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、子ども・子育て支援施設についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援施設の規模や機能ということでございますが、規模につきましては、利用者を1日当たり40人程度と見込み、遊戯スペース、食事のためのスペース、キッチン、幼児用トイレ、会議室、事務室が主な施設となります。また、外遊びができる庭と砂場を設けることとしております。機能面としましては、親子の交流を促進し、身近な場所で保育士等へ子育ての相談ができる場所として子供の健やかな育ちを促すとともに、保護者の不安を軽減し、育児の孤立を予防いたします。また、ボランティアを積極的に活用することにより、多世代の交流を促進し、地域全体での子育てを進めてまい

ります。

この施設で実施する事業ということでございますが、こちらの事業につきましては、現在あいあいルームで実施している地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業に加え、ファミリーサポートセンター事業を実施いたします。内容としましては、自由な遊びによる親子の交流、読み聞かせなどのボランティアによる活動、お誕生会などのミニイベント、子育て支援講座のほかに新たにキッチンを活用した離乳食教室の実施や、隣接する岩橋保育園の園児との交流、ファミリーサポートセンター事業の説明会や研修会の実施、さらに保健センターと連携して保健センターの保健師、栄養士、歯科衛生士が子育て講座や相談を行いたいと思っております。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、現在活動は始まっておりますけれども、協力会員の確保が課題となっております。今後も積極的な広報活動を続けて会員数の増加を目指して取り組んでいるところでございます。

3つ目の治水、雨水対策というご質問でございましたが、こちらの施設につきましては、保護者とお子さんが利用する施設ですので、大雨というようなときの利用は余り、余りといいますか、利用は見込んでおりません。またもしそのような気候ということであれば、利用者さんに危険がないように配慮したいと考えております。施設といたしましては、雨水のほうは敷地内貯留という形で地中に浸透させながら周りに影響を及ぼさない範囲で排水するように設計しております。太陽光などの自然エネルギーを利用する設備は規模的に余り大きくはございませんので、設けておりませんが、施設を運営する中でできる限り省エネルギーに努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） それでは、私から就学援助について、入学準備金の前倒しの実施についてお答えをさせていただきます。

現在、教育委員会では準要保護児童生徒の保護者に対する新入学児童生徒学用品費等を増額支給するとともに、第3子以降の学校給食費を無償化するなど、就学援助に対して現在取り組んでおります。新入学児童生徒学用品費等、いわゆる入学準備品なんです。それについては、前年度支給についても今後課題を整理しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） では、2回目順次伺いたいと思います。最初の町長の姿勢の問題なんですが、説明責任という話が随分ありましたけれど、一番こう私が何回も聞いてなかなかおっしゃらなかった、その平和の、国の問題について余りお答えがないですねというのを何回も私も言いました。いろんな支障があるのかわかりませんが、私はですね、国の仕事だから、国の仕事だから、以前にですね、国の専権事項だからとか、専任事項だから、それは国会での議論を待ちますみたいなことを何度かおっしゃっているんですね。しかしですね、専権事項だから、国のその施策について口出しをするかどうかというのは全く別話ですので、これは首長によってはきちんと話をしている人も多いんですね。何を遠慮しているのか、その辺全くわかりませんが、地方自治体の仕事はこういうこと、国の仕事はこ

ういうことで役割分担はありますけれど、国に対しての施策についての意見は、当然地方自治法からしてですね、住民の安全、平和の問題についてきちんと意思を表明する立場に町長はあると思うんです。町長は、どんなふうに関和の問題について考えているのか。特にですね、ことし7月にニューヨークの国連で核兵器禁止条約が採択されました。6月議会のときにもちょっとそれを触れました。もう恐らく採択されるであろうという話、たしかしたと思うんですけど、7月7日に採択されました。ご存じだと思わうんですけど、残念ながら日本政府はそこはその席にはいなくて、折り鶴だけがありました。そういう話もしました。あなたがここにいてくれればという折り鶴がありましたけれど、それは国会の中で首相も含めてですね、意見が違ふ部分があるかもしれません。ですから、町長は安倍さんと同じような考えであの席にいなくてもいいんだというふうには私に解釈するしかないのかなというふうには思いました。首長として先ほども話ししましたけど、町民の福祉、安全の問題、暮らしの問題について一番責任を負っているのは小坂町長ですから、そのことについて意見表明はしなきゃむしろいけないんだと思います。そして、国の国策にかかわることだから、地方自治体の問題ではありませんというのは、それはおかしいんじゃないでしょうか。憲法の前文にいろいろ書かれてありますが、私は暗記したこともありましたけれど、今忘れてしまいましたけど、日本国民は云々と。政府の行為によって再び戦争がないようにしたいと、政府の行為によって再び戦争が起きることのないようにするために、ここに前文を示すんだということの決意です。ですから、政府のあり方がおかしいときは議会でも、地方議会でも、あるいは首長であろうと、県知事であろうと、町会議員であろうとおかしいんじゃないかと挙げなければいけない。私はそう思うんですね。これは、おかしいと。おかしいと思わなければ何も言わないということに結果解釈するしかありませんけれど。そういう、きちんと自分の平和に関する、国策に関する考えを述べる町長であってほしいと町民は思っています。たとえ、個々の認識と違ふんであってもですね、その責任があるというふうには私は思いますので、それは国の問題だから、専権事項だから、専管事項だから、国会の判断にお任せするなんていうことは言わないでもらいたいというふうには私は思います。言うべきだと私は思います。その辺何かありましたら、お答えいただければと思います。

子育てについて、県下福祉の町、目指してやるやっていますよという話はもちろん私も議員ですからわかりますけれど、県下一の福祉の町というのは非常に遠いんですね。なかなかこれは大変だなというふうには思っています。県下一の福祉の町というのはどういう町なのかと町民に聞いてください。いろいろな施策があつて、医療費の中学3年生までの無料化は酒々井町だけではなくて、いろいろな今町でやっていますし、それは全体として子育てを重要視するというこゝで進めている施策の一つです。学校給食の無料化もしているところ、していないところいろいろあります。施策、それはそれでぜひ進めていただきたいというふうには思いますが、福祉全般になつてくるともつと幅広いと思うんです。きのう、きょうですか、ふれ愛タクシーの話、きょうもですね、きのうもですね、出ました。ふれ愛タクシーも、これ福祉の関連だと思わうんですね。最初導入したときは、30分ぐらい前に電話してくれれば玄関前まで行きますよ、そうやって利用ができる、利便性のある町民の足として活用してくださいとできたはずなんです。ですから、お金と時間のある人だけが使う、そういうふれ愛タクシーではないはずなんです。それだつてよくしていくことは、福祉の町につながることであり、国保税も引き下げること、負担軽減することも、これも福祉の町の一步になるわけですね、福祉の町というのは。ですから、一

一つ一つっていけば、福祉の町にするには本当に幅広い。でも、町民からすると、酒々井町だんだん高齢化ですから、年金暮らしが多いですから負担軽減してほしいというのが本音だと思うんです。介護保険料、下げてほしいとか、国保税下げてほしいとか、もっともっと300円じゃなくて100円で電話すれば30分以内に来てくれるとか、それが暮らしやすい福祉の町につながるんじゃないでしょうか。そういう点でね、ぜひ広く考えていただきたいというふうに思うんです。

町長としては、自分自身よくやったと、いろいろやったじゃないかと思いがあると思うんです。決してやっていないと私も思いませんが、県下一の福祉の町を掲げるのであれば、もっともっとやることがあるということなんです。どの町も子育て力入れますと首長は言うんですよね。それぞれ独自の施策やっていますけど、県下一となると本当に遠いと思うんです。でも、身近なところで高齢者がああよくやってきて、ここは細かくやっているという思いが伝わるような施策があるかどうか、あるいは子育てについてもですね、私はその点ではまだまだ道は遠い。来年そうやってくれとか、再来年やってくれと首長に、新しくなった首長にも言っても、そんな簡単にはなれないと思いますけれど、視点がやっぱりもっともっと広く持っていった上で県下一を目指すというふうに最終的にはなると思うんですよね。最初から県下一の福祉の町目指すという割りにはというふうに私は思います。何かありましたら、お願いします。

それと、説明についてぜひプレゼン能力を云々というふうに、説明ですね、ありました。最初に言ったように、25年間私も長くやっていますけれど、その都度その都度説明がよくわからなかったり、理解できなかったり、あれはどうなっているか、これはどうなってるのか、わからないことだらけです。現在もそうです。幾つか一般質問でありました。打ち出しましたけれど、ここの本庁舎のね、改修はどうなっているんですか。西庁舎、どうすんのかというの、いずれ何かなくしてしまうみたいなこと言ったり、いろんなことが山積みされているわけですね。古い町ですから。公設、施設も古くなっているから、いろんなことやんなくちゃなんないし、お金が随分かかると思うんです。でも、言い出したあれはどうなっているか、説明がない。あれはどうなっているかということが非常に多過ぎると、私はこのところすごく思うんです。ましてや、個別の問題で聞いたら、ちゃんと出てこないなんていうのは、最たるもんだと私思うんですよね。予定ですから。前も言いました。予定ですから、予定どおりにはいかないこといっぱいあるんです。でも、町はこんなふうに考えています。これは、こういうふうにしたいと思うということ、もうちょっと一覽でもいいですから出してほしいんです。あれはどうなっているかと、財政の手当てがつかないので、これについてはもうちょっと待ってくださいと説明をするということに、そこに心がけないです。気持ち。そこが読み取るわけですが、こちらは。何でもかんでも私たちが言うことが全て次々とかうなうななんて思ってなんかいませんよ。でも、こうやりたいけどなかなかここは財政的にもこういう問題があって、こっちが先にしたいので、これは待ってくださいとか、そういうふうに説明してくれれば、ああ、そうなのかと思いますよ。それが説明責任でもあると思うんで、責任を持って町民の皆さんのためにこういうふうにしたいけど、できませんならできませんで、こういうわけだからできないということで、それをきちんとわかるように説明する。その辺の工夫をしていただきたいと思います。

次にですね、国保の問題なんです、国保というのはなかなか。この間、標準保険料の試算について

説明いただきまして、ありがとうございます。国保の問題で聞くとですね、必ず出てくる言葉。安定的、効率的だとか、標準化とかと出てくるんです。私は、町民にとってどんなメリット何ですかと聞いているんですね。安定化とって、何が町民にとって安定化なのか。効率的と、それは町行政の話でしょうとかなるわけです。安定的、効率的、標準化されるということは、あくまで行政側の都合じゃないですか。町民にとってどんなメリットがあるんですか。国は、どんなことが国民にとっていいと思って広域化したんですかと聞いているんですよ。どこの市町村も聞くと同じなんです。ほかのところも聞くと、安定化と言うんです。その安定化という中身というのは。今も言いましたけど、市町村ごとの差がないようにする。結局安定化ということというのは、医療費の抑制にもつながるということがやっぱりあるんですよ。そういう点で町民に対しての説明、質問に対して答えない。私は、たしかちゃんと質問趣意書に書きました。国の目的は何なんですか。住民、町民は、町民に対してはどんなメリットがあるんですかと聞いたはずですが。でも、回答は安定化、標準化とかということ。それは、どういう意味なのか。これは、町民が聞いてもさっぱりわからないと思いますけれど、改めて伺いたいと思います。

それとですね、国保の3番目のお答えいただきましたけれど、14名で構成しているその協議会ですか、県のホームページに出ているということですから、見ればある程度はわかるということなんですが、パブコメも県がしているということでしたけれど、私はここは酒々井町ですから、町民のパブコメを考えていませんかというふうに思っているんです。住民の国保税を払っている人の声を聞いてもらえませんかと言っているんですけど、その点改めて伺いたいと思います。

それとですね、5番目でここも重要なんですが、今でさえも国保税高いよ、高いというふうに思っているわけですけど、その結果が出た後、運営協議会で話をして考えますよという非常にアバウトで、聞いたことになかなか答えていただけないんですが、減免制度の創設、どう考えているんですか。制度外繰り入れについても、引き上げになった場合には考慮するのですか、考えているのですか、そのところを伺いたいんです。制度外繰り入れはなるべくしないようにと国の指導がたしかあるんですけど。別に、これは決まっているわけではなくて、その酒々井町の、あるいはそれぞれの市町村の裁量、努力目標ですからやってはいけないとなっていないはずなんですよ。町民の国保税が高いということに対して答えようとすれば、何らかの減免制度あるいは制度外繰り入れを考えるべきじゃないかと思うんですけど、今のところは、じゃ考えていないということで町民の皆さんに宣伝をしていいのかどうか、その辺もお答えいただければと思います。

国保というのは、私たち今なかなか勉強するのも、すんなり入んなかったりはするんですけど、国民健康保険税というのは社会保障の一環ですから。ましてや、国民の生存権、25条ですか、にかかわった制度ですね。今国保負担が非常に少なくなって、国保財政町も非常に大変だと思うんです。ぎりぎりだったり、なかなかきつい状況だというふうに思います。国が悪いからです。町が悪いわけではなくて。その国庫負担をふやせとも、でも酒々井町からは要求しませんね。国はですね、国民が、町民が払えるかどうかの視点が全くない中で国保税の広域化考えているんですね。このような、今の現在の国保税の構造的な行き詰まりというか、これは広域化では決して悪くはなっても改善することはないと思っているんです。あとは、酒々井町が大変ですけど、町民に対してどういう対応をしていくかどうにかかかって、残念ですけど。国が国保負担減らしていますから、町は本当に大変だと思うんです。そこに町と

しての福祉県下一に目指すのだと。であれば、考えなきゃならないというところがあるんじゃないでしょうか。その点で、改めてあれば伺いたい。

それと、次に認知症なんですけれど、包括支援センターでまず行くからそこでというふうにおっしゃってました。そこでの対応をどうしているのかというのがわかれば教えてください。さっきチェックリスト云々と。包括支援センターの方に相談して、とてもよかったという話ちょっと知り合いの方に聞いたんですね。とても親切に対応してくれたということで喜んでいました。ですから、相談すればいろんな形で対応してくれるんだと改めて思いましたけれど、その辺のチェックリストというのはどんなふうになっているのか教えていただければと思います。

それとですね、認知症はどんどんふえると言いました。ここにいる老人議会もいずれどなたかが認知症、私かもしれませんけど、なるかもしれません。高齢化ですから。どんどんふえていく。そういう中ですね、本当に家族介護から社会介護にしていかなきゃならない状況に今どんどんなっていて、2025年なんて認知症の人がいっぱい歩いているという状況になるわけです。そういう中での対応を本当にしなきゃいけないというふうに。早目に発見すれば遅らせることもできるし、社会生活はできるんですね、軽い認知症であれば。自覚しながらも、積極的に社会に出ていくということはできるんです。そういう中で、酒々井町の県ではあるようなんですが、よくわからないので教えていただきたいんですが、酒々井町の認知症の方の家族の会というのはあるんでしょうか。県ではあると、広域ではあるんですが、そういうこともこれから考えていかなきゃならないなと私は思いました。

時間がないので。子育て支援施設についてなんですけど、最終的に改めて質問しません。なぜかという、もう既にこれから設計図ができてあれなんですけど、プリミエールに今度新しい部屋増築しますね、子供たちが使える、年寄りが使える多目的の部屋、後づけでできますよね。その会議室もできます。後から要望があったものの中できると。いろんな要望があるわけです。ましては、子育て支援施設となると、私はもう最初にすごくね、希望を持っていい施設ができるかなと。子育てしている、小さい子を育てるだけではなくて、小学生も子育てですから、中学生も子育てですから、子供たちがキッズランドじゃないですけど、そういう施設ができればいいななんて勝手に考えていました。児童館的な要素を持った云々と確か町長おっしゃってましたけど、プリミエールに今度つくるのは。子供の支援施設をつくるのであれば、そういうことも含めて人口は減るかもしれませんが、子供たちは必ずいるわけですから、小学生も、中学生も、幼児も。そういう子供たちがね、楽しんでそこに出入りできる、時には高齢者も加わることができるような施設を想像してつくる。想像する、考える、膨らんでいく、そういう考えでこう施設をつくるというのはなかったのかどうかというのを思うと、非常にこじんまりと必要最小限、これはあればいいなというところで建設したというふうに私は思って、ちょっと残念に思います。

最後に。認知症は終わりましたよね。次は、最後の質問ですけど、また検討するということなんですけど、もう来年3月になるんですけど、いつまで検討されるんですかね。来年以降なんですかね。来年3月に前倒しをしようと思えばできるはずなんですけれど、いつまでの検討なんですか。ということで、時間押していますけど、答えられるだけ答えていただければと思います。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 地福議員からは、先進福祉千葉県一ということで全然なっていないじゃないかと

いうお話をいただきました。町といたしましては、これからの福祉はですね、包括ケアといいますか、ともに支え合う町ということで、行政だけではなく、住民参加のもと合意の形成を進めていく基盤をしっかりつくってですね、役場を総合福祉センター化していくことが最も重要だと考えております。そういうことですね、また説明責任が不十分だということですが、いわゆる施設等については町のほうですね、公共施設の総合管理計画を立てております。それは、ある程度の予算の中で、こういうことを進めていくという形でございますね、最低限の条件はですね、クリアしているものかなとこう思っております。その辺についての説明も不十分ということであればですね、また必要に応じてご説明をさせていただくことになるのかなと、こう考えております。いわゆる今回の6月、7月の議案というのはですね、確かに若干いわゆる精査不足のところもあったわけですが、また説明不足のところもあったわけですが、基本的には特にプリミエールの増築ということにつきましてはですね、わずか2万1,000の町で児童館とかいろいろなものを個別に持つのは、これはもう無理でございます。あるものに少しでもプラスをして、それでそれなりの機能を持つということですね、それを一歩ずつ着実に進めていくと。まず、100点のことでは対応できないということですね、そういうことでにぎやかな人が集うようなですね、先ほどもお話にございましたが、子供から高齢者までと。やはりあそこは図書館があってですね、そういうことで子供たちの児童館的な役割も十分果たせる場所であるということございましてですね、そういう趣旨から進めて。ただ、予算の種目が地方創生の中の交付金ということでですね、そこにはばかりを説明するのがちょっと不適切といいますか、混乱を招いてしまうというのがあって、予算を中心にして説明したようなことになっているかと思っております。小さな町でございますので、住民からのご負担を少しでも減らすためにですね、そして幅広く使える施設というものをですね、やっていこうという考えのもとで進めていることでございます。そういうことございまして、また制度外繰り入れどうのこうのという話いろいろございましたが、これはまず県の試算を見てですね、いろいろなことを考えていく必要があるのかなと、こう思っております。いずれにしても、激変緩和のために県はいろいろやっていただけるようでございますので、その辺についてですね、具を持っていきたいなとこう考えております。というのは、県全体の市町村の問題もありますので、県として酒々井町だけに特別の配慮というのはあるわけではございませんのでですね、そういう中でしっかりと地域のフォームをつくっていくということだと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 答弁者に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） ないですか。いいですか。では、まだ時間ありますよね、3回目。2回目しかやっていない。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） 余計なこと言ったら突っ込まれるというふうにお思いなのか。今いろいろ質問

しました。特に福祉の問題とか、私は立派大きな児童館が欲しいとは別に言っていませんので、そういうことも加味した何かもっと工夫したものがもうちょっとできるんじゃないかというふうに思っていました。でかいものは、とにかくできないだろうなと。でも、初めて箱物つくるのであれば、そういうことも含めてね、考えてもよかったんじゃないかというふうに思うんです。そんなでかいものじゃなくても。

それとですね、国保についてなんですが、安定化、標準化とか効率化というのは、あくまで行政側の都合です。ですから、ぜひ今回……もうすぐ終わります。今回この結果が出た場合ですね、下がっても、上がっても、もともと高いですから、ぜひ減免制度、それから一般会計からの制度外繰り入れをですね、考えるべきだと思いますので、私は国保の委員ですけれど、ぜひそこら辺をね、強調して町民のために、行政の効率化のためではなくて、町民の福祉のためにですね、安全のためにも、暮らしのためにも、そういう方向で考えていただきたいというふうに思いますし、それから議員といっても専門家じゃありませんので、行政マンではないので、わからないこと私たくさんあるんです。頭悪いからとか、なかなか行政の話がわからないこととか、知らないこともいっぱいあるので、ぜひ効率的ではなくて、わかりやすい説明とさっきおっしゃいましたけれど、わかりやすい説明、丁寧な説明をぜひ、安倍さんは丁寧な説明をするといっているけど、私は聞いたことないですけど、～（終了5分前のベルの音あり）～ぜひ丁寧な説明をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 先ほどですね、ちょっと答弁漏れしましたが、ふれ愛タクシーの関係です。課長からの答弁もあるんですが、ふれ愛タクシーのですね、去年運行費用が突然バス会社から上げられてですね、バスをやめるといった話があったわけでございまして、町のほうとしてはですね、町民の負担をいかにふえないようにするかという工夫をしてやっています中ですね、今検討中なわけです。そして、なおかつですね、今後予想される免許返納者や高齢者の増加を考えると、現在のふれ愛タクシーのシステムでは対応できないというものと認識しておりまして、今後は福祉タクシーのさらなる充実、拡充を含めて多様な移動手段を総合的に検討してまいりたいと、こういう話でございますのでですね……

○14番（地福美枝子君） ぜひ検討結果を出してください。

○町長（小坂泰久君） ええ。ですから、いわゆるですね、そういう面でのですね、ただ単に減車で喜んでいるわけではなくてですね、やはり町民にいい結果になるように今の利用実態も含めてですね、今つぶさに検討中でございますのでですね、そういうことをご認識いただければと思っております。そういうことで、私の話とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了しました。

ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終了します。

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 16番議員、高崎長雄君。

○16番（高崎長雄君） この際、動議を提出したいと思いますので、内容は議長を除く、議員全員を委員として構成される議会改革特別委員会設置についてであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ただいま提出されました動議は、所定の賛成者がありましたので、成立しました。

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。

ただいま高崎長雄君から提出されました議会改革特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議会改革特別委員会設置の件

○議長（佐藤修二君） 追加日程第1、議会改革特別委員会設置の件を議題とします。

動議の提出者であります高崎長雄君から趣旨説明を求めます。

16番議員、高崎長雄君。

〔16番 高崎長雄君登壇〕

○16番（高崎長雄君） 16番議員、高崎長雄でございます。ただいまから議長を除く、議員全員委員とする議会改革特別委員会設置について動議を提出しましたところ、議員各位の賛同をいただき、まことにありがとうございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより動議の趣旨説明をさせていただきます。

近年、地方議会ではさまざまな課題の浮上により、当議会においても町議会選挙が無投票になるなど、議員のなり手の問題が発生しています。このようなことから、議会としまして、時代に即した議会運営、町民に開かれた議会などについて今後調査研究をしていくことが必要であることから、ここに議長を除く議員全員を委員とする議会改革特別委員会設置に関する動議を提出させていただきました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

簡単であります、動議の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 高崎長雄君による議会改革特別委員会設置に関する趣旨説明が終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております議会改革特別委員会設置の件につきましては、正規の手續を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会設置の件につきましては、正規の手續を省略し、直ちに採決するこ

とに決定しました。

お諮りします。議会改革特別委員会について、これを設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会については、これを設置することに決定しました。

さらにお諮りします。議会改革特別委員会の委員については、議長を除く議員全員とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は議長を除く議員全員とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時06分）

平成29年第5回酒々井町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年9月27日(水曜日)午前9時30分開議

- 日程第1 決算認定の件
 - 日程第2 議案第1号ないし議案第5号及び議案第9号ないし議案第14号総括審議
(委員長報告及び質疑・討論・採決)
 - 日程第3 請願の件
 - 日程第4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件
 - 日程第5 議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件
 - 日程第6 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議案第1号及び発議案第2号
- 追加日程第2 発議案第3号
- 追加日程第3 発議案第4号
- 追加日程第4 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件

出席議員（16名）

1番	濱 口 信 昭 君	2番	須 藤 伸 次 君
3番	酒 瀬 川 健 一 君	4番	那 須 光 男 君
5番	御 園 生 浩 士 君	6番	川 島 邦 彦 君
7番	齊 藤 博 君	8番	内 海 和 雄 君
9番	佐 藤 修 二 君	10番	江 澤 眞 一 君
11番	平 澤 昭 敏 君	12番	越 川 廣 司 君
13番	竹 尾 忠 雄 君	14番	地 福 美 枝 子 君
15番	小 早 稻 賢 一 君	16番	高 崎 長 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町 長	小 坂 泰 久 君	副 町 長	飯 塚 光 昭 君
教 育 長	木 村 俊 幸 君	教 育 次 長	大 崎 智 行 君
参 事 兼 企 画 財 政 長	岡 野 義 広 君	参 事 兼 民 協 働 長	清 宮 高 由 起 君
参 事 兼 経 済 環 境 長	芝 野 芳 弘 君	総 務 課 長	大 塚 正 徳 君
税 務 住 民 長	鳩 貝 剛 君	健 康 福 祉 長	河 島 幸 弘 君
ま ち づ く り 長	板 垣 一 成 君	上 下 水 道 長	黒 田 光 利 君
農 業 委 員 会 長	岩 井 尉 行 君	こ だ も 課 長	七 夕 夕 美 子 君
学 校 教 育 長	玉 井 清 人 君	生 涯 学 習 長	福 田 良 二 君
会 計 管 理 者	木 村 修 一 君		

本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	鵜 澤 勝 己	書 記	五 代 より子
書 記	齊 藤 良 尚		

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎議長報告

○議長（佐藤修二君） 日程に入る前に議長報告を行います。

委員会条例第8条第2項の規定による議会改革特別委員会正副委員長の互選の結果が届いておりますので、報告をいたします。

議会改革特別委員会委員長に齊藤博君、副委員長に地福美枝子さんが互選されました。

以上で議長報告を終わります。

◎決算認定の件

（委員長報告及び質疑・討論・採決）

○議長（佐藤修二君） これから日程に入ります。

日程第1、決算認定の件を議題とします。

平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成28年度酒々井町水道事業会計決算、平成28年度酒々井町下水道事業会計決算の審査結果について、決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、江澤眞一君。

〔決算審査特別委員会委員長 江澤眞一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（江澤眞一君） おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会審査結果報告を行います。

本特別委員会は、9月定例議会において設置され、平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、平成28年度酒々井町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに平成28年度酒々井町下水道事業会計決算の認定についての議案付託を受け、9月15日、9月19日、9月22日の3日間にわたり委員会を開催いたしました。執行部から詳細な説明を受けるとともに、厳正な審査を行い、その結果、各会計とも監査委員の監査意見書のとおり、過誤なきものと認められました。

さらに、本特別委員会は平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、平成28年度酒々井町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに平成28年度酒々井町下水道事業会計決算の認定についてをそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、各委員より意見や要望が出されましたので、それらの諸点について、今後執行部において適切な対応をなされるよう期待

するものであります。

ここで主な意見、要望事項について順次申し上げます。

まず初めに、全般的事項につきましては、税の徴収率が向上していることは評価できる。今後も徴収率向上に努め、特に法人町民税の滞納防止に努められたい。

一般会計につきましては、荒廃地環境保全協働事業補助金については、平成28年度をもって終了したが、景観や通学路の安全確保の観点から保全について努められたい。

1つ、酒々井中学校の楽器について、学校の要望に沿うように予算配分されたい。

1つ、中学校のグラウンド整備については、生徒の安全を確保するため、早期完成に努められたい。

1つ、酒々井小学校のプールについて、跡地利用の具体策を検討されたい。

1つ、高齢化対策として紙おむつ支援事業については、支給要件を緩和し、制度の充実を図られたい。また、緊急通報装置貸与事業については、日中に独居状態である高齢者も対象にされたい。

1つ、工事等の用地購入に当たっては十分に調査した後に購入し、町民に十分な説明ができるよう努められたい。

1つ、道路改良事業については、現在工事を実施している路線を優先し、早期に完成されるよう努められたい。

次に、水道事業会計につきましては、水道事業は町民の生活に直結していることから、職員の確保及び適正配置をされたい。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤修二君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告が終了しました。

これから決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 共産党の地福でございます。ただいまから議案第6号、平成28年度一般会計決算について、反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

一部認めていながら、何だかんだと言いながら、結局は反対しちゃうんだねみたいなことは何度か言われました。与党ではありませんから、全て納得100%要求が実ということとはなかなかないとは思いますが。しかし、町民の要求は何なのか、どこに要求があるのか。今の経済情勢の中で暮らし向きはどうなのかなど考え合わせながら、国や行政のお金の使い方をチェック、監視するのが私たち議員の仕事でもあります。幾つか指摘をいたしまして、具体的な反対の意見とさせていただきます。

先ほど決算審査特別委員会からの報告もありましたけど、いろいろ出されてありました。まず、1つ

には住民非課税世帯の紙おむつ、この意見にも載っていましたが、以前から私たちは意見を申しておりました。地元、使っている方の具体的な要求もありまして、非課税世帯だけではなく、必要な方にも対応すべきではないか、支給すべきではないかというふうに思います。非課税世帯というのが幾つかあるようですが、ぜひその点で考えを改めまして必要な方というふうに思っております。

2つ目には、これも以前から言っていました中学校グラウンドの拡張整備についてですが、生徒の強い要望もありまして、何年かたっております。なかなか進んでいない原因は何なのか、具体的にどのようになっているのか、もっと説明が必要だというふうにも思います。生徒たちから一日も早くその要望に応えられるように全力を挙げて整備を進めていただきたいと思います。

また、昨年から行っています千葉氏まつり、先ほどもチラシいただきましたけれど、結構なお金を使いまして千葉氏まつり行うことではありますが、それ自体は別に反対はありませんけれど、全容をきちんと説明、議会にしていきたいと思いますというふうに思います。

次に、子ども・子育て支援施設など、そのほかにも幾つかありますが、数件の土地購入に際しての不透明さがあります。なぜその土地が必要なのか、どのような経過で購入に至ったのか、適切な購入価格なのか、今後どのようにしていく計画なのか、そういうことについても納得のいく説明を、対応をいただきたいというふうに思います。

また、最後にですが、道路の問題も、ここにも、報告にもありましたけれど、道路改良工事ですね、道路の整備についてですが、要望のある、前からある要望のある道路は幾つかあるわけです。まず、それを最優先にして整備をすべきではないでしょうか。大きな道路、それは何のために必要なのかどうか。それよりも以前に前から要望のある道路、まず整備するのが行政の仕事であると思います。

るる申し上げましたけど、そういうことも含めまして、残念ながら議案第6号、平成28年の一般会計決算については、反対をせざるを得ません。ということで、報告、意見を申し上げます。

○議長（佐藤修二君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番議員、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております議案第6号、平成28年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計並びに水道事業会計剰余金の処分及び決算に関する認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

平成28年度の財政状況につきましても、昨年に引き続きまして大変厳しい状況の中で地方財政の動向等を考慮しながら、自主財源の確保などに努めるなど、大変ご苦労をかけた財政運営の痕跡がうかがえるわけでございます。歳出につきましては、経常経費の削減に取り組み、事務事業の投資的効果及び緊急性を配慮し、財源の重点的、効率的配分に努めながら総合計画等を考慮をした事務事業の執行でありました。二、三申し上げますと、健康福祉事業では子ども・子育て支援拠点を2カ所設置し、ファミリーサポートセンター事業利用者支援事業を開始いたしました。生活環境整備では、新たに防犯ボックスを設置し、防犯力の向上を図った。住民との協働では住民公益活動を支援するための補助事業、まちづ

くり研究事業、新たには100年安全・安心に住める酒々井づくり事業、さらにはまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業、そして酒々井千葉氏まつりの開催などを実施されてまいりました。また、平成19年度には地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定をされ、5つの健全化判断比率の指標が設けられましたが、いずれも健全を示す比率となっております。

以上のことから賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について採決をします。

決算審査特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、平成28年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は認定されました。

次に、平成28年度酒々井町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について採決します。

決算審査特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、平成28年度酒々井町水道事業会計剰余金の処分及び決算は認定されました。

次に、平成28年度酒々井町下水道事業会計決算の認定について採決します。

決算審査特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、平成28年度酒々井町下水道事業会計決算は認定されました。

◎議案第1号ないし議案第5号及び議案第9号ないし議案第14号総括審議

（委員長報告及び質疑・討論・採決）

○議長（佐藤修二君） 日程第2、議案第1号ないし議案第5号及び議案第9号ないし議案第14号を一括議題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、平澤昭敏君。

〔総務常任委員会委員長 平澤昭敏君登壇〕

○総務常任委員会委員長（平澤昭敏君） 総務常任委員会の報告をいたします。総務常任委員会に付託されました議案第1号及び議案第9号、委員会担当分野につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、9月8日に本委員会委員全員、副町長、関係課長、会計管理者の出席を得て開催しました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 次に、教育民生常任委員会委員長、御園生浩士君。

〔教育民生常任委員会委員長 御園生浩士君登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（御園生浩士君） 教育民生常任委員会報告をいたします。教育民生常任委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第9号、委員会担当分野、議案第10号、議案第11号、議案第12号、以上6議案につきまして審議の結果をご報告いたします。

本委員会は、9月7日に本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長及び関係課長の出席を得て開催いたしました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤修二君） さらに、経済建設常任委員会委員長、小早稲賢一君。

〔経済建設常任委員会委員長 小早稲賢一君登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（小早稲賢一君） 経済建設常任委員会報告。経済建設常任委員会に付託されました議案第2号、議案第9号、委員会担当分野、議案第13号、議案第14号、以上4議案につきまして審議の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月7日に本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得て開催しました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は、全員賛成により原案のとおり決定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 共産党の地福です。議案について反対の意見を述べさせていただきます。

反対の部分は、議案第3号についてです。国においていろいろ税制について議論がされて通った部分なのですが、一括して判断をするという点では非常に私たちも困るわけですが、やむ得ないということで、反対の部分は個人住民税に控除対象者の配偶者の対象の範囲ですね。定義の見直しについてです。これは、一部の世帯には減税になるわけですがけれども、就業調整の壁を本質的に取り除くわけではありませんし、配偶者とそのほかの扶養親族とで所得控除の範囲に不平等が生じるという、そういう問題がありますので、反対をせざるを得ません。先ほど一般会計決算についても、幾つかも述べましたけれど、何を優先して私たちの税金を使うかが、これが重要なわけですが、そこに国も県も、そしてここ町行政の仕事もその真価が問われるお金の使い方になるわけです。そういう点で、今回のこの第3号について一部なのですが、配偶者の範囲の見直しについて反対をせざるを得ません。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、御園生浩士でございます。ただいま議題になっております議案第2号、酒々井町産業振興基本条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

条例の目的、第1条の目的の趣旨は、産業の振興は経済活動を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、町民生活を向上させる役割を担っております。町内産業の発展を図るためには地域の特性を生かした産業振興のあり方や、今後の方向性などの産業の振興に関する基本理念を定め、町事業者、産業経済団体及び町民の役割を明確にすることにより、個々の活動が均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に貢献することを目的とすることとなっております。当たり前と言えども当たり前ですが、町よりもまず範を示すべく、全発注業務の見直しを図るべき。町内で調達できるものは町内で発注をすること。また、地元企業や産業の育成、振興策として入札制度の見直しをすること。過去においては、農業、商業、工業、観光等について個別に補助をしているが、これを契機に戦略的に検討したらいかがでしょうか。予算配分に優先順位をつけ、重点配分し、強化について受け手が実感でき、かつ結果が出せるようお願いいたします。結果の反省をいただき、町としてもその効果の分析をし、しっかりと次へつなげるよう仕事をしていただきたい。

以上、賛成討論といたします。同僚議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号、酒々井町都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、酒々井町産業振興基本条例の制定について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、酒々井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、酒々井町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は関係委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成29年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成29年度酒々井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成29年度酒々井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成29年度酒々井町水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

さらに、議案第14号、平成29年度酒々井町下水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願の件

○議長（佐藤修二君） 日程第3、請願第1号及び請願第2号を議題とし、請願審査の結果について教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、御園生浩士君。

〔教育民生常任委員会委員長 御園生浩士君登壇〕

- 教育民生常任委員会委員長（御園生浩士君） 請願審査の報告をさせていただきます。教育民生常任委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書の審査の経過と結果についてご報告いたします。

請願第1号及び請願第2号は、9月7日に本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長及び関係課長の出席を得まして審査をいたしました。慎重審議の結果、請願第1号及び請願第2号につきましては、いずれも賛成多数で採択とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長（佐藤修二君） 以上で教育民生常任委員会委員長の報告が終了しました。
これから教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

以上で教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は分割して行います。

初めに、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について討論を行います。

初めに、本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤修二君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤修二君） なければ、これで請願第1号に対する討論を終わります。

次に、請願第2号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について討論を行います。

初めに、本請願に反対の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（佐藤修二君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤修二君） なければ、これで請願第2号に対する討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は採択であります。請願第1号を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は採択であります。請願第2号を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。したがって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件

○議長（佐藤修二君） 日程第4、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、高崎輝夫君、岡恭子さん、安田文雄君、小林静江さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した高崎輝夫君、岡恭子さん、安田文雄君、小林静江さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、深山敏行君、第2順位、鵜澤登美子さん、第3順位、福田喜一郎君、第4順位、田中義弘君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した第1順位、深山敏行君、第2順位、鵜澤登美子さん、第3順位、福田喜一郎君、第4順位、田中義弘君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤修二君） 日程第5、特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（佐藤修二君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前10時11分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時50分）

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。

ただいま御園生浩士君ほか4名から発議案第1号及び発議案第2号が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号及び発議案第2号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎発議案第1号及び発議案第2号

○議長（佐藤修二君） 追加日程第1、発議案第1号及び発議案第2号を議題とします。

発議案第1号の提出者である御園生浩士君から趣旨説明を求めます。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君）では、発議案第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について説明をさせていただきます。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月27日。提出者、御園生浩士、賛成者、瀨口信昭、賛成者、齊藤博、賛成者、江澤眞一、賛成者、地福美枝子。宛先、酒々井町議会議長、佐藤修二様。

朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先が内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てです。

以上です。以上で、発議案の提出について述べさせていただきました。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第1号に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は可決されました。

次に、発議案第2号の提出者である御園生浩士君から趣旨説明を求めます。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 発議案第2号、国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月27日。提出者、御園生浩士、賛成者、濱口信昭、賛成者、齊藤博、賛成者、江澤眞一、賛成者、地福美枝子。酒々井町議会議長、佐藤修二様。

一読させていただきます。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育て

るという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第2号に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第2号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ありませんか。

なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は可決されました。

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。ただいま齊藤博君ほか4名から発議案第3号が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

◎発議案第3号

○議長（佐藤修二君） 追加日程第2、発議案第3号を議題とします。

発議案第3号の提出者である齊藤博君から趣旨説明を求めます。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 発議案の第3号、青少年交流の家の代替え施設確保等に係る意見書の提出について。私のほうから提案の趣旨を説明をさせていただきます。

本文でいきますと、地方自治法第99条の規定による別紙意見書を酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

平成29年9月27日。提出者、私でございます。賛成で署名をいただいた方が、江澤眞一議員、竹尾忠雄議員、須藤伸次議員、濱口信昭議員でございます。

以下、意見書の提案理由について申し上げます。

既に皆さんご案内のとおり、中央台の公共用地内に建設されている町立の「青少年交流の家」は完成の予定だった平成28年3月末を1年6カ月を経過しようとする現在においても完成の目途は立っていない現状です。

現在使われている施設は、老朽化が著しく万が一にも、利用している青少年に事故があってはならないとの観点から建設予算が組まれました。

ところが、工事着工後4カ月で工事が中断、請負契約も解除となり、未完成のまま放置されて現在に至っております。

この事態においては、先ず、利用者の安全性が確保されなければなりません。

町議会として、現状を深く憂慮し、ここに下記の通り意見を具申します。

2つございます。

記

1 青少年等の利用者の安全を最優先に、現有施設の再点検と必要な措置を講ずると共に、既存の施設を有効活用等により確保する等、未然の事故防止に万全を期されたい。

2 酒々井町議会としては、これまでの経過と町執行部の対応を否定するものではないが、この問題を早期に解決し、青少年交流の家が多くの町民に広く利用され、青少年の健全な育成に資する施設となるよう、早期供用開始に向けた取り組みに一層努力するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日。酒々井町長、小坂泰久様。酒々井町議会議長。

皆さんの賛同をよろしく願います。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第3号に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、発議案第3号、ただいまの議案に対して質問させていただきます。

過去には耐震性が不足しているということで使用を不可というふうにした物件が幾つかあります。町民体育館、多くの町民の利用があり、かつ存続の要望があるにもかかわらず、町民の安全性を最優先させ、利用を中止し、現在は倉庫としての使用をしております。また、本年4月においては飯積地先に入る橋、橋がございまして、その橋、県の調査の結果によって町では全面通行どめといたしました。地元の方々には説明をされたということで、議会の皆さんにもお話ししたとおりでございますが、その後地元からのクレームが多々ございました。再度説明し、地元の方々の理解を得たところでございます。

そして、今回の議案でございますが、町では、説明では耐震力がないということで、代替え地を探して建設を始めたわけでございますが、耐震力がないという、その施設をですね、これから日本の宝、酒々井町の宝となる子どもたちが利用しております。その子どもたちの安全性を考えれば、町議会としてこの案を出す以前にですね、執行部として既にとめておかなければいけないと私は思っております。そのことについて提出者はどのように考えているか、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤博君） 私が答弁するのが適当かどうか、本来執行部で力強い答弁をいただければ幸いです。今、議員おっしゃったのは、まさに正論だと私は思います。直ちに使用の停止というものをすべきだと思うんですが、ただ子どもたちにそういう影響を与えてはいけませんので、ここで申し上げました1番目、この中でやはりそれが実際にできる、そういう施策を早目にとっていただきたいというのがこの請願の趣旨の一つでございます。執行部にはそういう意見も本当に踏まえて、ぜひ、ぜひ早目

に、早期に代替えの施設等を確保して子どもたちの安全を確保していただきたい。重ねてお願いをします。これで答弁で。済みません。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第3号、青少年交流の家の代替え施設確保等に係る意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまより青少年交流の家の代替え施設確保等に係る意見書（案）について賛成の意見を述べさせていただきます。

この意見書（案）の中にもございましたが、既に1年6カ月を経過し、この間毎回の一般質問でも多くの議員の皆さんが質問をしてきましたが、町の回答は壊れたテープのように毎回同じ答えでありました。そして、私も今議会で一般質問で質問しましたが、危険な建物で子供たちをいつまでも使用させるべきではありませんということで、子供たちの安全のために代替え施設が必要だということを指摘しました。さらに、現在この使われている、子供たちが利用している建物については、耐震不適格物件、危険物と町長が議会でお答えになっております。であるならば、代替え施設を確保すべきであり、管理者として使用中止を判断すべきではありませんか。そういう点で、まず子供たちの命を守るという点で代替え施設の確保が最重要課題です。

けさも、東北での地震、そして和歌山県での地震、いつ災害が発生するかわかりません。そういう点で、一日も早い代替え施設の確保を求める意見書（案）、議会として皆さんの賛同でお願いしたいと思います。また、さきの一般質問でも、私、一日も早く解決するために、町長と業者のトップの話し合いを行うよう提案しました。町長の回答は、弁護士活動の妨げになると。こんな理由でトップ会談を行わないと、こういうような回答でありました。しかし、昨年9月15日以降、弁護士とのやりとりも中断されてきております。これは当然だと思います。町は、弁護士に委託料も予算化せず、弁護士も活動はできないと思います。さきの一般質問のお答えを聞いても、町長には解決する姿勢も全く見られません。子供たちの命を守るためにも、ぜひ一日でも早く代替え施設を確保されるよう、この意見書（案）、皆さんの賛同を得て提出したいと思います。賛同、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は可決されました。

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。ただいま齊藤博君ほか2名から発議案第4号が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第3とし、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

◎発議案第4号

○議長（佐藤修二君） 追加日程第3、発議案第4号を議題とします。

発議案第4号の提出者である齊藤博君から趣旨説明を求めます。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 発議案の第4号の説明に入る前に、ただいまの発議案第3号、皆様に賢明なる賛同をいただきました。敬意を表するところでございます。ありがとうございました。

では、発議案の第4号について、私のほうから趣旨説明をさせていただきます。

題名は、議案第1号、酒々井町都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例に対する付帯決議についてでございます。

上記決議案を、酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年9月27日。提出者、私でございます。賛成で署名をいただきましたのは、那須光男議員、地福美枝子議員でございます。

以下、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

私は、自分の知識不足のため、都市計画税がもらい過ぎである現実を知りませんでした。納税者の皆様には申しわけなく感じております。しかしながら、よく考えてみると、私の不勉強もさりながら、本来は都市計画税を賦課徴収する行政側、つまり町が納められた都市計画税が実施された都市計画事業の経費を上回る余剰金が生じていることを明確に納税者及び町民に説明をしなければならなかったのではないか、その思いを抱きました。なぜなら、都市計画事業に使われるための目的税である都市計画税は、他の経費に使ってはならないとのルールがあるからであります。平成27年度で約2,000万円、28年度、約600万円がもらい過ぎの状況でございます。議案第1号は、先ほど可決をされましたが、この余剰金を貯金して都市計画事業の経費が上回った場合に取り崩して経費に充てる、そういうものでございます。私は、都市計画税は、他の収入と一緒にしてはならないこと。また、余剰金の額がまだ一定ではなく、現時点での税率の引き下げ等は現実的ではない、困難であるとの判断から、緊急避難措置として私は賛成をいたしました。しかし、この際、都市計画税充当対象事業及び充当額の公表は、行政側の義務であ

るという認識を持たなければならないと思います。国も以前から地方自治体に向け、都市計画事業への充当について議会に明示し、かつ住民に周知することを徹底するように通知をしております。ただ、ほとんどの市町村で都市計画税に余剰が生じる事態を想定できなかった過去、その姿勢についてとがめるつまりはありません。今後は、都市計画税と都市計画事業との状況を公表、説明することは、納税者に対する町の義務だと考えていただきたいと思います。そういう考え方に立ち、行政側が果たすべき制度として確立するために、異例ですけれども討論の中の要望や要求ということではなく、附帯決議という形で提案をさせていただきました。

なお、この公表に係るデータは、毎年度決算時点で作成をされておきまして、この公表について新たに事務がふえる、そういうものではございません。念のため申し添えておきます。付帯決議（案）は、都市計画税の収納額並びに都市計画税充当対象事業及び充当額を毎年度決算時に町議会及び町民に対し、報告及び公表すること。

以上でございます。皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第4号に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で発議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第4号、議案第1号、酒々井町都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例に対する付帯決議について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は可決されました。

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う必要が生じたため、これを日程に追加し、追加日程第4とし、議題としたいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定しました。

ここでしばらく副議長と交代します。

〔議長、副議長と交代〕

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件

○副議長（川島邦彦君） 追加日程第4、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。9番議員、佐藤修二君の退場を求めます。

〔9番 佐藤修二君退席〕

○副議長（川島邦彦君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川島邦彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川島邦彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に佐藤修二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました佐藤修二君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川島邦彦君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤修二君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

〔9番 佐藤修二君入席〕

○副議長（川島邦彦君） 佐藤修二君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

◎閉会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成29年第5回酒々井町議会定例会を閉会します。

(午前11時30分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐 藤 修 二

副 議 長 川 島 邦 彦

署 名 議 員 濱 口 信 昭

署 名 議 員 須 藤 伸 次